

平成29年12月定例会会議録（第1号）

平成29年12月5日 火曜日 午前10時00分開会
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長 秘書職員室長	小関孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第1号）

平成29年12月5日 火曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第11号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第 4 議案第79号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約（平成29年議案第53号）の一部変更について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 5 議案第80号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 6 議案第81号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第82号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案、請願の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

- 日程第10 議案第84号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第85号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第86号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第87号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第88号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第89号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第90号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

開 会

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、総務課長が欠席のため、秘書職員室長
小関 孝君が出席いたしますので、御了承お願いいたします。

それでは、これより平成29年12月新庄市議会
定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議
事日程第1号によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小野周一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を
行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定に
より、議長において清水清秋君、山科正仁君の
両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小野周一議長 日程第2 会期決定を議題といたし
ます。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経
過と結果について御報告いたします。

去る11月28日午前10時から、議員協議会室に
おいて議会運営委員6名出席のもと、執行部か
らは関係課長並びに議会事務局職員の出席を求
め議会運営委員会を開催し、本日招集されまし
た平成29年12月定例会の運営について協議をい
たしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案
等についての説明を受け、協議を行った結果、
会期につきましてはお手元に配付しております
平成29年12月定例会日程表のとおり、本日から
12月15日までの11日間に決定いたしました。ま
た、会期中の日程につきましても日程表のと
おり決定いたしましたので、よろしくお願
い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告1
件、議案5件、補正予算8件、請願1件の計15
件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告1
件の後、議案第79号につきましては、本日提案
説明をいただき、委員会への付託を省略し、本
日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第80号から議案第83号の議案4件につ
きましては、本日の本会議に上程し、提案説明
の後に総括質疑を行い、所管の常任委員会に付
託し、審査をお願いいたします。

議案第84号から議案第91号の補正予算8件
につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、
委員会への付託を省略し、12月15日、最終日
の本会議において審査をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期
定例会の一般質問通告者は6名であります。よ
って、1日目4名、2日目2名に行っていただ
きます。なお、質問時間は、質問、答弁を含め
て1人50分以内といたします。質問者並びに答
弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますよ
うお願い申し上げます。議会運営委員会にお
ける協議の経過と結果についての報告といた
します。

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月15日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12月5日から12月15日までの11日間と決しました。

平成29年12月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	12月5日	火	本会議	議場	午前10時	開会。報告(1件)の説明。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(4件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の常任委員会付託。補正予算(8件)の一括上程、提案説明。
第2日	12月6日	水	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤義一、小嶋富弥、叶内恵子、小関 淳の各議員
第3日	12月7日	木	本会議	議場	午前10時	一般質問 奥山省三、佐藤悦子の各議員
第4日	12月8日	金	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第5日	12月9日	土	休 会			
第6日	12月10日	日				
第7日	12月11日	月	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第8日	12月12日	火	休 会			本会議準備のため
第9日	12月13日	水	休 会			本会議準備のため
第10日	12月14日	木	休 会			本会議準備のため
第11日	12月15日	金	本会議	議場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(8件)の質疑、討論、採決。

日程第3報告第11号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

小野周一議長 日程第3報告第11号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。12月定例会、よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第11号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

去る9月28日の衆議院の解散に伴い、10月22日に衆議院議員総選挙が実施されました。この選挙に係る経費について、ポスター掲示板の設置や印刷物の準備などへ向け早急な対応が必要であったため、9月28日付で予算の専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、衆議院総選挙に係る経費として1,857万7,000円、また同時に実施されます最高裁判所裁判官国民審査に係る経費として11万5,000円、合わせて1,869万2,000円であります。

当該選挙が円滑に執行されるよう予算化したものでありますので、御承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

小野周一議長 ただいま説明のありました報告第11号については、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承をお願いします。

日程第4議案第79号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事

請負契約（平成29年議案第53号）の一部変更について

小野周一議長 日程第4議案第79号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約（平成29年議案第53号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第79号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約の締結について（平成29年議案第53号）の一部変更について御説明申し上げます。

本年6月定例会において御可決いただき工事が着手し進めております日新中学校大規模改修工事のうち、校舎改修工事につきまして契約内容について変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更する内容でございますが、契約金額について1,301万9,400円増額いたしまして、4億5,581万9,400円にするものであります。

主な変更内容の一つとしては、既存渡り廊下解体に伴う既存配管配線の切り回しの項目、数量の変更であります。また、渡り廊下の基礎地盤改良の強度確保のためのコンクリート添加量の増加や外壁改修工事に伴う既存のエアコン設備と暖房用灯油配管が使用できなくなることによる仮設の項目を追加変更。さらに、教室棟屋根の一部解体により発見された屋根裏の大量のハトのふんについて、その回収撤去処分も含めております。そのほか屋根床内部壁や床のひび割れ補修など改修項目について、現場と設計を照合、精査した結果、増減が必要なものについて変更を行うものであります。

また、工期につきましては、教室棟屋根裏から発見されたハトのふんの処分に約1カ月間を要し、本体改修工事の工程に大きく影響が出てしまったため工期の変更を行うものであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 ただいま説明のありました議案第79号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約(平成29年議案第53号)の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案4件一括上程

小野周一議長 日程第5議案第80号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第8議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第80号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてから議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第80号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

地方税法等が改正されたこと及び都市計画税課税区域の見直しを行うことに伴い、新庄市市税条例等について必要な改正を行うものであります。

主な内容でございますが、軽自動車税につきましては、消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税が廃止されることに伴い、軽自動車税に環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割に変更します。

市民税につきましては、法人市民税の法人税割の税率の引き下げ及び個人市民税に係る控除対象配偶者の定義変更及び住宅ローン控除の適用期限の延長を行うものです。

また、都市計画税につきましては、公共下水道の整備の拡大が行われていることから、税の公平性の確保を図るため、課税区域を新たに追加するものであります。新たな課税区域は西町、

木栄町、円満寺町、五日町宮内、松本3区の一部となっております。

施行日につきましては、一様でないことから、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第81号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、法律名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことに伴い、条例の題名を新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例に改め、条例の目的を地域経済牽引事業の促進に改めるものです。その他、条項ずれ、関連する条文の整備を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日とするものであります。

次に、議案第82号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

新庄市エコロジーガーデンに宿泊交流施設を設置するため、必要な改正を行うものです。

宿泊交流施設は旧4号宿舎を改修した木造平屋建て1棟、定員は7名、旅館業法に基づく簡易宿所の認可を受け、来年2月1日より供用を開始する予定です。

使用料については、1人1泊3,000円、貸し切りの場合は1万5,000円とし、その他文言の整備等、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

公営住宅法及び同法施行令が改正されたことに伴い、市営住宅入居者の収入申告義務につい

て緩和する規定を整備するものであります。

市営住宅の家賃につきましては、入居者からの毎年度の収入申告をもとに家賃を決定しており、収入申告がない場合には近傍同種の住宅家賃とともに家賃を決定しております。今後、認知症患者等の入居者からの収入申告が困難と認められる場合、官公署の書類の閲覧等により収入を把握し、家賃を決定することができるものでもあります。あわせて、法改正に伴う条項ずれ、文言の整備などについて改正するものであります。

施行日につきましては、公布の日であります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

小野周一議長 これより、ただいま説明のありました議案4件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市税条例の改正のことについてなんですが、市長の説明の中の最初のところで、軽自動車税について消費税10%になったときに自動車取得税がなくなり、新たに環境性能割がふえるというお話だったように思いますが、今までの自動車取得税がなくなるというのは、どのくらい市民負担がなくなるのか。また、新たな環境性能割ということで、どういう環境性能割になるのか。金額など、性能割という内容について、市民にとってどうなのかということを知る意味でも教えていただきたいと思えます。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 このたびの軽自動車税の改正につきましては、議員のおっしゃるとおり、いわゆる自動車税の取得税というふうな形、軽自動車税の自動車取得税というものが廃止になるということでございます。そもそも取得税につ

きましては、これは県税でございます。県税を廃止しまして、平成31年10月1日以降に取得される軽自動車税から、新たに環境性能割として市税に導入されるものでございます。

ただし、これは県税でございまして、しばらくは県のほうで課税徴収を行うというふうなことでございます。それで、そのものにつきまして、市のほうへ交付というふうな形で交付されるというふうなことでございます。

ただ、当分の間、あとそれから賦課徴収に係る経費については、まだ通知が来てございませんので、具体的にはちょっと定まっております。

あとそれから、金額ですけれども、これはこれから具体的な話が成ると思っておりますので、今のところどのような形で影響が出るかというふうなことには、数字として上げるというふうなことは、今のところちょっと見通しが立っておりません。

あともう一つ、環境性能割ですけれども、いわゆる環境性能割といいますのは、環境に優しい車につきましては税率が低くなってございます。いわゆるそのような形でございまして、例えば電気自動車につきましては非課税扱いというふうな形になります。

あとそれから、平成17年排ガス規制に適合し、かつ平成17年排ガス基準75%低減達成車であることが要件としてなっております。そのような形で車を購入した方につきましては、いわゆる電気自動車、あとハイブリッド車等につきましては税率が安くなるというふうなことでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） お金がある人は電気自動車も買えるかもしれませんが、ハイブリッドが少し高くても買えるということはよくわかります。それで、性能がいいから、環境性能がい

いから税金が安くなるということはまあいいだろうというふうに思うわけですが、しかし一般には消費が冷え込んでおりまして、いい車は買えないというか、そういう方々がいらっしゃるわけで、性能が悪くても、まず乗らなきゃいけないから安い車を買ってというふうになる消費者が少なくないように思いますが、そういった方が環境割税ということで税金が高くなるというのは、もともとから収入が少ない人にとってはちょっとつらいような気がするんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 この改正につきましては、税制の改正というふうなことで、それに伴った改正でございます。いわゆる取得税につきましては県税であります。市町村については、その後交付されるというふうなことでございますので、その辺は税制改正というふうなことで捉えていただきたいと思います。

小野周一議長 ほかにありませんか。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 議案第82号のエコロジーガーデンについてお聞きします。

かつてエコロジーガーデンの宿泊にも、私も一般質問した経過があつて、2つあるうち1個をこの使用料の条例をつくったわけです。あともう1個あるわけですね、もう1個。そのもう1個のほうはどういうふうな形で今後推移するのでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 今回の改正に上げさせていただいた宿泊交流施設につきましては、東北観光復興交付金を活用した財源として整備させていただいたものでございまして、もう1棟につきましては、既に今まで貸し出している部分

でございます、今現在もう1棟のほうをそういった宿泊という部分までは、ちょっと考えていないというところでございます。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 私もあの前を通過して工事するときに見たんですけれども、大変リニューアル、いいんだけど、前は要らないんじゃないか、ぶっ壊したらいいんでないかと私、提案したこともあったんだけど、そうでなくてこういうふうにしたということは大変よかったなと思うんだけど、これは7名なのはいいんですけれども、7名だけやっぱり来て困る、困るじゃないけれども、やっぱり青山学院とかいろいろ来て、20人くらい来るんですね。

だからやっぱりするならば、今のままじゃなくて将来もやっぱり見据えて条例をつくったと思うんだけど、改正したと思うんだけど、やはり今後のもう1棟の使い道もこれに準ずるようなことをしないと、これは片方、何かこう、つくればいいというような形で、本当の利用、みんなが、多くの方が利用するような建物にならないんじゃないかなと思うんです。今後やはりここも同じような、せっかくするんだったら、大変きれいに、私は中には入らなかったけれども外から見せてもらったんだけど、大変使い勝手がいいような設備でよかったなと、活用してよかったなと思うんだけど、やはりこの辺、もっとしっかり議論していただかないと、活用が図られないんじゃないかなと思うんだけど、もう一回その点、今後のことをお示し願えばありがたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 今回の整備につきましては、ゲストハウスと言われて最近あちこちでき始めている部分でございます、大きな合宿

所的な考え方ではございませんので、ゲストハウスということで、小規模なものになっておりますけれども、これを契機にさまざまな交流が生まれればいろんなことを検討していくことが可能かなと思っております。

ただ、今回につきましては、ゲストハウスのなものとして簡易宿泊所ということで、まずは東北観光復興交付金を財源としていただきましたので、その中でやっていくという方向でございます。今後の課題とさせていただきたいと思っております。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) あのですね、交付金来たから、じゃあやってみようというように私は感じとるんですよ。あそこの建物がそういうお金を使って活用するというようなこと、とりあえずやってみよう。やっぱりあそこの建物2つあるんだったら、それをしっかり生かすような施策が必要じゃないんですか。お金が来たから、ならばそれを使って、じゃあそれでリニューアルしようというように私は感じたけれども、それであそこの活用、図られるんですか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 お金が来たからやるのではなくて、簡易宿泊所をつくりたいために交付申請したということでございます。ですから、我々としてはまず、このゲストハウスというものを一つ新庄のほうにつくりたいと。その中で検討してやってきたものでございますので、よろしく願います。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) よろしくはわかりますけれども、もう1棟をどうするんですかと私は聞いているんですよ。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 現段階では、もう1棟につきまして、具体的に宿泊所をしていくとかそういう考え方はまだ詰めておりませんので、今後検討させていただきたいと思っております。
(「わかりました」の声あり)

8 番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番(清水清秋議員) 私も関連してなので、我々産業厚生委員協議会のほうでも説明があったんですけども、これは条例を制定するということでの提案だと思いますが、これはエコロジーガーデン全体を含めた構想計画が我々説明された中でなんだけれども、これは条例に関連するというので、条例制定するということはわからないわけではないが。この条例の制定の中身は宿泊施設、7名を入れると。これに対してのというか、全体の構想の中でもまだいろんな改修の事業費は説明されておらない中で、ただこれから今後こういうふうな計画で整備していくというようなことだけなんです。この施設に関してはどのぐらいの事業費を盛り込んでおられるか、ちょっと説明してください。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま御質問いただきましたゲストハウスというか簡易宿泊所のための修繕料としては、修繕料約412万6,000円ほど見込んでおまして、こちらのほう、さきの6月、東北観光復興交付金の中で御説明させていただいたところでございます。

8 番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番(清水清秋議員) そのぐらいの事業費を見込んでいると。7名の交流施設、どういうふうな波及効果というかどういうふうな物事が生まれてくるのか、もう少しきちっと説明してもらわないと、今小嶋議員が言われたように、ただここに建物があるからこれを耐震強化とかいろんな形で整備していくんだということも説明を受けたんだけど、どういうふうな目的を持って、ただ交流して、交流者の受け入れ体制をつくるだけでは、我々は納得いかない。もう少しどういうふうな、交流施設をつくったらこういうふうな波及効果、こういうふうなことで目的を持って図るんだということまで説明してもらわないと、条例だけ設定されてもこれは始まるもんじゃないですよ。内容をきちっと説明して条例を制定する方向であればいいんですけども、その辺お聞かせください。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいまエコロジーガーデン、大変人気があるkitokitoマルシェとか、また環境芸術祭、先ほど小嶋議員もおっしゃいましたけれども、学生のほうでもいろいろ研究とかでこちらのほうに来られておりますので、まずはそういった今やっている事業の中に参加している方々が交流できるもの。また、インバウンドという形もありますので、こちらのほう、インバウンド向けの案内などもこれからしていきたいと考えておりますし、あとはやはり交流ということに関しましては、新庄まつりもそうですけれども、さまざまな方々がこの施設を利用することによって、ある程度の滞在をしながら市内を見ていただいて、新庄市を知っていただく、そういった宿舎にしていきたいと考えております。

8 番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 我々から見ると7名の宿泊施設、これをつくったとしても、この管理維持費とか当然出てくるわけですよ。ましてや泊めるということになれば、それ相当の管理者も置かなければならない。そういうことも考えた場合、果たして7名だけの交流施設。交流施設ならば山屋セミナーハウスといった施設があるでしょう。あそこだって、あんな立派な施設、あるんですよ。ああいうものを、あれはあれでの施設の利用というものがあると思うんですね。そういうふうな施設があって、またこういうやつにお金をかけてやる。ましてや青山学院が来て、あの建物は歴史のある建物だから残して、これからいろんな形で利用してもらったらいんですよというようなアドバイスを受けたからそういうふうになっているんですよ。だから、小嶋議員が言われていたとおり、ただそういうふうに言われたからする、何かそういうふうに聞こえてくるんですよ。きちっとやはり行政サイドで、あれは残していくのか、後世にあの建物は。これまでこうやった蚕糸試験場としてやってきた歴史のある建物だというようなもの。あそこを耐震強度でやるといったら、今の雪調資料館みたいな形で莫大な金を使うことは間違いないですよ。

まず、そういう我々は示しをもらわないで、ただこういう計画がありますよというだけ。この辺、だから事業費は、これから相当な事業費がこれも含めて出てくるわけですから、ひとつその辺も十分検討してこれからやっていただきたい。

小野周一議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 市税について質問させていただきます。

先ほどの説明で、環境性能割について、また第21条の法人税割の税率の部分についてだった

んですが、こちらの内容というのが平成28年の税制改正から来たものであると思いますが、まずは他の自治体を見てみると、平成28年の国の改正に伴って、その年度中に市民のほうに全て情報を開示しているところも見受けられるんですが、消費税の増税が延長になったということは理解をしているんですが、この平成28年の税制改正の内容が、今現段階になって議案のほうののってきたということの説明を伺います。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 法人税の税制改正につきましては、今回よりも、その前にも平成26年度税制改正において税率が下がってございます。その後新税率の予定として平成27年5月申請分より適用というふうな形になってございまして、平成28年度の税制改正といいますか、いわゆる消費税の実施、平成31年10月1日ですけれども、それに見合わせまして今回の法人税の税率の改正というふうなことでございます。

それで、ほかの自治体そのものでございますけれども、それぞれ平成31年10月1日までに実施するために、いわゆる9月議会、あとそれから今回の12月議会、前回の議会というふうな形でまちまちでございます。新庄市においては、今回、平成31年10月1日に開始するというふうなことを受けまして、今回の条例の制定になったわけでございます。いわゆる自治体間の税収の偏りを是正しまして、財政力格差の縮小を図るための消費税10%の引き上げ時に、法人市民税の法人割の税率を現行の12.1%から8.4%、3.7%引き下げるものというふうなことでございまして、これにつきましては適用時期が平成31年10月1日以降という形で開始する事業年度でございまして、間に合うというふうなことでございまして、今回の上程という形になってございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 税制が改正されると、やっぱり市民にとっては大きい問題で、自治体において早目に情報が来ているのであれば、平成31年に開始であっても、早目早目に、毎年毎年税制改正というのは行われるわけで、それに伴ってさまざまな、また税というのは複雑かと思います。それを理解するのも市民にとってはすごく大変なものもあると思うので、早い段階で来たものに対しては、早い段階で情報を開示していくということが、私は必要なのではないかなと思っております。

その中で、まず法人税の税割、税率の改正の部分なんですけど、平成26年の段階で12.1%であったものが今回8.4%というふうに引き下げるということなんですけど、こちらのほうは標準税割ではない適用を選択されているかと思うんですが、その理由などをお伺いします。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 今回の税制改正につきまして、いわゆる法人税についてですけれども、資本割というふうな形もございます。あとそれから、そのほかの部分というふうな形になりますけれども、今回につきましては国のほうの法人市民税の税率改正に伴ったものでございますので、その改正に合ったものでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 質問させていただいたのが、今回その税率の改正で標準税率が6%で、制限税率が8.4%なんですね。その標準税率を定めている税の項目の中で、制限税率の8.4%を自治体ごとに使ってもいいんですが、新庄市としては8.4%とした理由ですね。6%でもい

いわけです。その理由をお聞かせ願いたいということと、そして改正があったたび、その前に事業を開業している法人に関しては、その段階の税率が適用されてくるわけですね。それを是正しない、是正というか超過、税制、税率……、済みません。少々お待ちください。

税率の超過についての説明も必要なのではないかなと思うんですが、それについて伺いたいと思います。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 法人税についての制限税率、これは以前より制限税率になっておりまして、ほかの市町村につきましても制限税率を定めております。また、標準税率に1.2を乗じた税率については、それを超えてはならないというふうな形の地方税法がありますので、それに伴って制限税率を定めているものでございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第9議案、請願の各常任委員会付託

小野周一議長 日程第9議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表によりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

平成 2 9 年 1 2 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議 案 (2 件) 請 願 (1 件)	○議案第 8 0 号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第 8 1 号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 6 号憲法 9 条を守ることを求める請願
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議 案 (2 件)	○議案第 8 2 号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 8 3 号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案 8 件一括上程

小野周一議長 日程第10議案第84号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から日程第17議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算8件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算8件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第84号から議案第91号までの平成29年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページ、議案第84号一般会計補

正予算であります。歳入歳出それぞれ 3 億 6, 456 万 7, 000 円を追加し、補正後の予算総額を 166 億 3, 743 万 6, 000 円とするものであります。

8 ページからの歳入では、扶助費の増額補正に対応した国庫負担金と県負担金の増額補正として、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金及び 15 款 1 項 1 目民生費県負担金に障害者自立支援給付費負担金などの負担金を計上しております。

また、14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金では地方創生推進交付金の追加交付額を増額補正しました。

15 款県支出金では灯油購入費助成事業費補助金を新規計上し、16 款財産収入には新庄中核工業団地の土地売り払い収入を盛り込んでおります。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

2 款総務費には土地売り払い収入の財政調整基金への積立金を補正しております。

3 款民生費には灯油購入助成費を新規計上しており、また障害者自立支援給付事業費、子ども・子育て支援新制度事業費及び生活保護事業費を増額補正しました。

7 款では、地方創生推進交付金追加交付を受け、雪国体験施設整備業務委託料を計上してお

ります。

続きまして、特別会計ですが、議案第85号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第90号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの6特別会計及び議案第91号水道事業会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

(板垣秀男財政課長登壇)

板垣秀男財政課長 それでは、私から議案第84号一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ3億6,456万7,000円を追加しまして、補正後の総額といたしましては166億3,743万6,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、5ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。こちらには国の交付金に係る流雪溝整備事業債の補正、それから臨時財政対策債の増額補正をさせていただきます。

次に、8ページからになりますが、歳入について御説明申し上げます。

初めに、14款国庫支出金でございます。こちら1項の国庫負担金におきまして、歳出の扶助費の増額に対応します障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、それから生活保護費等負担金、それぞれ増額補正をさせていただきます。

2項の国庫補助金でございますが、こちらでは地方創生推進交付金の追加交付を受けて増額させていただきます。また、除排雪経費に係ります雪寒指定路線除雪事業社会資本整備総合交付金、それから流雪溝整備に係る社会資本整備総合交付金につきましては、それぞれ減額補正をさせていただきます。

9ページの15款県支出金でございます。こちらにつきましては、1項の民生費県負担金におきまして、国庫支出金と同様に民生費の県負担金の障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金を増額させていただきます。

また、2項の民生費県補助金でございますが、こちらには灯油購入費助成事業費補助金、こちらを新たに計上させていただきます。

次に、10ページをごらんください。

16款の財産収入でございます。こちらには、新庄中核工業団地用地の土地売り払い収入、こちらを新規計上させていただきます。

また、17款の寄附金でございますが、こちらには観光費寄附金、中学校費寄附金、スポーツ振興費寄附金、この3つをそれぞれ計上させていただきます。

次の20款の諸収入でございますが、平成28年度事業に係ります国県の支出金の過年度収入、それから最上広域からの平成28年度分の分担金の精算による返戻金などを計上させていただきます。

21款市債でございますが、第2表の地方債でも御説明したところでございますけれども、それぞれの市債を補正させていただきます。

また、19款の繰越金でございますが、このたびの予算補正に充てます一般財源としまして、前年度繰越金1億22万円を増額補正したところでございます。

続きまして、12ページからの歳出について御説明いたします。

2款総務費でございます。こちら1項4目財

産管理費でございますが、新庄中核工業団地用地の売り払い収入、こちらを財政調整基金へ積み立てるというふうな予算の計上をしてございます。

14ページでございます。

14ページの3款1項1目社会福祉総務費でございますが、歳入でも触れましたとおり灯油購入助成費、こちらを新規計上してございます。

また、4目の障害者自立支援費でございますが、障害者自立支援給付事業の利用者増加に伴います扶助費の増額、それから2項1目の児童福祉総務費には子ども・子育て支援新制度事業費でございますけれども、こちら国から示されます公定価格、こちらの改定に係ります経費など所要の事業費の補正をしてございます。

それから、16ページでございます。

3項2目の生活保護事業費でございますが、こちらにつきましても保護者の増加によります事業費の増額補正をしてございます。

ほかに3款を通して平成28年度の国庫支出金の精算による国の返還金、こちらを計上してございます。

18ページをごらんください。

7款商工費でございます。こちら3目観光費のほうに観光費寄附金を活用した新庄まつり実行委員会負担金を増額補正してございます。

また、地方創生推進交付金の追加交付を受けたということで、雪国体験施設整備業務委託料、こちらを計上したところでございます。

次に、19ページ下段からの8款6項雪対策費でございます。こちらのほうには除排雪業務に係ります経費の増額、それから国の交付決定によります流雪溝整備事業費の減額を計上してございます。

次に、21ページの10款でございます。1項3目教育指導費でございますが、こちらには小学校における道徳の教科化に伴う教師用の指導書の購入費用ということで、図書購入費を計上し

てございます。

3項の中学校費の2目教育振興費でございますが、こちら中学校費寄附金を活用しまして中学校での備品と図書の整備費用、こちらを計上してございます。

また、22ページの下段からでございますが、5項11目社会体育費におきましても、スポーツ振興費寄附金を活用しまして新庄ハーフマラソン大会実行委員会負担金、こちらを増額補正したところでございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

25ページをごらんください。

議案第85号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。こちらには、歳入歳出それぞれ1,815万9,000円を追加しまして、補正後の総額を46億2,608万4,000円とするものでございます。

29ページをごらんください。

歳入でございます。

こちら3款に国民健康保険制度関係の業務準備事業費補助金ということで、システム改修に係るもので計上してございます。

また、10款のほうには前年度繰越金をそれぞれ増額補正したところでございます。

歳出につきましては、次のページ、30ページでございますが、2款保険給付費におきまして退職被保険者等療養給付費など執行状況に合わせた増額補正をしたところでございます。

次に、31ページをごらんください。

議案第86号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。こちらにつきましても歳入歳出それぞれ2,067万8,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を14億9,318万6,000円とするものでございます。

33ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。こちらにつ

きましては、事業費に合わせまして公共下水道事業債、こちらを減額補正するものでございます。

35ページの歳入でございます。

こちら6款の諸収入につきましては、水道事業会計からの工事費、工事負担金の減額などで減額ということになってございます。

それから、7款の市債でございますが、先ほど御説明したとおり事業費に合わせた減額補正をしてございます。

次の36ページ、歳出でございますが、1款2項施設管理費に処理場の維持管理に要する修繕費、こちらを増額補正したところであります。

また、2款1項下水道建設費には、建設事業の進捗に合わせました事業費の増減をそれぞれ計上したところでございます。

次に、39ページをごらんください。

議案第87号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらは歳入歳出それぞれ717万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を8,645万5,000円とするものでございます。

41ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。こちら公営企業会計適用に係ります農業集落排水事業債、こちらを計上してございます。

続きまして、44ページをごらんになってください。

歳出でございます。

こちらにつきましては、下水道事業特別会計への地方公営企業法適用支援業務負担金、それから施設の修繕費を計上してございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金、適用債など補正というようなことになってございます。

次に、45ページをごらんください。

議案第88号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらは歳入歳出

それぞれ621万円を減額いたしまして、補正後の予算総額を3,393万2,000円とするものでございます。

47ページの第2表地方債補正でございます。こちらにつきましては、営農飲雑用水事業債を廃止してございます。

49ページの歳入でございますが、こちらは一般会計からの繰入金の増額、それから公営企業会計適用債の減額の補正をしてございます。

50ページの歳出でございますが、上水道事業の変更認可申請書作成負担金、こちらを減額してございます。

次に、51ページをごらんください。

議案第89号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらにつきましては歳入歳出それぞれ594万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を38億1,260万2,000円とするものでございます。

57ページの歳出をごらんください。

1款総務費でございますが、保険者システムの改修業務委託料、こちらを計上してございます。

2款の保険給付費でございますが、予算の執行状況に合わせまして、地域密着型介護サービス給付金を初めとしまして所要の経費の補正をしたところでございます。

次の58ページの5款基金積立金でございますが、こちらには介護保険給付費準備基金積立金を増額補正してございます。

少し戻っていただいて55ページでございますが、歳入でございます。こちらにつきましては、今お話ししました歳出の補正に合わせまして、国県の支出金、それから支払基金交付金、こちらの補正を計上したところでございます。

最後です。59ページをごらんください。

議案第90号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらは歳入歳出それぞれ378万3,000円を追加いたしまして、

補正後の予算総額を4億120万3,000円とするものでございます。

62ページをごらんください。

下段の歳出でございますが、3款のほうに後期高齢者医療広域連合納付金、こちらを増額補正したところでございます。その財源といたしまして、歳入に繰越金を計上してございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

(奥山茂樹上下水道課長登壇)

奥山茂樹上下水道課長 議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条、平成29年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正ですが、収益的収入の第1款水道事業収益の既決予定額11億2,732万9,000円に補正予定額621万円を減額し、計11億2,111万9,000円とします。これは第2項営業外収益のうち他会計負担金の減額により補正するものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用の既決予算額10億9,277万1,000円に補正予定額81万円を減額し、計10億9,196万1,000円とします。これは水道変更認可申請書作成業務委託料の額が確定したことにより減額するものであります。

続いて、2ページをお開きください。

第3条、資本的支出の補正ですが、第1款資本的支出の既決予定額6億3,384万6,000円に補正予定額1,150万円を減額し、計6億1,934万6,000円とします。これは水道事業と同時に施工するトウメキ地区工事内容の変更に伴い負担金を減額するものであります。

以上で平成29年度新庄市水道事業会計補正予

算(第2号)について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第91号までの補正予算8件については、委員会への付託を省略し、12月15日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす12月6日午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時05分 散会

平成29年12月定例会会議録（第2号）

平成29年12月6日 水曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
秘書職員室長	小関孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	三原恵
主任	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第2号）

平成29年12月6日 水曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 佐藤義一 議員
- 2番 小嶋富弥 議員
- 3番 叶内恵子 議員
- 4番 小関淳 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成29年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤 義一	1. 温泉施設について 2. 隣村の豚舎の臭害について 3. 運動施設場の雨漏り対策について	市長 教育長
2	小嶋 富弥	1. 人口減少対策について 2. エコロジーガーデンについて 3. 学力テストについて	市長 教育長
3	叶内 恵子	1. 新庄市協働セミナーについて 2. 昔話りのきこえるみちについて	市長
4	小関 淳	1. 地元工芸品などの技を次世代に繋げる方策について 2. 芸能文化・スポーツの普及や振興のための施策について	市長 教育長

開 議

小野周一議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、総務課長が欠席のため秘書職員室長小関孝君が出席しておりますので、御了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は6名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

佐藤義一議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に佐藤義一君。

（18番佐藤義一議員登壇）

18番（佐藤義一議員） おはようございます。

12月定例会の1番目に質問させていただきます。起新の会の佐藤義一であります。

ことは思った以上に雪が早く、私の自宅のごくわずかな畑に取り残されていた野菜を雪

の下にしてしまいましたが、雪のおかげで甘みを増す大根や白菜、キャベツを食べて冬を越し、やがて来る春に備えたいと思っております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

私は前職時に奥羽金沢温泉の取締役会の事務局を担当していたこともあり、この議会において温泉に関する質問は極力避けてきたつもりでありました。ただ、先月清水議員もおっしゃったとおり、この新庄市に天然温泉がなくなるという状況を見て、質問せざるは勇なきことと思ひ、反省し、今回質問させていただきます。

さきの定例会での先輩議員の清水議員の発言と重複しないように努力はしますが、重複した場合は御勘弁願います。

まず、さきの議会で議論されました市内に1つある天然温泉入浴施設が今月で閉鎖し、なくなります。多いときは19万人もの年間利用者があり、市民から愛され利用されてきた温泉施設がなくなるということに対して、市はどのように考え、どのような思いをされ、どのように対策されるのか改めてお尋ねします。

また、1万1,000人を超える温泉施設の存続の嘆願があったと聞いておりますが、これだけの多くの人々が温泉施設を望んでいる状況を重く受けとめると御答弁されておりますが、温泉に入りたい、温泉を楽しみたいと思っておられる市民が嘆願書に署名された方以外にも多くおられることと思います。市民のこのような方々の切なる要望の声に対して、どのようにお応えになるのかお尋ねします。

また、山形県は温泉王国山形として35市町村どこでも天然温泉があり、どこでも温泉に入れますとの観光キャンペーンを行ってききましたが、今回新庄市で温泉施設がなくなれば、このフレーズは使えなくなります。このことについては後でも申し述べますが、吉村知事も大変心配されていると聞いております。

また、苦しい経営状況の中で住民の健康管理を願い、健康増進を願い、努力して頑張っている他の市町村に対してもどのように思われているかお尋ねします。

次に、隣村よりの豚舎の臭害についてお尋ねします。

この原稿を最初おあげしたときに、悪臭ではないんですかと市から問い合わせがありましたけれども、これは悪臭ではありません。臭害です。人が苦痛だと苦痛を感じている限りは、悪臭、異臭なんていう程度のもではありません。臭害です。

鯉川村での豚の飼育、出荷を行う業者がおり、その業者の不完全な飼育管理により臭害に悩まされ苦痛を感じさせられている地域住民が多くおります。地域住民は総合支庁や市の環境課などに何度となく相談、陳情を行いましたが、また県、村、業者を含め、そのときは地区の議員、北部ですけれども、新庄市議会の議員も行って協議を行っておりますが、業者はその場しのぎの回答を繰り返すのみで、事態の改善には至っておりません。

臭害に苦しむ住民の実態は市も把握されていると思いますが、今後どのように対処、折衝していき、住民の苦悩の解消に向かわれるのかお尋ねします。

民と民の問題であり、行政は立ち入れないとは申しないでください。敷地内には村運営の堆肥センターも補助事業を受けて運営されていますことから、行政間の折衝は可能かと思えます。

豚の臭害は牛や馬とは違い、刺激臭の強いものであり、時には吐き気を催すこともあります。御飯どきにそのにおいが流れてくる地域住民のことを想像してみてください。暑い夏の日にも窓を閉めなければ息もできない状況を改善していただきたいと思えます。

次に、運動施設の雨漏り対策についてお尋ねします。

雨漏りがひどいとのことで、9月、陸上競技場と野球場を起新の会の会派で視察をさせていただきました。特に野球場の雨漏りはひどいとの一言に尽き、早急な対策が必要と思われました。職員が知恵を出して応急措置はとられておりましたが、対策ではなく、昔雨漏りの下に鍋や井を置いてしのいだ時代をほうふつさせるものでありました。

来年には天皇杯、賜杯大会があると聞きましたが、他の地方から多くの選手、役員、応援の方々が見えられることと思います。グラウンドはすばらしい、私もグラウンドはすばらしいと思います。グラウンドはすばらしいが、ロッカーや室内練習場の管理がという声が、今から聞こえてきそうです。

市長も御存じですけれども、私が所属しているライオンズクラブで、ライオンズクラブ杯というスポ少でやっている少年たちの野球大会があります。子供たちはグラウンドに自分の名前が電光掲示板に掲示されるわけです。子供たちにとってはすごい憧れなんです。すごく喜ぶんです。でも、その中でその裏側の練習場といったら、雨漏りがあって、ちょっとひどいねという話です。

アリの一穴という言葉もございます。たかが雨漏りといえども、長年の雨漏りにより鉄筋まで侵食されたら、コンクリートの劣化により、粉砕することもあります。今後の修繕対策をどのようにお進めになるのかお尋ねします。

以上、3点についてよろしくお願ひいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤義一議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、温泉施設についてであります、本

年8月、事業者より本年12月末をもって閉館するとの御報告をいただきました。9月定例会の一般質問において、これまで長きにわたり市民の健康づくりに貢献していただいたことに感謝するとともに、閉館後の対応につきましては事業者の意向、今後の方向性を注視し、対応してまいりたいとお答えしたところであります。

去る11月、事業者より、市民が引き続き温泉浴を楽しめるよう、入浴環境の整備についての要望書をいただきました。平成27年度の温泉休業時には、営業再開に向け多数の皆様より御署名をいただき、このたびも山屋温泉を考える市民の会より、閉鎖後の要望をいただきました。事業者、山屋温泉を考える市民の会からの要望を重く受けとめ、県の観光キャンペーンが継続できる方法を模索しながら、市議会、市民の皆様と議論を積み重ねて対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、鮭川村にある養豚施設の臭気問題についてお答えさせていただきます。

この臭気問題については、長年、野中地区などの住民の方が悩まされてきた問題であり、季節や時間帯によっては豚舎の臭気がひどく、窓もあけられない状況であると聞いております。

この豚舎については、10年ほど前に鮭川村の別の場所から現地に移動してから問題になっている事案ですが、これまでも鮭川村、養豚業者、野中地区での協議を続けてきましたが、なかなか現実的な解決までは至っていないところであります。

このようなことから、本市といたしましても、平成28年度から意見交換の場に同席しており、今年度においては2回、意見交換会に参加しております。8月上旬に、鮭川村、養豚業者、最上総合支庁環境課、同農業振興課、野中、中川原地区の住民の方、市議会議員、本市との間で意見交換会を行いました。

同席された市議会議員の皆様からは、養豚業

者の対応不足はもちろん、国の補助金を助成しているのだから県として指導すべき事案との指摘がありました。本市といたしましても、行政区域を超えた問題であり、また農業行政としての補助金が交付されていることから、最上総合支庁として管理監督をする必要があると申し伝えたとところであります。

これまでも豚舎の臭気対策として、飼育頭数を減らしたり、においを軽減するためワコー菌を使用、堆肥センターでは夏場に堆肥の製造を行わないなどの対策を行ってきたところですが、なかなか改善しない現状にありました。

このため、8月下旬に鮭川村長と面談する機会を設け、野中地区の皆様と率直な意見交換会を行いました。区長や市議会議員の皆様からは、10年来一向に改善しない現状を訴えたところであり、鮭川村長からは、村として改善するために支援する意思はある。そのためにも業者で改善計画を策定していただきたいとの回答をいただいたところであります。本市からも、養豚業者に対して、野中地区の皆さんが長年臭気に苦しんできたことを十分に認識してほしいこと、それを踏まえ解決するための改善計画を作成していただきたい旨を伝えたとところであります。

この臭気問題については、地域の方が長年苦しんできたことは本市としても十分理解しております。今後におきましても、野中地区などの現状をお聞きしながら、行政区域をまたぐ臭気問題である点から、最上総合支庁環境課との協議や、国の補助金が交付されている点で施設の適正管理、行政指導の立場から最上総合支庁農業振興課への働きかけ、そして養豚業者が具体的な改善計画を策定するためにも畜産を監督する立場である鮭川村への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

運動施設の雨漏り対策については、教育長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 おはようございます。

運動施設の雨漏り対策についてお答えいたします。

御指摘の野球場及び陸上競技場につきましては、視察いただきましたとおり雨漏りが複数箇所より発生しており、御利用の皆様にご不便をおかけしております。

これまで、雨漏りが発生するたびに状況調査をし、スタンド上部から防水処理を行うなどさまざまな手段により対処してきたところではありますが、残念ながら数年で再発するなど、決定的な解消には至っておりません。現在は、雨漏りが床面に落ちないように、天井裏に器具を設置し、排水をとるなど最低限の措置を講じて利用いただいている状況で、湿気により施設内の汚れや内装の剥離も目立つ状態となっております。

今のところ雨漏り箇所の特定期間もできていないため、来年行われる天皇賜杯野球大会までの完全な解消は難しいと思われませんが、各地から参加するプレーヤーや応援する方々、運営するスタッフの皆様にも気持ちよく利用していただけるよう必要な対策をとり、開催に備えていきたいと考えております。

また、今後の施設管理につきましても、利用者の安全を第一に考え、日常の安全点検や機能保全はもとより、雨漏りなどの支障箇所につきましても新たな調査を行い、早急な原因解明と根本的な解決に向け、努めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願ひします。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

先月の清水議員の質問に対しても、市長は市

民の要望があれば議論を重ねて対応していくということですが、今、市長みずから奥羽金沢温泉からと温泉を愛する会からの要望がありましたと認めているわけです。要望があったわけですから、今後重く受けとめるというのは、2つあると思うんです。わかりましたと言葉で私は心の中で重く受けとめますよという考え方、受けとめ方と、これは絶対必要なんだと、これはどうかして温泉施設を存続させるために、あるいは存続させなければならない、対策を練っていかなければならないと、2つ私は捉え方があると思うんです。今回は心で受けとめましたということなのか、具体的に行動を起こすのか、どちらで受けとめられたのかお尋ねします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 両方ありますけれども。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 温泉に入りたい、温泉を楽しみたいというのは、そうであればいっぱい瀬見も舟形もあるじゃないかとは思ってはいらっしゃると思いますが、あえて言わせていただきますが、温泉に入りたい、楽しみたいという人々は新庄の地元の温泉に入りたいんです。隣の家のもらい風呂したところでリラックスはしません。自分の家の風呂に入りたいんですよ。隣には風呂があるが、俺の家には風呂がない。そういう寂しい思いと、また県内で新庄市だけに温泉がないという肩身の狭い思いを市民にさせている現状、1月からそうなりますよね。そういう現況をどういうふうにお考えですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 おはようございます。質問にお答えいたします。

市に温泉がなくなる事態が生じることは、ま

ことに残念なことであると認識しているところ
でございます。回避できればよいと考えておる
ところではありますが、仮に新庄市で温泉経営
するとなれば慎重な対応にならざるを得ないと
考えておりますので、先ほど市長答弁にありま
したとおり、今後市議会、市民の皆様と議論を
積み重ねて、対応について協議してまいりたい
と考えているところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 7年間、温泉に関して
質問していなかったものですから、思いが今、
いっぱい積もっていますので。

例えば、これは副市長にお尋ねします。奥羽
金沢温泉が老朽化してきたと。それで、延命措
置を施してきたけれどもなかなかできなかった
と。そのときに、奥羽金沢温泉、あと2年持ち
こたえてもらえないかと。セミナーハウスに引
きたいという考えを持っているんで、セミナー
ハウスができるまで2年間持ちこたえてもらえ
ないかという話はなかったですか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 山屋温泉が老朽化してなかなか
復旧が大変だということで、しばらくの間休止
をされていたという期間がありました。それで、
市民からの要望等も、たくさんの署名が集まっ
たということも踏まえまして、じゃあ仮に、源
泉権は奥羽金沢温泉じゃなくて、JA新庄市が
お持ちなわけです。源泉権をお持ちのJA新庄
市に対し、仮に、山屋セミナーハウスは浴槽が
1つしかないのいろいろな不便をおかけしてい
ると。仮に2つするという場合も、温泉を利用
したものとするには源泉権を所有しているJA
新庄市でそのお湯を回していただけるのかどう
かというふうな問いかけをしたことは事実です。
それで、今佐藤議員おっしゃった、じゃあ2年
間頑張ればその後は市が引き受けるからなんて

いうふうなお話は、一切しておりません。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 源泉権は確かに、源泉
は新庄市農協のもので。それで、一昨年9月
でしたか、その揚水のパイプが腐食して漏水
したりしてうまくない。それで、パイプの中
にもう1本パイプを入れたんです。インチの
小さいやつを。それで掘り出すと何千万円とい
う金がかかりますので、それを防ぐために恐ら
く700万円前後なんですけれども、それでパイ
プに別のパイプを入れたと。それでお湯の量
が戻ってふえたわけ。その時点で、奥羽金沢
温泉の供給も、セミナーハウスの供給にも大
丈夫ですかという話をしたという話を私も聞
きました。2年間、セミナーハウスができる
まで頑張ってくれという話は、なかったとい
うことですね。わかりました。

では、ちょっとお尋ねします。健康課長、
奥羽金沢温泉が始まって以来、入湯税という
ものを払っています。入湯税は市にいかほど
納付されたのか。また、その入湯税から温泉
側に対して、十何年前から助成、支援とい
う形でやっていますよね。その納付額と支
援した額を教えてください。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 昭和61年度の開設から平成
28年度までの入湯税の総額につきましては、
約2億4,300万円となっております。平成
19年度から実施しております補助金の総額
は、今年度まで5,448万円支出している
ところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 申し上げづらいこと
なんですけれども、新庄市は前は入湯税を
目的税として、入湯税とは目的税ですよ
ね。使い道が限定されている税金です。そ
れを温泉側から、

こういうふうに機械の修理もあるので支援してもらいたいと何回も要請出したにもかかわらず、それは使えないという形で断ってきたんです。ところが、恐らく私の記憶が間違っていなかったら、十二、三年前ですけれども、山形県の市町村課から、市が、当時の総務課長と健康課長が県に来るように、そして入湯税の使い道をあなた方は正しく理解していませんよと指摘を受けたという事実がありますね、ありますね。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 ただいま議員御指摘の件については、過去の詳細な記録は残ってはいないところではございますが、平成16年度に県と折衝しまして、その際に県へ報告しております入湯税の用途内容を確認しまして、適正であるというような形で判断していたところでございます。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) そのとき私、農協にいましたので、当時の総務課長と健康課長が私のところに来たんですよ。それで、市は入湯税の使い道について誤解しておりましたと。県から本日、きのうですか、指摘を受けまして、改めますと。それで、そういうことだったわけです。ですから事実なんです。

それで、今2億4,000万円、5,300万円。1億9,000万円の開きがありますね。入湯税の目的税の使い道というのは、温泉の周辺環境整備、あるいは温泉街に対する看板設置、あるいは道路の補修、それから防災用のための消防費。使い道は限定されているわけです。この1億9,000万円のお金はどこに行った、どんな形で使われたんでしょうか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 入湯税の用途というふうな御質問ですので、私のほうから御答弁申し上げま

す。

今、入湯税の用途につきましては、議員おっしゃるとおり、その用途が決まっております。ただ、新庄市の入湯税の用途としましては、同じように環境衛生施設の整備、それから鉱泉源の管理等、あとは消防施設の整備、それから観光施設の整備、もう一つが観光振興というふうな形で、基本的に入湯税の用途の例示についての通知に基づいて仕分けをしておるわけなんです。過去5年間に関しましては、消防施設の整備、環境施設、それから観光振興というようなところで使わせていただいたところであります。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 私が残念に思うのはですね、県市町村課から指摘を受ける前に、そういうことに使えるんだよということがわかって理解していらっしゃれば、その当時からも山屋温泉から機械の補修、修繕等についての支援要請があったけれども、一切なかったわけですよ、その当時までは。その当時からちゃんとそういうものを対応していたら、今回のような老朽化による閉鎖等にならないでもっと延命できたんじゃないかと私は考えるんですけども、どのようにお考えですか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 市町村課からそういう指摘があったと、指摘があったというのはあれですけども、どういう使い道をしているのかというふうな、そういう質疑、照会があったということだったと思いますけれども、それについては先ほど財政課長も答弁しましたが、佐藤議員おっしゃるとおり入湯税は目的税でございます。目的税ですが、その用途は当然特定されているわけですが、その特定の仕方が、基本的に入湯税というのは特別徴収という形で、その温泉の経

営者が、入ってくる、入湯されるお客さんが納めている税金を一旦預かって市のほうに納めると。特別徴収、ちょっと難しい言葉ですけど、本来は入湯客が直接納めればいいんですけども、そうもいかないということで、一旦入浴料と一緒に入湯税、市の場合宿泊でないんで、山屋、奥羽金沢温泉については75円いただいているわけですが、その75円を特別徴収して市のほうに納めるという制度なわけです。

その中で、先ほど財政課長が言ったように、必ずしもその施設そのものに支援するということにはなっておりません。広く公益性のある、当然目的税ですから目的の範囲内で使ってくださいと。それで、そのために使っているというふうな報告を毎年県のほうに報告しておりますので、それについて違法性があるなんていう御指摘は受けたことがありませんし、当然正当な使途に充当しているというふうな考えであります。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 副市長の立場では、私どもは正当、正しかったと言わざるを得ないと。じゃあ、何でその当時の総務課長と健康課長は間違っていましたと私のところに挨拶に来たんですかね。どうして来たんですか。正しかったら、突っぱねればいいわけですよ。山屋温泉が何か言おうが。県に対して、私どもは正しくやっています、処理していますというんだったら、それを何で言わないで、私そのころ、新庄市農協の参事職でした。そこに済みませんでしたと来た。私ども間違っていましたと。まあ、それは過去で、もういない人だからとやかくは言わないけれども、ただ、副市長は今、すごくいい答えを出してきたんです。次に言おうと思っていたんです、私。税金は山屋温泉が払ったものではありません。市民が払ったものです。2億4,000万円の約9割、もしくはそれ以上、新庄

市民が払っているわけですよ。1人1回入るたびに75円で。税金というのは、納税者に対して還元されるべきだと私は思うんですよ。そのための納税ですから。私どもはこれだけ恩恵をこうむっていますから税金を払いますよと。税金を払ったら、その税金でここをもっとよくしてくださいねと。だから、山屋温泉が税金を払ったなんて言うっていません。山屋温泉を通じて納められた税金は幾らですかと。

それで、時間もあれですけども、恐らく先ほど言ったように自分の家の風呂に入りたい、そういう市民がいっぱいいるわけです。それで、山屋セミナーハウスを200万ちょっとの調査費をつけて、風呂を引いた場合どうなるか。事業費は、私はたしか1億円を超えるんだなと思っていますけれども、それで間違いございませんか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 当時、調査についてはそのとおりでございまして、約9,900万円の事業費がかかるというような積算を当時しております。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 約1億円かかりますよね。それで、今1億円をかけて新しい温泉施設をつくるという考え方もいいんでしょうけれども、今ある施設があるわけですよ。奥羽金沢温泉という施設が。これを借り受けるか譲り受けるかして、市の職員が運営するというわけにはいかないでしょうけれども、運営するという方法だってあるんじゃないか。そのほうが機能的なんじゃないか、経済的なんじゃないか、効率的じゃないかと考えるんですけども、そのような考えはございませんでしょうか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 実は私、奥羽金沢温泉の監査役というのに就任をしておりますが、それで監査役というのは、前にも御答弁しておると思うんですけども、基本的には取締役とは違って会計監査といいますか、会計に関することだけを監査するという監査役でございます。それで、その監査役が株主総会であれば私も招集といいますか出席してくださいという通知を受けて出席させていただいておりますが、そこで何回か申し上げているんですけども、基本的には今の奥羽金沢温泉をそっくり市が引き受けるということは考えておりませんということ、何回かにわたって答弁をさせていただいております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 温泉に関して、健康課長にお尋ねします。

健康課の本来の目的というのは、健康行政、業務全般もそうですけれども、市民の健康を守り長寿を願うという目的だと思うんです。体を壊す原因はさまざまあります。酒を飲み過ぎたり、たばこを吸い過ぎたり、あるいは偏った食事をしたり、それで結果的に病気になると。ただ、一番悪いのは、私はストレスだと思っています。

今、新庄市に温泉に関してストレスを感じている市民がいっぱいいらっしゃるんです。何回も要請を出している、要望を出している、つくってほしい、存続させてほしいと。なかなか方向性が示されない。今、副市長は、今の施設を使う気はないとおっしゃいました。では、どこにどうやっていつごろつくるんだと方向性を示さない限り、要望を出した温泉を愛する会とか、奥羽金沢温泉、あるいは一般の市民とか、あした奥山議員も述べられるかと思っておりますけれども、私も11月に議会報告会をしました、9カ所で。私は3カ所しか行っていませんけれども、恐らくそうだと思いますけれども、全箇所です話

題になるのは萩野学園のことと温泉のことです。これだけ温泉施設を求めている市民の熱い思いに応えていくのが、私は行政であり政治だと思っています。ストレスを受けさせる行政があってはならないと思います。そのことを健康課長としてどう思いますか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 奥羽金沢温泉につきましては、これまで市民の健康増進、疾病の機能回復、予防医療の観点から、市として出資しまして、温泉を活用した健康増進という観点から運営費の補助ということでこれまでやってきたところでございます。そういった意味合いから考えまして、温泉というものは非常に重要なものであると認識しているところでございます。

あわせて、市民の方々から、事業者、あるいは市民、温泉を考える市民の会の方々から要望書をいただきましたので、先ほどの市長の答弁と重複しますが、今後どのような形が一番望ましいのか、皆様方の意見をお聞きしながら、対応、模索していきたいと考えているところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 先ほども述べましたが、もっと具体的に方向性を示していただかないと、いつかするかもしれない、いつかできるかもしれない、それでは市民のストレスはたまるばかりです。例えばこういうふうにして具体的に進めている、まあ具体性がないので示されないか。それは無理だね、済みませんでした。

それで、先ほども述べましたけれども、知事部局で大変心配されていると。それで、吉村知事が総合支庁を通じて奥羽金沢温泉と新庄市に問い合わせがあったと聞いていますが、事実ですか。そして、どんな問い合わせがあり、それに対してどのように回答したのか教えてください

い。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 10月に最上総合支庁の石山支庁長のほうが市のお見えになりまして、市長、副市長と面談したところでございます。その際、支庁長のほうからは、知事が大変心配しているというようなお話をお聞きしたところでございますが、その段階ではまだ閉館後の事業者のほうの意向、方向性が不透明でございましたので、支庁長のほうには、市からは温泉の活用については現段階では申し上げる立場ではないと回答したところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 今のところ答える立場にないと。市民と要望を話し合い、事業者と話し合っ、一刻も早く温泉が再開できるようにとは答えなかったんですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 繰り返しになりますが、石山総合支庁長がお見えになった段階では、まだ閉館後の事業者のほうの意向、方向性がはっきりしておりませんでしたので、市としては今後の活用についてどうこう申し上げる立場ではないというような形で御説明したところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 温泉側が閉館を決めた後も、二、三の業者と話し合いをしていると聞いています。要するに、あの施設を使って経営しないか、できませんかと。あるいは問い合わせがあったりします。うわさを聞いて、閉館されるのでと聞きましたけれども、どのようなことをお考えですかと。2つの業者と話し合いをしたと私は聞いています。その時点で、市は例

えば、誰か、今温泉が空地になってしまうと。ここを使ってするとかしないとかという、少なくとも温泉側も責任を感じているわけですよ、市民に対して。今までやってきたことに対して、なくなるわけですから。それは業者としての当然責任だと思います。そういう責任を果たそうと思って一生懸命模索しているわけですよ。二、三の業者と。2つです、今のところ私が聞いているのは。それで、ならないかと。結論には至っていないようですが、市はそのようなりアクションは起こさなかったのか。また、起こす必要もないと考えていたのか。どちらでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 一つはやっぱり、民間事業者であるということでありまして。その事業に口を挟むということはあり得ないということでありまして。ああしなさい、こうしなさいということはできないと。

今、議員がおっしゃったように、私のほうにも、二、三、事業者が、一般事業者からの申し入れがあると。うわさだけです。私を知っているのは。具体的にはわかりません。

しかし、そういう動きがある中で、市が民間と民間との協議の中に入って行ってこうしなさいということ、これはあってはならないというふうに思っているところであります。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 山形県には、行政の中で温泉施設が1つしかないという行政区は6つございます。金山町もそうですし、三川町もそうです。ですけれども、ここには全て町、村、市のお金が入っています。スタートは第三セクターから始まったのでありますので、それは当然のことかと思えます。山屋温泉の場合は第三セクター方式はとりませんでしたので、それはやむを得ないですけれども。全て住民の健康を

願う地域の行政が、持ち出しですよ、ある意味で。シェーネスハイムは私、わかりませんけれども、真室川の梅里苑、それから舟形の若あゆも、持ち出しがあるというふうには聞いていますけれども、そういうふうにして行政が、民と民と、わかります。実際そうだと、わかります。でも、行政が手助けしなければ運営できないこともあるわけですよ。

舟形町のきのうの町議会の様子をけさ新聞で読みましたけれども、ある施設があります。ところが、町の助成がなければ運営できないというように町長が答えているわけですよ。でも、それは住民のために必要なものだから支援していくと。ここなんです。住民のためというところが必要なわけです。

ですから、民が望む。民と民には口を出さない、それは立派なこと、確かにそうだと私も思います。でも、自分のところの新庄の市民の住民が、欲しい、必要だと。今までなかったものをねだるわけではありません。今まであったんですから、そこに、目の前に。それがなくなるという現況の中で、どうにかしてもらえないかと訴えているわけです。その訴えを、検討します、前向きに考えます、重く受けとめますでいいって、全部たまるのはストレスだけじゃないですか。何にも応えてくれない。こういう行政では、やっぱり私もちょっとなと思います。切実なんです、皆さん。自分の家の風呂に入りたい。隣のうちの風呂に、じゃあ何々さん、おたく風呂がないんなら、うちの風呂に入りに来いと。行きますよ、それは昔は。でも、リラックスしますか。自分の家の風呂に入りたい。新庄の風呂に入りたいんです。

さっき税金の話をしたときに、副市長は、山屋温泉が納めたのではないと、市民が納めたと。そうですよと私は言いました。税金を納めた人が求めているわけです、温泉というものを。それに対して、やっぱり応えるべきじゃないか

と。もっと具体的な話の中で応えていくべきじゃないかと思います。

一応、これで温泉のことは、伝わっていないかもしれませんが、私は伝えたと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、さっきの豚舎の臭害ですけれども、これは私も一、二度行っています。それで話し合いをしています。先ほど市長がお答えになったとおり、県国の補助事業を使っていますので、県も来たと。ただ、私、それで言ったのは、県はどのような態度、どのようなことをやったんだというように。「指導はしました」と。それで、検証はしたのかと。「検証はしていません」。こんなのは行政の責任だと私は言ったんですよ。

それで、例えば平牧ありますよね。「平牧にも視察に行かせてもらいます。平牧で、にの少ない、ふん便をとれるようなことをやっている。その餌を研究します」と。では、実際に平田牧場から餌を紹介してもらったのかと。紹介してもらってないです、何も。ただその場、その場の言い逃れ。それで、新庄市民が何でそんな臭害という。本当、ひどいですよ。

夏場の夕暮れどきに窓をあけて風を取り込もうと思っても取り込めない。においがひどくて。家族が困らんですよ、夕食なんて。夕食をするときにそのにおいが流れてきて、吐き気をしながら飯食いますか、誰か。これはもっと強く要望してもらいたいと思います。

それで、前は、これはさっき市長もおっしゃっていましたが、前は川口にあった豚舎です。あれは地域の住民からにおいがひどいということで、前村長の小屋さんのときに、あそこに移転したんですね。だからそういうふうに行政がやっぱりどうにかして村民のために頑張るわけです。そういうことも踏まえてもらって……、ちょっと興奮して。

とにかく行政は住民のためにあるべきだと思っていますので、それを最後にして質問を終わ

ります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

小野周一議長 次に、小嶋富弥君。

(17番小嶋富弥議員登壇)

17番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。

今定例議会の2番目に一般質問いたします。議席番号17番、起新の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしくお願い申し上げます。

私が今定例会において質問いたします発言事項は3点でありますので、簡にして要を得た質問を心がけますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

先般、総務文教常任委員会で荒川区と桐生のほうに行政視察に行かせていただきました。その中で、荒川区のいろんな資料の中で大変いい、こういうものが入っていました。見ますと、荒川区の区政は区民を幸せにするシステムであるというようなことで、後ろのほうにもいろいろなことが書いてあります。言いかえてみますと、市政は市民を幸せにするシステムだともとられるわけであります。私も市政の二元代表制をつかさどる議員の一人として、そんな思いを心に抱きながらひとつ質問させていただきます。

まず、最初に人口減少対策についてであります。

これは当市だけの問題でなく、多くの地方自

治体の共通する問題でもあります。東京などの大都会への一極的人口の流出が全国的な社会問題となっております。政府も声高らかに地方創生を論じておりますが、決め手はありません。

私たち新庄市の人口は、1960年、昭和35年の4万3,550人をピークとし、1990年、平成2年からは人口減に転じられておるのであります。

今日、新庄市の9月30日現在の住民基本台帳では3万6,401人となっております。1つの例を申し上げれば、当市の一番人口ピークの昭和35年の85歳以上の方は、男7人、女28人の35名でありましたが、現在85歳以上長生きされておる男の方は581人、女性の方は1,374人の1,955人です。約56倍になっております。まさしく長寿国日本であります。

平成27年10月発行の新庄市人口ビジョンにも示されておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の公表では、平成50年の2040年には2万7,018人まで減少すると予測されておるのであります。まさにこのままでは地域の崩壊、人材不足の懸念、経済活動に影響を来し、危機がじわじわ進行し、自治体のまちの活力低下は否めません。

行政としても解決策を求め今日まで努力を続けてきたと思われませんが、人口統計表からは一向に歯どめがかかっておりません。

私は、新庄には人、物を初め豊かな資源がたくさんあると思います。地域の未来に向け、停滞感を打ち破る施策と知恵と汗を今以上にかく必要があるのではないのでしょうか。これらについてどう捉え、対応、対策はどのようにお考えなのか伺いたします。

次に、発言事項の2つ目のエコロジーガーデンについて伺いたします。

もともとこの地は旧蚕糸試験場を新庄市に移管され、平成14年にエコロジーガーデン、原蚕の杜として開園し、あわせて産直まゆの郷もオープンし、今日に至っておるわけですが、緑の

木々に囲まれた癒しの空間であるこれらの活用が、余り市民に図られていないのではないのでしょうか。月1回のkitokitoマルシェのにぎわいや、バードゴルフやパークゴルフの愛好者が集っておりますが、もちろん産直は毎日営業しております。しかし、南側6ヘクタール、北側4ヘクタールの広大な区域の具体的活用法についてお伺いするものであります。

平成28年4月に歴史的建造物と周辺のランドスケープを含めた調査結果について、委託先である工学院大学から最終報告があったわけですが、それらを受けた後のアクションプランはどう図っていくのかお聞きするものであります。

また、私は昨年の3月の定例議会において4ヘクタールを擁する北側のエリアについてどうするのかをお聞きいたしました。市長答弁の中で、できれば将来は遠足村的なイメージを持っておりますので、子供たちに自然と触れ合う環境を整備していきたいとの答弁をいただきました。これらについては、どのように進捗したのでしょうか。再度お伺いいたすものであります。

そして、市としてはこれら10ヘクタールのすばらしい建造物、登録有形文化財を含む緑の木々に囲まれた癒しの空間を観光交流、農業振興、景観保全を含め進めるわけですが、それらはどのような施策をもって進めるのでしょうか。行政が全てかわらず、コンセプトは行政が押さえ、企画運営は民間なりネット等を通じ公募等を図ることも選択肢の一つに取り入れる方法と思いますが、いかがでしょうか。そうすれば従来の役所的な考えより、斬新的な発想が生まれるのではないのでしょうか。これらについてお伺いいたすものであります。

次に、発言事項の3番目の質問をいたします。

私はことしの8月29日の新聞を見て、えっとびっくりいたしました。山形新聞の1面の見出しは、小学校6年生と中学校3年生の4月に行

った2017年度の全国学力・学習状況調査の結果公表でした。大きな活字で、「本県多くが全国下回る」。同じ日の朝日新聞の県内版も、大きな活字で「算数・数学、正答率全国との過去の差が最大。県教育委員会厳しい結果」とあったからであります。第10回目の学力テストの公表では、山形県は全般に低下傾向で、全国平均を超えたのは小学校の国語A、中学校の同じ国語Aだけで算数、数学は全国の数字より低く、上位層も低い。

これらを受けて、吉村県知事は、8月29日の記者会見で、これらに対して「愕然とした。県民に申しわけない」と述べ、「現場も一生懸命やっているが、今回の結果に反映されていない。何が有効で何が足りないのか、危機感を持って抜本的に見直してほしい」と述べております。

そこで、今回の全国学力・学習調査の結果、当市の結果と向上策の検証についてお伺いいたしますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

以上でございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、人口減少対策についての御質問であります。議員御指摘のとおり少子高齢化、人口減少は日本全国で共通の課題であります。今後も少子化による人口減少は確実に進んでいくと予想されており、政府におきましてもこの状況に対応するため平成26年にまち・ひと・しごと創生法を制定し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定を行うなど、地方創生の取り組みを進めております。

政府の総合戦略におきましては、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決

などが目標として掲げられており、地方自治体への財政支援も盛り込まれるなど、日本全体で地方創生に向けた取り組みが行われているところでもあります。

新庄市の人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと2040年には2万7,000人余りに減少することが予想されており、市といたしましてもこのような状況を踏まえ、人口減少という大きな課題の克服に向けた取り組みを進めるため、新庄市総合戦略を策定し、国の財政支援などを活用しながら課題解決に向けて取り組んでおります。

人口減少対策に係る具体的な取り組みといたしましては、市内の小中高生が市内にある企業の見学ツアーや職業体験を通じて、市内の企業への就職、定住につなげる地元定着型キャリア教育推進事業や、多子世帯における子育てに係る負担感を少なくすることで子育て世代の定着を促す第3子以降保育料免除事業などを行っております。このほかにも、若者が住宅を取得しやすくすることで市内への移住、定住を促す若者世帯住宅取得支援事業や市外に転出した若者が市内の企業に就職するための支援策として、ふるさと企業訪問奨励事業、学生トライアル雇用奨励金事業を実施しているところでもあります。

また、これらの事業に加えて、看護師養成機関の設置に向けた取り組みも進めており、新庄最上地域において看護師を確保することとあわせて、若者の定着をさらに促進するものとしていきたいと考えております。

これらの取り組みの成果につきましては、総合戦略の期間である5カ年の途中の段階であることから、現時点で成果としての具体的な数字をお示しすることは困難でございますが、市といたしましては、今後と今、新庄市にお住まいの皆様、安心安全に暮らせる住みよいまちであることを実感していただけるような取り組みを進めるとともに、希望する若者が子供を持ち、

新庄市に住み続けたいと思える地域づくりを進めてまいります。

また、これからさらに人口減少が進むことによって生じる状況につきましては、新庄市に限らずこれまでも誰も経験したことのないものになると考えております。例えば、人材不足の顕在化、出産可能な女性人口の大幅な減少、社会保障費の大幅な増加、空き家の急激な増加による住環境の悪化などが考えられますが、このほかにも私たちの予想を超えるような時代になることが想定されています。

人口が減少し、市の職員も減少することが想定される中で、新たなまちをどのようにつくっていくか、どうすればこれからもこの地域で住み続けることができるのかということについて、行政だけでなく市民一人一人に厳しい状況を認識していただいた上で、力を合わせてこれからの地域づくりを真剣に考えていかなければならない時期に直面していると考えております。

これまでの取り組みについて大切にしながらも、さらに一步踏み込んだまちづくりを進めることで、人口減少や少子高齢化といった課題にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

こうした課題を克服するためにさまざまな事業を展開しながらも、若者同士の出会いというものなかなか設けられないというのを非常に痛切に感じている。結婚を促すためのさまざまな取り組みをしながらも、企業の社長方からも、若い人たちがどこでどういうふうに若者とまじり合っているのかわからないと、支援してほしいというような話を聞いて、実際に企業の中でも青年部を立ち上げる動きがございます。やはり人口減少には若いカップルが誕生することが一番大切なことであり、その後生まれた子供さん方がここに住み続けていきたい、就職したいと、その原点である若いカップルの組み合わせということも大きな課題であると思っ

おります。

過去には地域社会におけるお世話様方がいっぱいいたわけですが、そういう方々が今、いない状況になっています。結婚式を見ましても、仲人のいない結婚式であるとか、これはやはり地域力の停滞というようなことも感じているところでもあります。昔は青年団であるとか消防団、若い人たちがその組織を形成し、あるいは婦人会の皆さん、さまざまな団体の皆さん、お世話様がたくさんおったわけですが、行政がそれをしなければいけないという状況に大きな問題があるというふうに認識しているものであります。

いずれにしても、そういう結果として新庄に住み続けたいという若者をいかに引きつけていくかという政策に全力を挙げていきたいというふうに考えております。

また、エコロジーガーデンについてであります。市では平成26年度からの2カ年で工学院大学に委託し、建造物、ランドスケープ等の調査を実施しました。その調査結果に基づき、平成28年度に当該施設の保存活用計画を策定いたしました。今後、保存活用計画に基づき、文化庁の補助事業を活用しながら、耐震補強並びに公開活用のための大規模改修を行う予定となっております。

また、当該施設の利活用の指針でありますエコロジーガーデン第3期利用計画の計画期間が今年度をもって終了することから、現在第4期利用計画案の策定を進めております。第4期利用計画案では、歴史文化遺産の活用と保存による交流の場の実現を基本目標とし、公開活用による交流拡大と歴史文化資源の保存管理を計画実現のための2本柱として推進していくこととしております。

北側エリアの活用につきましては、公開活用の重点事業として、北側エリアの公園機能を高めることを目標としております。具体的な事業

の内容といたしましては、子供たちが集い遊べる空間や花壇、水場、トイレなどの整備を行うこととしております。

また、外部に任せる考えはないかという点につきましては、第4期利用計画案では、保存管理の重点事業として民間活力と連携した運営管理の推進に向けて検討を行うこととしておりますので、運営管理の民間委託についても検討を進め、今後さらなる事業効果の拡大を目指していきたいと考えております。

学力テストについては、教育長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 昨日の全員協議会での学力向上策について、貴重な御意見をいただきありがとうございました。具体的に学力向上に向けて取り組めるところを取り組んでいきたいなと思っています。

さて、本市の学力・学習状況調査の結果について改めて申し上げますと、小学校では全ての教科で全国平均を下回りました。また、中学校も全ての教科において全国を下回っておりましたが、国語B及び数学Bにおいては昨年度より改善傾向にあります。

まずは、安定した学級経営の中で授業づくりを進め、授業改善を図っていく必要があると考えております。

学習状況調査の児童生徒に対する質問紙からは、本市の子供たちは県や全国に比べてテレビやゲーム、携帯電話等をする時間が長いという課題が見られます。生活リズムの確立や家庭学習の奨励等、家庭の協力も得ながら改善を図っていきたいと考えております。

市教育委員会としても、今後に向けて学力向上戦略を立てながら、次のような取り組みをしていきたいと考えています。

1つ目は、10月6日、新庄小中学校で探求型

授業の公开发表をしましたが、児童生徒の意欲につながる課題、学び合いのさせ方、思考力を育てる授業づくり等の取り組みを新庄市内の学校に広め、授業改善を行っております。各学校ではグループ学習や学び合いを中心に学習が進められていますが、学び合いで終わらず練習問題や発展問題までできるような授業構成を考えるようお願いしています。

2つ目は、各学校の教員から集まっていたが、新庄市の落ち込みやつまずきについて共有化を図りました。教育委員会では、新庄市が落ち込んでいる問題を過去3年間にわたって分析し、つまずいている問題を各学校に配付しました。その問題を授業に活用しながら、つまずきの克服を図ることを確認しました。

3つ目は、各学校も分析し、改善点を明確にしながら学力向上等の取り組みを行っていますが、教育委員会でも定期的に各校の取り組みを確認し、支援しています。

4つ目は、補充時間が全国、県と比べて少ないということもありますので、各学校においては補充の時間を工夫して確保するようお願いしています。

5つ目は、やはり子供たちが目標を持って学ぶことが学習の意欲につながると考えます。各学校においては、将来の目標を持たせるため、キャリアシートなどを活用しながら、自分の将来について考える活動を取り組むようになってきております。

最後に、新庄市の子供たちのテレビの視聴やゲームの時間が長いということがありましたので、新庄市教育委員会としても教育委員会だよりを発行し、そういった状況を家庭にも知っていただき、保護者の協力をいただき、全保護者に生活リズムが適正になるようお願いしています。

そして、山形県学力等調査も同日行われ、小学校5年生、中学校2年生が参加しました。こ

れらについては、両方とも県平均を若干ですが上回ることができました。新庄市の子供たちも探求型学習で学んだ成果が少しずつ出始めているものと期待しているところです。

この子供たちが、来年度、全国学力・学習状況調査を受けるわけですので、さらに力を伸ばせるよう学校を支援していきたいと考えています。以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

人口減少は全国的傾向ですけれども、自治体によっては頑張っているところもあるんですね。先般、11月15日の山形新聞に載っていた記事が目を引きました。それは、県内の遊佐町、「子育て世代遊佐町に魅力、4カ月続け転入が上回る」と。県がまとめた人口推計値によると、遊佐町の転入から転出を引いた社会動態は、6月から9月の各月1日現在でプラスというようなことございます。

その内容を見ますと、ことしは宝島社の住みたい田舎ランキングで若者世代の東北第1位になったと。背景には、12年度に策定した5カ年計画で町定住促進計画で充実させた独自の子育て支援策があったのだというようなことです。住まいの支援も手厚く、特に空き家対策には独自色が光るというようなことございまして、当市では定住人口推進計画というのはどのようになっているか、まずお尋ねしたいと思います。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 小嶋市議の御質問にお答えいたします。

市としましては、先ほど市長の答弁でもございましたけれども、新庄市総合戦略を策定しておりますので、その中で交流人口の拡大といったことや、あとは若者向けの定住を促進するよう

な施策を講じております。以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 具体的にどういうふうなものですか。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 具体的な事業としましては、UJIターンをする若者に対する住宅取得の支援ですとか、あとは市内の企業に就職面接に帰ってくる際の補助を出すことで、市内の企業に就職するハードルを少し下げのような施策、あとは地域おこし協力隊への支援の強化なども行っております。以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 住宅支援もあれだと思っただけなんですけれども、この前の議会報告会の中でお話しいただいたんですけども、注文住宅をした場合は補助金が出るよと。例えば、ニュータウンとかやって、その住宅に入った場合は、要するに建て売り住宅に入った場合の支援がないのではないかなというように私どもお話があったんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 建て売り住宅ということではございませんけれども、新庄市としましては若者世帯が、あとは移住世帯ですね。新庄市内の事業者を使って住宅を新築したり、あとは空き家バンクに登録されている空き家を購入した際に補助金を出すことによって、そういう定住促進を進めているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ですからですね、若者も建て売り住宅を買うわけですよ、建て売り住宅。その場合は補助金ないんですよと。注文住

宅の場合は、大工さんとかいろいろあって経済図れるんだけど、ニュータウンとかやったときの建て売り住宅に入ったときは、ないのはいかがですかという質問を受けたんです。やはり言われてみると、住宅を買った場合は定住するわけですので、当然そういうハンデをつけてなくても、ニュータウンの建て売りに入った方にも、若者の促進、すべきではないんですかというようなことなんです。その辺がないんでしょう。実際、建て売り住宅の場合は、はっきり申しまして。その部分は、やはりやってほしいという要望ですから、この辺は考える余地があるんじゃないですか。いかがですか。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 今、小嶋市議から御指摘いただいた点も踏まえて、他市の事情などもちょっと研究しながら、今後取り組みを、研究してまいりたいと思います。以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ぜひそうやって、やはり今の若い方々は注文住宅はなかなか手続とかいろいろで、建て売り住宅を買うんですね。計画的にできるということで、やっぱりそこにもそういったものを行ったほうが定住、幾らかでも促進すると私は思うんですよ。

これは2013年の大変古い資料で申しわけないですけれども、観光庁の推計によりますと、外国人10人、国内旅行者宿泊26人、または国内旅行者日帰りを含めて83人の地域の消費額は、定住人口1人当たりの年間消費量124万円なんです。定住人口1人ふえると、赤ちゃんからいろんな方々まで年間消費量が124万円。やはり人口が減っていきますと、掛ければ数字が出てくるわけですね。そういった意味で、定住人口がやはりどこの自治体もやっきとなってやっているわけです。

ちなみに、私どもも桐生市のほうに定住人口促進で伺って、いろいろお話を伺いました。その中で、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターというところがIJUターン、田舎との交流ということでやっていて、かなり参加するわけですが、市のほうではそういったところとの関連はどうなっているか、一応お伺いしたいと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 NPO法人ふるさと回帰支援センターの存在については、市としても承知しております。出身者のふるさとに戻るUターンや地縁のない地方で暮らそうとしているIターン、または定年退職後の田舎暮らしなどについて移住のお手伝いをする団体でありますけれども、地域おこし協力隊との関連等もごさいます。

また、各県の移住コンシェルジュも配置されているというふうに聞いております。

ちょうど来月、NPO法人ふるさと回帰支援センターを会場とする地域おこし協力隊募集説明会のほうにも市の職員が参加する予定となっておりますので、こうした動きと連携しながら市としても進めてまいりたいと考えております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） これを見ますと、NPO法人ふるさと回帰センター、東京都千代田区の高橋 公理事長は、移住相談者の7割が20代から40代だと。各自治体にもセンターに窓口を開く前提として、仕事を紹介するシステムをつくっていると。大変いいシステムなんですね。そこで年1回、ふるさと回帰フェアには、ことし350の自治体がブースを開設、約2万人が訪問したと。やはり都会の生活に飽きているんじゃないけれども、いろいろあって田舎に行きたいと。ただ、田舎に行きたいといっても働く場

所が不安だというようなことで、市長もさっき申されましたけれども、後継者の問題でやっぱり企業とマッチング。やっぱり来たいけれども働く場所がない、ある程度生活保障されるものがないとやっぱり不安だというようなことでございまして、こういったところを情報をめぐらしまして、ぜひひとつ定住人口が1人でも2人でもふえるような施策を、歯どめをかけてもらいたいと思います。これはやはり行政力が大きいわけですので、ひとつ行政だけでなく、民間企業と協力しながらやってください。

皆さん見ていると思うんですけども、真室川町でも子育て支援の住宅、チラシが入って、来いよと、うちのほうに来いよと、住宅提供するよと。やはり必死なんですね、必死。やはりその中で、競争を勝ち抜くぐらいの覚悟で頑張っていたきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、エコロジーガーデンについてお尋ねしたいと思います。

第4期計画も出ました。そこで、いろんな環境とかいろいろございますけれども、あそこは大変いいロケーションなんです。あそこの施設を、例えば遊歩道を整備しながら健康増進にしたらいいなと、遊歩道。そして、かつて以前私どもも行政視察で大洋村に行って、大洋村、あそこは健康増進、健康課とマッチして、歩くんですね。歩く遊歩道をつくって、記録をつくって、そのフィードバックして健康増進というようなことで。

私の提案なんですけれども、あそこのエコロジーガーデンの遊歩道をもっと整備して、今スマホとか皆さん持っていますので、例えばスマホと連動してゲートをピッと押すと記録になって、次のゲートを押すと何キロメートルたまりましたよというようなスマホのない年配の方々にはそういうものを貸し出しまして、何キロメートル歩くと何カロリーとかというのが出るん

ですね。私もNTTのガラケーでやっているんですが、セッティングすると出るんです、何キロカロリーと。そういうものもタイアップしながら、総合的にそういった面も含めることができないんでしょうかね。

あと、もう1点。具体的にあそこのイメージが、なかなかいろんな大きなことでやって、パンフレットを見てなるほどなと思うんだけど、きのうもあそこの宿泊施設の件でお話しましたけれども、あそこはまだ宿舎は開店、オープンしていませんね。まだ工事もできていませんね。その中で条例を改正しますよと。やっぱり私も条例を賛成するかしないかの、やっぱり市民の代表として権利があるわけですので、そういったものも図面も見せないで、現場を見ていないで、条例を求めるといのはいかげんかでしょうかね、ということなんです。

だから、あそこは7人でしょう、7人。もっとふやさなければだめなんですよね。渡辺課長はいろいろアイデアマンで一生懸命やっています。今村翔吾の火喰鳥というの、よばってやっています。あの松原源吾さんは、半鐘が一んと鳴るとすぐにぶっ飛んで行って火を消すと。そういう傾向があるんじゃないかなと私は勝手に思っているんだけど、もう少し丁寧なやはり説明が必要ではないんでしょうか。この点、2点お願いします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 最初に御質問ありました遊歩道の部分でございますが、現在市では運動を日常生活の一部と習慣づけるため、ラジオ体操やウォーキングなどの活動を推進しているところでございます。平成28年度から実施しております新庄かむてん健康マイレージ事業におきましても、ウォーキングを健康づくりとして取り組んでおりますかむてんスポーツクラブへの参加をポイント対象事業として取り組んでおりまし

て、そのマイレージ事業の参加者の健康目標でも、歩くことが最も多いような状況となっているところでございます。ウォーキング自体につきましても、楽しく気軽に健康づくりができるものと捉えておるところです。

ただいま議員のほうから御提案ありましたエコロジーガーデンへの遊歩道の設置につきましては、エコロジーガーデンというすばらしい環境のもとで健康づくりができるという大変魅力的な素材であるというような形で捉えたところではございますが、今後、北側エリアのほうの活用部分については商工観光課のほうを担当しておりますので、商工観光課あるいはほかの関係機関と連携しながら、市民の方が気軽に健康づくりに取り組むことができるような環境整備について取り組んでいきたいと考えているところでございます。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 エコロジーガーデンについて健康課長のほうに補足するような形でございますけれども、遊歩道が健康的にロケーションを利用した、そういったものをやりたいなということで、実は小嶋議員から質問ありましたように工学院大学からのいろいろな提案を受けた際に、エコロジーガーデンお散歩マップ御霊屋ルート、こういったものもいただいております。第4期計画の中では、すぐすぐということではできないかと思うんですけれども、長期利用構想としてこの提案を一つ入れて、北側エリアからの御霊屋までのこういう周遊ができるような、そんなことも長期利用構想として、案としてですが盛りさせていただいているところでございます。

あと、もう1点、ゲストハウスについてですが、こちらにつきましては予算化する際にも説明させていただいたと思うんですけれども、もう少し丁寧にということですので、我々が今考

えていることをお話し申し上げますと、先日もちょっと新庄まつりが放映されたNHKの美の壺というのがあったんですが、そこで北海道の駅というのがやはり特集になりまして、その駅の中にいろんな方たちが泊まりに来て一緒に食事を食べて、「どちらから来たの」「あしたはどこに行くの」みたいな、そういう交流をしていたんですね。ですから、あちらにつきましては、例えばkitokitoマルシェを一度見てみたいとか、遠方の方が前泊してどこから来たのとか、初めて例えば味覚まつりに前日来た場合にしたいとかいう形で、その中にさまざまな方が泊まりに来て交流するというので、合宿所的な大きなものを当初から考えていたわけではなかったんです。

ですから、今後そういった形で大きなものになるほど本当に人気が出てこれるように、我々もしなくちゃいけないんだろうかなと思っているんですが、ゲストハウスというものの考え方がそういうところから、新庄にもそういったゲストハウスが必要だろうというところから始めたところがございますので、説明が不足していた部分は素直に反省したいと思います。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。ぜひ、やはりあそこは大事な場所で、余り長期利用構想なんていうと俺たちは年がいったら使わなくなるから、もっと早目に進めてもらいたいなと思います。

あと、時間も押してきましたので、最後の3番目に入ります。

教育長は、今回の定例議会で、佐藤義一議員に答えています。学力向上は本当に子供たちがこれから自分の将来の夢を実現するためにも、そういう力がなければ実現できません。それらをつける意欲を大事にしながら、確かな力を。それはやはり毎日行われる授業だと。やはり授

業だと言っています。これはやっぱり、学校、教育委員会ではなくて、私が思うのは、やはり幼児期から落ちついてできるように、学校にも入ってくるようにというようなことで、3歳児健診あたりをもっと市でもトータル的にやって、例えば子供さんが落ちついてできると。5年生ぐらいになってくると、多動性の子どもどうしても親御さんは、私わかりますけれども、普通の学級に入れたいというようなことなのでしょうけれども、多動性の子供が悪いというわけではないですよ。やはりそういう子供を発見できて、早目に手当てを打ってあげれば、子供たちが、授業が始まると。

秋田県、私も2年前ですか、由利本荘市に行つてまいりました。そのときの教育長さんも学校も、一番は授業のベルが鳴ると。鳴ったらみんな、子供たちが一斉に先生に注目して授業に入ると。それがかつて新庄市では、私も私の孫の例で、沼田小学校の子供の件、申し上げましたけれども、授業ができないんですね、落ちつくまで5分や10分。それから授業が始まりますよ。たかだかその1つだけですけども、1年を通してみれば何十時間ができなくなる。やはり6年生、5年生になれば、さかのぼって前の復習をする。

やはり、だから点数を上げるには、本来はみんなが底上げになればいいんですけども、逆に上位のほうがかかなりいけば平均点もよくなるというようなことで、それはやり方でしょうけれども、なかなか言えないというようなこともあって、新庄市のほうでも個別学習指導員をふやしていただきました。これで大分なったんですけども、やはり教育委員会だけでなく、市として、3歳児の子供たちを健診して、そういう方々を見つけていただいて。見つけてというのは、言葉を選ばないと今大変な世の中ですけども、そういうことをしながら、そして学校に入ったらしつけじゃなくて、やはり1年生

からそういう生活習慣が、これはもちろん最初は家庭だと思っんです。でも、そういう、市としても子育て支援とか、今自治体の競争があるわけですので、そういった方面もトータル的にやっていかないと、なかなか点数が上がらないと。そういうこともひとつお願いしたいと思っんです。

時間がないですから、ここで答弁は求めませんけれどもね。あと、そういうこともぜひ総合的に入れながらやっていただければいいんではないかなと思っっています。

あと、もう一つ、点数を出さないと、私も非常に疑問です。ちゃんと山形県でも全国でも、点数を出しますよ。新庄市でも、過度の競争があるとか、出さないとかというのは、逆に出さないから私どももおかしいんじゃないかなと。学力テストはその部分だけでないけれども、一つの目安だと。それだけじゃないよと、教育長も去年もおっしゃっていますので、そういう観点からすれば、一つの捉え方で見るといっような判断で、やはり点数を出して、保護者もこれだけ低いんだと、じゃあみんなで頑張るといっような、やはり数値といっものを出さないと、全国平均を下回る、県平均を大きく下回るといっような言っても、どのくらいかわからない。皆さん、関係者はわかるけれども、やはり数字を出して、そんな数字だけひとり歩きなんかせんよ。これが全部ではないと思っんですので、その辺はもう一回確認したいと思っんです。点数をやはり出すような方向で、わかりやすく私はするといっと思っんです。多くの議員もそう思っっているんですよ、きのうあたりの発言。いかがでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 昨日も全員協議会の中でお話をさせていただいているわけですが、議員の皆さんにはできるだけわかりやすくといっこ

とで、グラフでお示しをしながら、新庄市の現状についてはお話をさせていただきました。

点数そのままといっふうを考えますと、やはり教員の中にはその点数を気にしてしまっということもござります。また、当然保護者のほうもその点数といっことにとられて、学校に対してさまざまな御意見をお話する方もいますので、やはりできるだけわかりやすく御説明したいと思っりますが、点数そのものをやはりお出しするといっことに關しましては、学校のほうもある面では萎縮してしまっということもありますし、また過度にそいっ点数のためのテストといっふうな状況が行われると。

やはり教育委員会としては、まずは授業をいかに改善するかと。そして、子供たちがやはり意欲を持って、あるいは学校が楽しい、授業が楽しいといっ授業をしていっくといっことに對して、やはり力を入れていっくことかなといっふうと考えているところとござります。よろしくお願ひいたします。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 毎回同じことだ、だめだ。出してください。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

小野周一議長 次に、叶内恵子君。

(2番叶内恵子議員登壇)

2番(叶内恵子議員) 議席番号2番叶内恵子です。

先月の11月20日から3日間にわたり、第11回議会報告会を開催させていただきました。日足がめっきり短くなり、追い立てられるような気ぜわしい中、また冬将軍の到来で足元の悪い中を会場に足を運んでくださった市民の皆様から、貴重な意見を伺うことができました。本当にありがとうございます。この場をおかりしてお礼申し上げます。

私が所属するグループが赴いた会場の一つである飛田公民館において、地区公民館の維持管理について、地域の高齢化と人口減少によって担い手が不足しているため、現在も厳しい状態になっていること、近い将来はもっと厳しくなるだろうということの意見が出されました。地区公民館の維持管理だけでなく、集落の中にある小さな神社の維持管理についても手をかけられない状況であるとの切実な意見が出されました。当たり前にある景色は、そこに住む住民が協力して手をかけて存続させてきました。その景色が失われていくかもしれないという現実、不意をつかれる思いになりました。

飛田地区での意見交換会の後、市内のほかの集落に住む知人の方々から同じような内容を聞くことになりました。少子化、高齢化、人口減少によって、地域コミュニティーが衰退している現状を改めて思い知らされました。

そこで、通告に従いまして質問させていただきますが、一番最初に新庄市協働セミナーについて質問させていただきます。

平成27年度、平成28年度の2年間にわたり、ワークショップ形式で学ぶ新庄市協働セミナーが計4回開催されました。私もこのセミナーに参加させていただきました。平成27年度は、参加者がグループに分かれ、10年後の新庄がこうなったらいいなという新庄の理想像を出し合っ

て未来を語り、理想の将来に近づくために自分たちでできることを考え、参加者同士が交流し、知り合いをふやすという協働の基礎を学ぶセミナーでした。

グループには年齢や職業、さまざまな立場の人がいるわけですが、参加者それぞれの意見を否定せず、建設的にオープンに意見交換することへの自分の経験の乏しさを実感しました。そして、そのセミナーで知り合った方々とセミナー後もどのように交流していったらいいのか、その方策がわからないと思いました。人々がオープンに話し合える意識を醸成すること、活発な意見が飛び交う場を意図的につくっていくことが大切であると思うことができましたが、それらを身につけるためには、身につくまで何度もセミナーに参加することが必要かもしれないと思いました。

平成28年度は昨年の振り返りを行い、世代間交流の場づくり、商店街のにぎわいを取り戻す、住民共助の雪対策の3つの課題テーマについて、課題解決のための協働事業プランを考えるものでした。

テーマグループごとに分かれ、ワークショップの手法によって完成したプランを発表しました。参加した方のほかの方は、きっとセミナーの意義を理解したのだろうと思いますが、私自身は理解できていませんでした。附箋に参加者の意見を書き、模造紙に張って意見を整理してプランをつくるための方法が、ワークショップなのかなと思いました。

そういう作業を通して発表されたプランは、誰がいつどのように、実際的にまちの課題解決に生かしていくのだろうと思ったままでした。自分の理解できないという恥ずかしさがあったために、セミナー終了後、ワークショップがどんな成果を生むのかわからないということを講師の方に質問しました。講師からは、「発表されたプランを参加者である市民が主体になって、

行政と協働で実際の活動に展開しないと理解するのは難しい」と言われました。

その後、実際にワークショップが協働のまちづくりにどのように生かされるのか理解したいと思うようになりました。

そのようなところ、体験型のセミナーを探し始めました。参加できる機会が新潟県内にあるということを知り、参加することにしました。その参加したセミナーは、新潟県十日町市の山合いの池谷集落が会場でした。そこは住民主体のまちづくりの取り組みの成果によって、奇跡の集落と言われているところでした。

十日町池谷集落については、皆さんは御存じだと思いますが、平成16年の新潟県中越沖地震で被災し、甚大な被害を受けた地域でした。震災前は8世帯が暮らしていました。震災復興にNPO団体や震災復興支援ボランティアを受け入れ、集落の再生に取り組んでいました。平成19年には地域復興デザイン策定支援事業の認定受け、翌平成20年には集落の存続、後継者が暮らせる環境を整えることを理念とした地域復興デザイン計画を策定します。絶え間ない復興の取り組みを重ねていましたが、平成21年の時点では6世帯13名に減り、高齢化率62%、年少人口の割合はゼロ%になっていました。

しかし、平成22年、この集落に家族3人で移住してきた地域おこし協力隊の存在が転換点となりました。この地域おこし協力隊は、地域に溶け込みながら、5年後の集落のビジョン検討ワークショップを提案、開催しました。集落住民全員とボランティアが集まって、かつて掲げられた地域復興デザイン計画の理念のもとにワークショップを行って、集落の5年後の将来を思い描き、そのビジョンを全員が共有するに至りました。将来のビジョンを住民全員が共有できたことにより、取り組むべき課題が明確になり、地域に合った形で地域経済を循環させる自立した取り組みを始めました。

現在の池谷集落は移住者がふえ、10世帯と民宿1軒が開業され、24名となり、高齢化率38%、年少人口の割合が21%となり、限界集落を脱していました。

このすばらしいワークショップの成果を目の当たりにして、自分自身はまだこの手法を活用できるほど身についたとは全く言えませんが、池谷集落での学びは全く違う考えを持っている参加者一人一人が、まちづくりは何のためにやるのかという共通の目的のもとに話し合い、こうなりたいというまちの将来像が共有されることによって、限られたアイデアにとらわれない具体策が参加者の内面から導き出されてくるということ。そして、参加者がワークショップという場を通して信頼関係をつくることによって、生き生きと明るい顔になっていくことがわかりました。

改めて平成27年、平成28年に開催されたセミナーの目的は何であったのか。セミナーの受益者は誰であったのか。セミナーによって何がどのように改善されたのか。ワークショップを通して考え出された協働事業のプランはどのように活用されているのか。協働セミナーにより何がどのように変わったのか。市の分析、総括を伺います。

次に、昔語りのきこえるみちについて質問いたします。

現代日本社会の2大課題は、中山間地域の活性化と中心市街地の再生であると言われて久しいのは御承知のとおりです。

平成3年以降、国が大規模小売店舗法を改正したことにより、日本の各地に巨大ショッピングセンターが次々と建設されました。地方の人たちは大都会と変わらない消費生活が送れるようになりました。まさにアメリカ的なライフスタイルが出現したわけです。地域住民は自動車で買い物に行くようになりました。

新庄市においても大型商店は郊外立地となり、

モータリゼーションに拍車がかかりました。25年前の店舗法の改正により、必然的に中心市街地は寂れたのであります。

地方が一樣に同じ状況にさらされる中であっても、中心市街地活性化の活路を見出すためにどこか参考になるまちはないかと探していたところ、経済産業省主催のまちづくりの先進地において実践的なまちづくりの考え方や手法を学ぶインターシップ型実地研修があり、参加してまいりました。

研修先の先進地は、りんご並木と人形劇のまちとして全国的に知られている長野県飯田市でした。長野県の南部に位置する人口10万3,000人の飯田市では、昭和27年ごろからまちの中心を貫く市道の中央分離帯にリンゴが植えられ、りんご並木通りが形成されていました。時を経て、平成3年、全国の他の数多くの自治体と同じく中心市街地再生が問題となった飯田市では、そこに暮らす住民の意思を反映すべく住民参加によるワークショップを開催しました。飯田市では、事業の始まりはいつも地元関係者によるワークショップであるということですが、平成3年の当時、飯田市は中心市街地再生に当たって、郊外大型店と競合しても無駄であると考えました。既に法律では郊外化を抑止することはできず、また消費者もそれを支持しています。ならば、まちの中にそれとは異なる価値を持った全く別の世界をつくりたいと考えたのです。

住民参加のワークショップを重ねた結果、実に大胆な案が提出されました。4車線のバイパスの中央分離帯にあたりりんご並木を生かしたい。そこで、これを公園化するという計画です。りんご並木はこのまちのシンボルであると住民皆が考えた結果、現在、この場所は公園機能を持つ人と車が共存するコミュニティ道路へと変わり、市民の誇り、そして心のよりどころとなっています。

行政の目から見れば、道路構造令違反のおそ

れもある難しい提案として却下することができたかもしれません。ですが、中心市街地は大切であるという理念を市民と共有していることを認識した飯田市は、法律の本旨に戻って中心市街地を見ることから始めたということです。例えば、都市計画法の目的を生き生きと生活する場を市民と行政が協働でつくと読みかえてみれば、規制中心の法律の概念が変わってくる。全国一律である法律に対してどのように対応すれば実現できるのか。そのことに挑戦し、住民と一体となって提案どおりの現在の姿を実現させました。

これにより、飯田市では、市民の力で都市は開発できるということを実感したということ、産業経済部商業市街地活性化課長より話を伺うことができました。

飯田市を訪れると、これだけの通りを中心市街地に出現させてしまっている市民参加のまちづくりは強いパワーがあると、ただただ驚いてしまいました。

平成29年度の新庄市まちづくり市民アンケートにおいて、中心市街地の活性化が図られることに必要性を感じる割合が4位と上昇しました。これを見ると、市民は中心市街地は大切であるという思いを持っていると解釈ができると思います。中心市街地活性化は市民の大きな課題なのだということがわかります。

昔語りのきこえるみちを整備しようと計画した平成6年当時においても、商店街の活性化が主要課題であったことがうかがえますが、現在の新庄市まちづくり総合計画においては、商店街の再生を目指すとして明記されていることを比較して考えてみると、新庄市のシンボルロードが整備されてから約20年が経過し、中心市街地の衰退がより深刻化したことがうかがえます。

中心市街地の衰退が大きな課題となり始めた平成6年当時に、消費社会とは全く次元が異なる地域資源である昔語りを核としてまちづくり

をしようと計画したことは、時宜に合っていたのではないかと私は思います。

シンボルロードの設置は、当時約2億2,700万円を投じて、新しい価値を持つまちづくりを目標にしたのではなかったのだろうか。しかし、約20年が経過し、シンボルロードの存在は多くの市民の意識の奥底に埋もれてしまっているのではないだろうか。切実な人口の減少を現実とした今、この地域の実情に合わせたまちづくりの方法について考えなければならないときなのではないかと思うのです。

その意味に立って、現存するシンボルロードの成果を振り返り、総括する必要があると考えます。地域活性化の核の一つと位置づけたシンボルロードをどのように地域活性化に活用してきたのか。また、活用しているのかを伺います。シンボルロードの活用を通して、問題や課題を伺います。

シンボルロードに設置されているモニュメントやサインは、本来であれば地域資源であると考えます。この地域資源の磨き出しと活用をすべきではないかと思うのですが、現在はどうのように考えているのかを伺います。

以上になります。御答弁よろしくお願いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、新庄市協働セミナーについての御質問であります。近年、人口減少、少子高齢社会の中、複雑化した住民のニーズや多様化した地域の課題に対し、より効率的、効果的に公共サービスの提供を行うための手法として、地域と行政との協働が必要不可欠となっております。

新庄市まちづくり総合計画では、協働によるまちづくりを進め、まちづくりへの市民の参画、

行政の効率化を行うとし、その施策の一つとしてまちづくり活動に参加しやすい環境の整備を掲げております。

その実現に向け、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とする協働推進計画を定め、地域コミュニティの活性化、人材育成、協働を生み出す環境づくりの3つを目標に掲げ協働事業を進めてまいりました。

平成27年、平成28年度に実施しました協働セミナーにつきましては、その中の人材育成を目標とし、市民と職員がともに学ぶセミナーを通し、それぞれの協働に対する意識向上を図る目的で実施したものであります。

初年度は協働の基礎を学ぶことで認識を深め、協働が特別な手法ではなく自分たちにも取り組めそうだと感じてもらい、各自の活動に生かすことを考えていただく内容としました。

2年目は、さらに一步踏み込み、1つの地域課題をテーマとして、具体的な協働事業の計画を作成することで、協働事業の提案までのプロセスを学び体験することを目的として講座を開催したところであります。

各年度2回の実施でありましたが、全体に話し合う時間が足りず、具体的な事業計画の提案には至らなかったテーマもありましたが、その話し合いのプロセスを学ぶことが重要だと考えております。

また、その中で出てきた課題等は市民の意見として担当課に申し入れておりますが、担当課として把握している課題と一致している部分も多くあり、地域課題を解決するための参考とさせていただきます。

また、本セミナーには高校生も参加しておりましたが、若い世代が地域に関心を持ち、地域愛を育てることは将来のまちづくりにとって重要なことと考えます。参加していた高校生は、子供会などの地域の活動への参画を提案しただけでなく、ボランティア活動を通し、その内容

を実現できるよう要請を受け、町内会活動への協力なども行っております。

今後も協働セミナーにかかわらず、さまざまな年代の方が参加できるような研修の内容を検討し、実施しながら、機会を捉えて協働への意識醸成を図り、市民と市がさまざまな分野において連携できる環境を整え、協働によるまちづくりを推進してまいります。

次に、昔語りのきこえるみちについての御質問にお答えさせていただきます。

この整備事業から既に23年が経過いたしました。当時新庄市の地域資源である民話を市の大きな財産として駅前通り、中央通り、北本町、南本町、大町にモニュメント等を設置することで、市街地、いわゆる商店街を市民や観光客が回遊する活性化のツールとして活用してまいりました。

そして、昔語りのきこえるみちのシンボルとして新庄市のイメージキャラクターかむてんが生まれました。現在、かむてんを活用したブランディングを行うことにより、中心市街地はもとより新庄市の魅力を発信しているところでございます。

また、当時は民話まつりとあわせて商店街でも昔語りをを行うなど、商店街でも事業展開してまいりました。ただ、現在それらは実施されておりませんが、南本町商店街では鴨とり源五郎とおりにちなんで100円商店街の際などの鴨汁の振る舞いや駅前通りなどでは味覚まつりなどでかむてんそばを振る舞うなど、独自で活性化につなげております。

現在は、北本町を除いてアーケードも撤去され、また人の流れや空き店舗もふえるなど、その当時の商店街と様相も変わってきており、行政が事業を仕掛けるだけでなく、先ほども述べましたとおり、各商店街でこのモニュメント、シンボルロードを活用した独自の取り組みが必要と考えます。それに対して市としても協力し

ていきたいと考えております。

活用を通しての問題や課題は、最近このモニュメント等の老朽化が進んでいるため、定期的に修繕を行う必要が出ているのが現状でございます。一方、青年会議所で行っております清掃事業の中で、モニュメントも一緒に清掃してもらうなど、市民がこれらのモニュメントを大事にしていることも大変うれしく思っております。

今後、このモニュメントを含め、地域資源であります民話やかむてんを活用していただけるよう、商店街や商工会議所等と活用について話し合ったいと考えております。

以上、檀上からの答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 御答弁ありがとうございました。

まちづくり協働セミナーについてなんですが、人材育成を目的としたということだったんですが、具体的にどのような人材を育成しようとする目的にされているのでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 セミナーの目的になるかと思うんですけれども、平成27年3月に策定しました新庄市協働推進計画がございます。それは第4次計画になりますけれども、この中で5年間の目標として大きな3つの目標を立てております。1つは地域コミュニティの活性化、2つ目は人材育成、3つ目は協働を生み出す環境づくりというふうな形で先ほども答弁させていただきましたけれども、その中の2つ目、人材育成については、まちづくりを将来的に牽引していただけるような人材を育成したいという目的で開催した次第です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） まちづくりを将来牽引していける人材というその像は、どのような要素を持っているか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 実際の参加者としましては、町内の方であったり、NPOの市民団体の方であったり、民生委員の方であったり、大学生であったり、高校生であったり、その中には市職員と多岐にわたっているんですけれども、それぞれが思い描くまちというのは違うと思いますので、実際にどういった形の地域をつくっていききたいかというふうなことを考えながらまちづくりを行っていくというふうな形になるかと思えます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） それぞれの考えはもちろんだらうんですが、課長が思い描く新庄市の5年後、そのときのセミナーは10年後のまちがこうだったらいいなという話だったんですけれども、課長が思い描く新庄市の10年後とはどんなものでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 具体的に10年後はどうなっているかということについては、まだ具体的なものはございませんが、今現在当面する問題として、課長としましては、まちづくり総合計画というのが今現在ございますので、そちらのほうの着実な推進を進めながら、今度は平成33年度からのまちづくり振興計画というものに取り組んでまいりますので、その中において、それぞれの意見を聞きながら、今後のまちづくりを思い描いていきたいと考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 振興計画、そうなんで

すけれども、課長自身が日々まちづくりの仕事をされているわけじゃないですか。その中で振興計画があるんですけれども、それを通して、こういうまちになっていったらいいな、こういうまちだったらいいなという思いがあると思うんですよね。どのような思いでいらっしゃるのかなど。済みません。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 将来的なまちづくりというか、思い描く姿ということでございますが、やはりまちづくりの主体は市民の方であると考えておりますので、一番には市民が生き生きとして働ける、また活動できるまちを思い描いております。

具体的には、今現在も目標に掲げておりますけれども、自然と共生しながら暮らしに活力、心豊かに笑顔輝くまち新庄、こちらのほうの実現に向けて今頑張っておる次第でございますので、そういう姿を思い描いております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 平成27年と平成28年とこのセミナーを開催して、私自身はとても不完全燃焼な感じだったんですね。それで、計画をされた目的が、例えば市報に載ってこういう目的でやったということは書いてあるんですけども、実際に市民がそれを使って活用できなければ、ワークショップの手法を何となく学んでも生かされてこないんじゃないかなど、私は行っているような疑問を感じたんですね。

それで、2回だけじゃなくももっともっと開催をするとか、そういったことが必要だったんじゃないかなど思ったんですが、いかがでしょう。翌年度も開催するのかなど思っていたんですけれども。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 協働セミナー自体、できれば毎年開催したいと考えております。ただ、平成27年度、平成28年度と開催しまして、平成28年度に市民の方の参加というのがとても少なくなったという状況がございます。それで、平成29年度は開催に至らなかったわけなんですけれども、来年度、平成30年度につきましては、今現在地域リーダー講座というのを毎年開催しておりますけれども、そちらのほうと市民協働というものを組み合わせたようなセミナーも開催できないかと今現在考えているところです。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 2年開催して、やはり私も人数が減ったなと思っていたんですが、参加者が減ったことに対して、何か分析など声を聞いたりしていらっしゃるのでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 参加者が減った原因としましては、日曜日に開催させていただいたんですけれども、やはり時期的に、平成27年度に参加された方が平成28年度に必ずしも参加されておられるわけではなかったので時期的なものもあるかと思っておりますけれども、基本的に市民協働というテーマが比較的漠然としているものですから、なかなか参加に結びつかないところもあるのかなとは考えているところです。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 参加者の割合を見ると、市の職員の方が大半を占めていたなと思っておりますけれども、人材育成ということで職員の方も参加したのだと思うのですが、その参加された職員の方で、ワークショップの手法を用いて何らか行政内で計画をするときに使われているとか、そんなことに活かされてはいるのでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 やはりこれからの事業を展開していくには、ワークショップのような形で市民の方をいかに吸い上げるかということが一番重要になってきますので、さまざまな場面においてワークショップ的なものを取り入れております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） この前の議会報告会のときに、集落のコミュニティーが衰退してきてなかなか運営が厳しいんだと。ただ、それをいろんな人に話をすると、いやそれは集落の問題だからという言葉が返ってくるんですね。集落で考えなければいけないんだと。多分、皆さんおっしゃるとおり、集落が少しずつ解体しているわけですね、コミュニティー自体が。そのときにこういった手法を積極的に用いてくださるとすごくいいのではないかなと。

それで、職員が地域担当制をされていらっしゃるじゃないですか。そうすると、地域担当制で地域の中の状況をおわかりなのかなと。そこから上がってきた、吸い上がってきた問題に対して、地域住民の人たちがワークショップといってもわからないわけなので、ワークショップのそのやり方とか、そのやり方を言葉で伝えてもだめなので一緒にやってみて、小さいことでもいいので何か問題を、問題というか将来こうなったらいいなという未来プロセスという形でやっていただいて、それで話し合っていく場を集落ごとにやっていくというのも。山屋地区はそうやってされて、今の形にいかれたというのをNPOもがみから話を聞いたんですね。やっぱりすばらしいなと思って聞きましたので、そういったものを小さな集落単位で少しずつやっていくことが協働につながっていくのではないかなと思っていました。

ただ、セミナーをやるのも大事なんですけれども、それだけではやっぱり何も身につかないと思ったんですね。ますますわからなくなったんですね、私なんかは。どのようなものになるんだろうと思ったものですから。それで、そういったことができたらいいのではないかなと思いました。

それで、やっぱり住民主体であるべきだと思っております。でも、なぜ、それも多分わからないんですよ、主体ということ自体も。自分が主体的にかかわっていく。かかわっているはずなんですけれども、いろんなところでやっぱり、長い年月を経る中で、いろんなことに問題があったりして、それを円滑にしていくことにすごく使えるんじゃないかなと思ったんですね。

それで、セミナーをもっと効率的に、開催もお願いしたいなど。本来だったらちゃんとNPO法人が、そういう中間支援のところが動いて、そこのところに依頼をして行政とともにまた市民を巻き込んでという形が新潟県のようにできればいいんでしょうけれども、まだまだそこにちょっと行き着いていけないでしょうから、そうするとそのリードをしていただくのがどうしても行政に頼らざるを得ないのかなと思っていました。その部分を検討していただけたらよいのではないかなと思っておりました。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 大変貴重な御意見だと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

次に、昔語りのきこえるみちについてなんですが、先ほどの答弁を聞かせていただくと、駅前通りは金の茶釜とおりなんです。そこでかむてんがすりかわっているというところに、非

常に違和感を感じてしまったんですが、現在、そのモニュメント、電灯とかあんどんとかに関しては、その商店街が維持管理をしているという話を聞くことができたんですけれども、スタチューというか、モニュメントの管理などはどちらでしているかというのは、おわかりになりますか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 シンボルロードのモニュメントの管理につきましては、市のほうで行っております。ただ、ボランティアで、いろいろと先ほど申し上げましたように青年会議所のような方々が清掃活動とか協力していただいているというそういったこともありまして、大変うれしく思っているところでありますが、市のほうで一応やっているところでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 駅前通りと南本町で、まだ名前を使って、駅前通りのほうも金の茶釜そばがあったと思うんですけれども、それがかむてんそばに変わってはいますが、南本町は源五郎とおりの鴨のほうを使って100円商店街でまだ名前を使わせてもらっているということはあるんですが、あのモニュメント、将来的にどのようにされていくと考えていらっしゃいますか。ずっとそのまま維持運営を、維持管理をしていくということでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 モニュメントにつきましては、市のほうで、やはりこれまでどおり補修等を見ながらしていきたいと思っております。

あと、先ほどちょっと1点、金の茶釜とおりからかむてんそばとかということで違和感があるというようなことがありましたけれども、あと叶内議員のほうから鴨鍋そばとか名前を使わ

せていただいているとかというのがありましたけれども、そうではなくて、これは商店街の中で、かむてんも神室のてんぐという民話、新庄を代表する民話だから民話の総称としてなったということで、たしか3.11の被災の後で駅前通りでは、金の茶釜のキツネとかむてんが並ぶようなフラッグを立てたりとか、それぞれ創意工夫の中でたしかやっていると思いましたので、そこのところは御理解いただきたいと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 先ほど、あのモニュメント、電灯をつくったので、あとはまちの人たちが工夫をして使ってもらわなければいけないんだというような返答だったと思うんですが、その使ってもらわなければいけないの前に、計画をしていく段階から、本当にまちの人が欲しいんだというものだったのか、そういう話し合いをしてつくったものなのか。そこが大事なかなと思うんですね。その当時いかがだったでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 先ほど市長の答弁にありましたように、既に23年経過ということで、当時のことまでは私としても詳しくは知りませんが、この商店街にシンボリックなロードをつくらうということで、その中に当時新庄の大きな財産として民話、そして民話があるということでそれをモチーフにするというようなことで、意思統一が図られてされた。それで、それぞれの商店街にどのような民話がどうやって選ばれたかまではわからないんですが、民話を活用してこの地域をPRする、そういったことで始まっていると認識しております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） まちの方々にはちょっと

聞いて歩くと、当時結局行政がこの計画するからと言われたという意識なんですね。それで、もう今になると、行政が持ってきた計画に「しなければ」という感じだったという意識になってしまっているんですね。それだと結局使われないんだ。使われないで埋もれていってしまうんだということも痛切に思ったんですね。

電灯のあるところは、商店街がああやって縮小して行って、なかなか店舗もなくなって途中で、個々技術の開発があってLEDになって、それがLED化できるというのを市から話をいただいて、やったあとと思って変えて、そうしたらこれまでの3分の1で電気料を賄えるようになった。ずっと24時間つけていてもそのくらいになって、それはありがたい、本当にありがたい。今までだともう、間引きしてつけておいても、お金が足りなくてどうしたらいいだろうという状態になっていたんだ。でも、やっぱり維持しようという気持ちがまちの人にもあるんですね、やっぱりちゃんと。

それで、出発地点のところがやっぱり、平成3年の例えば先進地の飯田市なんかで聞くと、最初の計画のゼロベースから市民と行政が向き合って事業を進めてきてあの形ができるんだなというのを思うと、今現在市民の人たちは、この計画は行政がやったのよという感じの意識になってしまっているんですね。今後これからも、これからといういろいろな計画を進めていくときに、本当に市民主体と言ってくれるのであれば、市民を本当に巻き込んで事業費、お金をつけていくとか、そういったことを最初にしていただきたいと思うんですね。もう事業計画があって、それで進めていくと、結局埋もれていってしまう。もったいない話だなと思っていましたので、それをお願いできないかなと思っていました。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 このシンボルロードをつくる際に、恐らく各商店街の代表たちも入ってお話はしていると思います。一方的にあなたのところにはこれということではなくて、入っていると思います。

また、当時直接担当ではないんですが、確かに各商店街で民話茶屋とかという形で、お店をあけて、その中で民話語りの方たちを呼んで、そして子供たちにお菓子を与えてとかそういう形。また、観光客の方にも民話茶屋を開いていますと。そういうようなことを一緒に取り組んだ経過はあるはずです。

それで、その中で、いろいろな社会情勢の中で確かに弱くなった部分があると思いますけれども、もし今後各中心商店街の商店初め、こんなことをやりたいのだということで、またこのモニュメントを使ってやりたいだけではなくて、やりたいのだということであれば、我々のほうとしてもそこには十分話し合いの場に入りますので、そこはぜひ御相談いただきたいと思います。

また、1点、これも前に商店街と話をしたときなんですが、それぞれ商店街がなかなか縮小しているのは現実として御理解いただくと思うんですけども、それぞれの商店街で我々の商店はこの何とか通りだというよりも、一度民話のシンボルロードをしたのだから、民話の代表であるかむてんということで、一度民話をシンボルとして商店街づくりをやったんだということをやって、それからだからこの商店街にはこうだというような形で、一度かむてんのほうから行って、それぞれにこういう民話があるというような形にしてはどうだろうかという話の中で取り入れていただいたのが、かむてんそばとかそういう流れにあるのではないかなと私は思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 商店街の方たちも、やっぱり必死、おわかりだと思うんですが、言葉のやりとりなのかわからないですけども、これをここまで行政がやったので、あとはまちの人が考えねばという形というのは、これはちょっと違うというか、さまざまな多様性の社会の中でよく使われるじゃないですか。そうすると、住民がこれが欲しいんだと思うところに寄り添っていくとか、支援をしていくということが、私は今の時代に来ているんじゃないかなと思うんですね。

それで、行政の中の方、若手の方から、次に総合計画をつくっていく次の年度になっていくところで、若手の中の方としていろんなことが話されているのかなと。その中で、最近海士町の総合計画のコピーをちょっといただきまして、それで自分も勉強させてもらおうと思って、そうしますとやっぱり海士町が行政主導のまちづくりから切りかわっていかなければいけないということを、本当にわかりやすく書いてある総合計画をコピーでいただいたんですね。若手の方たちも今の時代がどう今後変わっていくのかというのを多分肌感覚で感じられているんだろうなと思って、自分もよく勉強させてもらって、そんなまちづくりになったらいいなと思ったのですから。

今回この協働のセミナー、あとモニュメント。これもその当時の時宜には合っていたと思うんですが、結局市民が主体になり切れていなかったと思うんですね。主になり切れていないままずっと来てしまって、あれあれ何だったんだろうと。それで、今になると何でこんなセンスの悪いものをつくったんだというような声が出たりとかするので、本当に市民と向き合ってやっていていただきたいなと思ひまして、それで今回質問させていただきました。

以上になります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

す。

午後1時47分 休憩

午後1時57分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小野周一議長 次に、小関 淳君。

(4番小関 淳議員登壇)

4番(小関 淳議員) 穆清会の小関でございます。

質問に入る前に少し話をさせていただきますが、先月会派で訪れた邑南町ですが、島根県の山間にある町で、さまざまな人口減少対策や定住促進対策などを積極的かつ独創的に進めている町でございます。その結果、人口の推移をあらわすグラフの上では、全国の自治体同様やや右肩下がりではありますが、社会保障・人口問題研究所が試算した人口減少率よりもはるかに緩やかな数字となっています。このままでいくと、行く行くは人口減はほぼなくなり、経済的にも安定する持続可能な地域循環を目指した政策を次々に打ち出し、次々に実践しております。移住を決めた人たちが経済的にも自立できるような公的支援はもちろん、地域ぐるみのさまざまな協力や支援で安定的な定住化を図っています。

そのような取り組みがあつて、現在邑南町は全国の自治体から注目されております。今回の視察で、地域特性を十分に組み込んだグランドデザインをもとに身の丈に合った事業を住民とともに淡々と進め、ふだんの暮らしの中でそのサイクルをいかに持続させていくかが定住促進

の鍵ではないかと私は強く感じてまいりました。

このような思いを持ちまして、質問に入りたいと思います。いつもどおり、一問一答でいきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、地元工芸品などのわざを次世代につなげる方策についての質問をいたします。

市内には、東山焼を代表としたさまざまな工芸品の工房があります。幸い後継者のいる工房は長い年月をかけて培ってきたわざを後世につなげていくことができますが、中には誰かに継いでもらいたいけれども、なかなか後を継ぐ者が見つからないという工房もあります。

新しい企業を誘致することも大変重要だと思います。しかし、地元根づく特産工芸技術を次世代につなげ、残していくことも重要ではないでしょうか。

そこで、市では、工房などから、今後工芸技術をどのようにしていきたいかの聞き取り調査などを行っているのでしょうか。

また、しているとすれば、現状をどのように把握しているのでしょうか。

そして、多くの人に地元の技術を知ってもらうためのワークショップなどを開催し、興味を示す人とのマッチングの機会を設けてきたのでしょうか。

工芸品ということではありませんが、冒頭で取り上げた邑南町の場合は、地元食材を生かした全国的にも有名なレストランがございます。そこには県内外から多くのお客様がやってきます。そこで働くスタッフは、国の地域おこし協力隊制度を活用し、3年間、地元の農業とそこで料理の技術を学びます。現在、3名の卒業生が地元で起業し、地域に残って、そこに残って頑張っていると聞いております。

このように、総務省の地域おこし協力隊制度を利用し、工芸品などの伝承者を育成する考えはないのでしょうか。市長の考えを聞かせてください。

まず、最初の質問を終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

地元工芸品などのわざを次世代につなげる方策についての御質問であります。本市におきましても藩政以来からの伝統工芸品として、新庄亀綾織、新庄東山焼など、さまざまな魅力ある工芸品がございますが、現在市としてその後継者問題としての聞き取り調査について、特に行っておりません。

市では、毎年卓越技能者表彰を行い、関係団体等に優秀な技能者の調査を行っております。

また、新庄亀綾織については、後継者育成として、今現在伝承協会で取り組んでおります。先日も、萩野学園でShin-jobとして職業体験を通し、その魅力を伝え、体験終了後の生徒からのアンケートでは、やってみたいとの回答もあり、若い世代に少しずつではございますが興味を示してもらっていると感じております。

新庄東山焼では、先日、6代目襲名が新聞でも取り上げられ、また御子息も帰郷し、作陶に邁進しておられます。

また、ワークショップについてですが、エコロジーガーデンで開催しているkitokitoマルシェにおいて、手づくりの魅力を体験するワークショップなども開催しており、地域おこし協力隊には伝承という形ではないものの、手づくりの工芸品の魅力を発信していただくなど、新庄最上のわざを次世代へつなぐ試みも行っております。

これからも新庄市における地元工芸品の魅力を伝えながら、次世代につなげられるよう工夫してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） では、再質問をさせていただきます。

今の状況を、聞き取り調査をしていないというのは、どういうことで、どういう理由からなのでしょう。やっぱり次の世代にそういうさまざまな技術を残し、伝えていくという作業は、これからどうしても必要になってくると思います。

亀綾織、東山焼に限らず、いろんなやっぱり手にわざを持っている方がいらっしゃると思うので、聞き取り調査を今までしなかった、それはしょうがないですけれども、今後はどういふふうなお気持ちでいらっしゃいますか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 1点、市長の答弁にもありましたけれども、私どものほうで新庄市卓越技能者表彰制度とありまして、そういう手わざを持つ方を表彰する制度を持っております。それで、それぞれの各団体に対して、毎年依頼をして、そういうすぐれた、なおかつ後進の指導等にも力を入れている方を表彰していると。そういうような形でございますので、そこところはそういった制度で、昨年はその中から選ばれた東山焼の代表者の方が県知事からも表彰を受けるなど、実際あると思うんですけれども、そういった形できちんと捉えているということをお紹介させていただきたいと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） その卓越技能者に対しての表彰等々やっているということですが、聞き取り調査というのは今後する必要性はあると考えますか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 小関議員の御質問の中にあつた、まず地元工芸品をつくっている方、これの定義が非常に難しいと思っております。地元の素材を使って何か器をつくっている人なのか、地元で何か工芸をつくっている人なのか、その辺も明確でないと思しますので、一律に全て何か工房でつくっている方を拾い上げて聞き取りをするということは、非常に難しいと思っております。

ですから、先ほど言ったように、表彰制度でさまざまな団体、商工会議所も含めまして、そういう方がおられたら御紹介いただくような形で、今後もやっていきたいと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） それこそ聞き取り調査だけが全てではないと思えます。でも、状況、私が言っているのは広過ぎてどうも理解ができないということだと思うんですけども、やっぱり状況を把握することというのは、たとえ私が言っていることが広過ぎてどうもつかみにくいということでおっしゃっているのかもしれませんが、状況を把握することは必要だと思います。ぜひ、私の質問の仕方も悪いのかもしれませんが、そういう姿勢を持って、地元の工芸技術を守っていくという姿勢を示していただければと思います。今後どうですか、そういう姿勢はありませんか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 小関議員がおっしゃるような形で、地元の工芸品をつくる手わざの方、そういった方については、今後もいろんな部分から聞き取り調査という形、その個々の聞き取り調査ではないかと思えますが、団体等にはやっていくのはこれまでどおりと思っております。

また、誰もが認める新庄に欠かせないという、そういう地元工芸品をつくっている方がいらっ

しやるというような形で、例えば後継者、先ほど言っていましたけれども、後継者を育てたいと。そして、育てて技術を伝えたいと。そして、その技術を伝えただけでなく、後継者としてなりわいが成るまで育てたいと。そのような方がいらっしゃった場合には、ぜひ御相談いただきたいと思っております。貴重な御意見だと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ、次世代につながるような道もやっぱり真剣に模索していただきたいと思えます。

それで、先ほど最初の質問の中に入っていたと思うんですけども、地域おこし協力隊という制度、当市でもそれを活用していますけれども、そういう制度の中で、例えば仮に聞き取りをして、後継ぎが欲しいけれどもいないんだというふうな業者というか、そういう工房があった場合、それを地域おこし協力隊のメニューというか、こういう人材が欲しいんだというふうな形、仮にですよ。こういうふうな人材が欲しいんだといって募集する可能性は、できるかできないか。そこを答えてください。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 地域おこし協力隊については総合政策課のほうで窓口というか取りまとめを行っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今現在、5人の新庄市に協力隊がいるわけですが、それぞれのテーマで活動しております。6次産業化推進、都市・田舎交流促進、観光拠点整備など、それぞれのテーマを持って活動していただいているわけですが、その中で後継者育成という視点からも活動してもらうことはできます。実際にそういうふうな自治体もありますので、これからはそういう視点

も必要ではないかと考えます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 今、課長から最後のほうで、後継者育成のそういうメニューも考えられないことはないということをいただきましたので、本当にそういう工房等々があれば、ぜひそういうメニューも活用していただいて、マッチングをしていただければと思います。

御存じだと思いますけれども、高知県の四万十町なんかでは、町の伝統工芸に限らず、町にある産業の中で、なかなかうまく後継者とマッチングできないという産業に対して、地域おこし協力隊の制度を使ってマッチングをして、それで成功させているケースがかなりありますよね。ぜひ、新庄市もそういうものを使って、次世代に優秀な技能をつなげていただければと思います。

次の質問に入りたいと思います。

次は、芸術文化、スポーツの普及や振興のための施策についてという質問でございます。

市内の小中学生、義務教育学校生、そして高校生や社会人の皆さんが、芸術文化、スポーツなどの分野で市の誇りを背負い、東北大会、あるいは全国大会の舞台で活躍しております。

しかし、上位大会に進むに従って、その都度、当然ですが交通費や宿泊費などの負担はかさんできます。そうしますと、選手本人や家族の経済的負担はどんどんふえていくことになります。

彼らの活躍を通して、市民の意気が高揚し、市全体が活気づくような力が芸術文化、スポーツにはあると私は信じております。彼らが活躍することに刺激を受け、仕事や学校での身近な目標として設定する場合もあるでしょうし、さまざまな場面でそれぞれの壁に突き当たり、なかなか先に進めないような苦しい状況になったとしても、彼らから乗り越えるためのエネルギーやきっかけをもらったりする、そういう場合

もあります。

新庄市では、現在、県内の遠隔地で開催される県大会や東北大会、全国大会出場の個人、チームや団体などに、どのような支援をしてきているのでしょうか。

また、芸術文化の分野においても、合唱コンクール、英語弁論大会などの出場があり、演劇などにおいても質の高い表現で内外からの高い評価を得ている団体もあります。このような活動に対して、交通費、宿泊費などの負担や奨励金、激励金を交付し積極的に芸術文化、スポーツの支援をしている自治体が多くあります。しかし、さほど積極的な支援をしていない自治体もあるようです。

新庄市では、芸術文化、スポーツの普及や振興のために、現在どのような支援制度があり、実績はどのようになっているのでしょうか。

また、新庄市としても今後どのようにして積極的な支援をしていくつもりなのか。教育長の考えを聞かせてください。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 芸術文化、スポーツの普及振興のための支援についてお答えします。

新庄市では、小中学生のスポーツ及び芸術文化活動の振興を図ることを目的に、東北大会、全国大会に出場する個人、団体に対し、基準を設けて出場奨励費を支給しております。内容につきましては、宿泊費、交通費、大会参加料のそれぞれ2分の1に加え、東北大会においては個人に8,000円、団体は1万5,000円、全国大会においては個人1万5,000円、団体3万円を支給しています。

平成28年度の実績につきましては、東北大会に12個人、3団体、全国大会には26個人、2団体が出場し、総額158万9,374円の奨励費を支給いたしました。東北大会、全国大会への出場は山形県の代表として名前を背負った出場にもな

りますので、県のスポーツ振興、文化芸術振興策とあわせて補助制度創設の要望等も県に積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、高校生や社会人に対する支援につきましては、スポーツの分野において行っております。県大会等の予選を経た上位大会の出場支援として、国体やインターハイなどの全国大会出場者に個人1万円、団体10万円、国際大会出場者には個人5万円、団体50万円を支給いたします。

平成28年度の実績といたしまして、全国大会に出場した個人58名に58万円を交付しており、競技者の意欲向上、さらには競技力の向上へつながったものと考えております。

芸術文化での活躍に対する支援につきましては、市民芸術祭の参加団体の施設使用料を減免しておりますが、奨励費等は支給しておりません。県内12市の状況を見ましても、芸術文化への支援を行っている自治体はごく一部であり、スポーツ分野に比較し、おこなっている状況にあります。

平成29年度、市芸術文化協会に33団体が加盟しており、それ以外のサークル等においても積極的な芸術文化活動を展開いただいております。近年では演劇部門において県民芸術大賞を受賞する活躍もうれしい報告としていただいております。芸術文化振興については、このような他団体の活躍もよい刺激になりますが、奨励金のような金銭面での支援等につきましても、活動する上での後押しになるものと考えますので、今後につきましては、他市の状況を参考にしながら、当市に合った支援について研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 予想していたよりも、非常に中身のいい答弁だったんじゃないかなと

感じました。

新庄市でも平成28年度ですか、約159万円ほどの支援をしていると。それはそれでいいと思うんですけども、どうしても他市と比較してしまいます。

交通費、宿泊費という点で、新庄市の場合は半分を支給しているということですが、私がピックアップしたところの東根市では、100%交通費、宿泊費の支給をしているということでございます。何とかその辺に、100%とまではいかないまでも、やっぱり保護者の負担等々を考えますと、非常に宿泊費、交通費、そういう部分はかなり重くなってくるんじゃないかと。東根市ほどのレベルまでいきなり持っていけと言いませんが、何とかその辺の支援の部分を厚くするという考えは持っていますか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 小中学生における奨励費ということでございますが、他市町村の状況を見ますと、やっぱりさまざまな状況がございます。中学生に特化し中体連のみという市町村もありますし、さまざまでございます。

新庄市としては、小学生から中学生の中体連に限らず上位大会に支給をしているということで、幅広い形で支給をさせていただいているというのが一つの特徴なのかなというふうに思っております。

小関議員がおっしゃるように2分の1ということで、2分の1を保護者の負担ということで、保護者の負担ということも結構あるということでございます。持続可能な制度にしていくということも、またある面でも必要なのかなと考えているところですが、県のほうでもやはりスポーツ振興、あるいは芸術振興ということをやっているわけですので、県のほうのそういった補助制度の創設等も要望しながら、さらにやはり市としても援助が支援できるような形でさら

に研究していききたいなというふうには考えているところでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そうですね、やっぱり2分の1負担というのは、保護者にとって、全国大会というか上位の大会に出場が決まるということはうれしいことではある。その反面、やっぱり負担が現実的にどんとふえると。そこをやっぱり支えるのは、新庄市ではないのかなと思うわけですよ。持続可能であることは何より大切ではあるとは思いますが、しかし、現実問題、上位の大会に進んでいくことで負担が間違いなくふえるんですよ。やっぱりその辺を、こういうこともささいなことだと思いかもしれませんが、やっぱり芸術文化、スポーツに新庄市は非常に力を注いでいるという姿勢にもなると思うんですよ。

僕より前に、定住促進、人口減少問題とかで質問をした議員の中身を見ても、やっぱり定住してもらうためには特色のある、新庄市はスポーツ、芸術文化、非常に応援しているまちなんだと。全体的に教育全体が非常に質の高い教育をしているまちなんだと。そういうふうなことを実践していけば、定住促進だって絶対理想に近づいていくんじゃないかなと思うんですよ。ぜひ、持続可能な政策も大切だと思いますが、私たちは次の世代のことも考えて、やっぱり子供たち、若い人たちが一生懸命頑張っているのであれば、それをじゃあ応援してあげましょよと。そういう大人の対応がやっぱり求められているのではないかなと思うんですよ。どうですか。今後検討する余地はないですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 小関議員がおっしゃるように、やはり子供たちの活躍というのは市民の活性化につながるとか、あるいは大人が元気を

もらうと。さまざまな面で非常に大きな効果があるんだろうというふうに思います。そういった面で、やはり行政としても積極的に支援をしていききたいなというふうには考えているところでございます。

他の市町村の状況等を見ながら、どんな形でできるか、さらに研究していききたいなと思っています。いるところでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 本当に前向きに考えていただきたいと思います。他の市町村と肩を並べていこうじゃないかという発想も必要ですけども、やっぱりどこにその自治体が、教育委員会がウエートを置いているかというのは、外から見ても非常にわかりやすい部分であろうし、非常にそこで、例えば新庄市に移住して子供を育てようという家族にとっては、非常に重要な部分になってくると思います。ぜひ、そういうことも、定住促進というところも頭に置きながら、前向きに進めていただければと思います。

あと、実際問題、郡内とかで大会が行われた場合、バスとかで移動をしてやる、スクールバスとかそういうもので移動をするとかという制度はあるんですか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 スクールバスでございますけれども、基本はやはり補助制度で購入するというようなことなものですから、基本的にはやはり通学、これがやはり最大の目的になります。通学に支障が及ばない範囲の中で、バスの余裕、あるいは運転手方の余裕を見ながら、学校と事前に相談してバスの運行を図っている、範囲を決めております。スポーツ、芸術文化の鑑賞なんかも含めて、かなり幅広く

決めてはいるんですけども、郡内に限らず基本県内までは許容範囲ということで、もちろん事前に安全が確保できるか、あるいは次の日からの通学に支障がないかというところを加味しながら検討しておりますが、これも要望によって、米沢より例えば秋田県南のほうが近いわけですので、県内にとどまることなく100キロメートル範囲内のおおむねの範囲、これをおおむねめどとして、これも検討の幅の中に入れていくというところがございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 安心しました。非常に柔軟に対応できる範囲で対応しているということですね。ありがとうございます。今後も柔軟に、特に子供たちの移動なんかはやっていただければと思います。

あと、社会人のケースをちょっと確認したいんですけども、東日本軟式野球大会というのが東京中心としてでしょうか、39年目になるそうです。社会人の軟式野球大会ですが、そこには新庄信用金庫、あとB・Kというチームがあるんですけども、ずっと山形県の代表として出場しているんですけども、この活躍は御存じだったか。それで、彼らに聞いてみますと、新庄市から支援は受けていないんですけどもという話も聞きましたが、どうなんですか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 大会自体については承知しております。それでいろんな面で何年となく活躍されているという部分では承知しておりますが、実際の支援については、うちのほうの新庄市運動競技大会出場奨励の実施要綱に基づいてやっておるというような部分で、またその大会に出場される部分については、いわゆる企業団体、もしくは競技団体、もしくは連盟等で支援されているというのをお聞きをしております。

す。うちのほうではしていません。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） それは、そういう大会も知っている。出場したことも認識している。それで、奨励金等々の支給はしていないということで、そのしていない理由というか、そこは何でしたっけ。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 済みません。はしょってしまいましたが、新庄市運動競技大会出場選手奨励事業実施要綱に基づいてしているわけなんですけれども、実際にはここに支給対象基準を設けておまして、全国大会については国民体育大会、それから全日本選手権大会、それから全国高等学校総合体育大会、その他それらに準ずる大会というようなことで、全国大会についての基準というようなことでございますので、国際大会についても当然ありますが、オリンピック、世界選手権、アジア大会などがございしますが、東北大会の部分については支出はしていないというようなことでございますので、ただ今回のお話にあった部分については、全国大会という部分に準じるという支給ではなかったというようなことで考えてございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 該当しなかったということですね。そうですか。東北大会、全国大会の枠はあるわけですよね。東北大会、全国大会。東北大会はない、だから該当しなかったということですね。わかりました。申請は受けていたんですか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 申請は受けておりません。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番 (小関 淳議員) そういう基準に合わなかったということでしたら仕方がないというか。ただ、非常に東日本軟式野球大会というのは、先ほども申し上げましたように39年の歴史があるわけです。そういうところで、東日本とついているからということで、これは全国大会じゃないでしょうというふうな判断は、ややちょっと狭過ぎるかなと。

それで、内情を聞いてみますと、その大会の参加県、滋賀県、岐阜県、そういうところからも、東日本ではないんですけれども参加していると。ほぼ全国に近い状況が、いつから東日本の幅が広がってなったのかちょっと歴史的にはわかりませんが、やっぱりその大会の状況等々をこれから把握していただいて、それに準じた適用ができるようなことをしていただけないか。理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。

ちなみに、東日本軟式野球大会に出場したチームの中で、各住んでいる、住居のある自治体から支給されております。新庄市、真室川町は、なかったと。最上町は1人1万5,000円、戸沢村は2万円、金山町1万5,000円、大蔵村は恐らく数人チームの中にいらっしゃったんだと思います。5万円だそうです。

こういうふうに、支給をしているところとそうでないところがあります。どういうふうに感じますか。

それで、支給の要綱もやっぱり金山町も最上町も見てみますと、東北大会、全国大会という基準であります。支給しているかしていないかで、やっぱり差が出ますよね。私は姿勢だと思わんですけれども、どのように感じますか、こういう数字を見て。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 支給の基準については、それぞれの自治体の中での要綱の整備というよ

うなことでございますので、今、小関議員が言われることも当然のごとく、そこで同じチームの中で、片方のまちの住民はもらえるけれども、こちらではもらえないというような部分が発生しているということも事実だと思います。

ただ、先ほどの小中学校の部分の奨励費の関係もそうなんでしょうけれども、県内それぞれの自治体が違うという中では、当然そういった不公平であったりとか、ただ先ほども議員がおっしゃいましたとおり、今後のその活躍がひいてはいわゆる定住促進、新庄のまちはすごいよ、いいよというような部分では、当然将来にわたって返ってくるという部分もあると思いますので、その辺については先ほどの学校教育課長の答弁と同じく、今後の研究というふうにさせていただければというように思っております。

4 番 (小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番 (小関 淳議員) そうですね、本当にいろんな人たちが注目していると思うんです。頑張ればこれだけ応援してくれるまちなんだと、そういうふうに子供たちが実感すること、子供たちに限らず若い人たちが実感することと、そうでない状況になること。結果は天と地ぐらいの差になると私は思います。ぜひ前向きに考えていただいて、新庄市全体がいい感じになるようにしていただきたいと思います。

本当に、終わりますけれども、私は多くの若い人たちに、新庄市で生まれ育って本当によかったという記憶を持って育ってほしいんですよ。若いうちは、私もそうでしたけれども、若いうちはその気持ちがわからないというか、何か心のどこかに沈んであるんですよ。それが人生の岐路というか分岐点に差しかかったときに、それがぼわっと出てくる。ああ、そういえば新庄市に手厚く支えてもらったなど。じゃあ、新庄に帰ってもう一旗上げようかとかというのにつながる可能性もあるじゃないですか。その辺を

ぜひ執行部の皆さん、頭に入れていただいて、
ささいな問題だとは言わずに、総合的な影響力
があるんだということを認識していただいて、
何とか先に進めていただけないかなと思います。
ぜひよろしくをお願いします。終わります。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす7日午前10時より本会議を開きますので、
御参集をお願いいたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時42分 散会

平成29年12月定例会会議録（第3号）

平成29年12月7日 木曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
秘書職員室長	小関孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第3号）

平成29年12月7日 木曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1番 奥山省三 議員

2番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成29年12月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	奥 山 省 三	1. 道の駅について 2. 奥羽金沢温泉の閉鎖について	市 長
2	佐 藤 悦 子	1. 入札参加者の選定について 2. 国保税の引き下げについて 3. 介護保険料引き下げについて 4. すべての子どもの発達保障について	市 長 教 育 長

開 議

小野周一議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、総務課長が欠席のため秘書職員室長小関 孝君が出席しておりますので、御了承お願いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は2名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

奥山省三議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に奥山省三君。

（10番奥山省三議員登壇）

10番（奥山省三議員） おはようございます。

穆清会の奥山です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、道の駅についてですが、ことしの予算として、雇用・交流拡大プロジェクトとして道の駅基本構想策定事業として約388万円の予算が計上されております。この道の駅基本構想は、現時点でどの程度まで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

ことしの2月、議会としても政策提言で道の駅の早期実現に向けて提言をしております。その後の経過など、どのような方向に向かって進んでいるのか確認する意味でも、現状はどうなのかお聞きしたいと思います。

平成29年度主要事業の概要の中では、業務を委託するというふうに記載しておりますが、どのような機関に業務を委託したのか、あわせてお聞きいたします。

また、基本構想検討委員会を設置するともありましたが、これはどのような検討委員会で、委員会の構成メンバーなど、その内容につきましても、この委員会で話し合われた内容についても、わかればお知らせ願いたいと思います。

次に、奥羽金沢温泉の閉鎖についてですけれども、これはきのう佐藤議員もありましたので、私は確認の意味でもう一回質問していきますので、どうかよろしくお聞きしたいと思います。

ことしの12月をもって奥羽金沢温泉が閉鎖されることは、新庄市民の間でも周知のこととなっております。温泉の入り口、玄関に万策尽きて苦渋の選択となりましたことを御承くださいというふうに関館のお知らせが張り出されたわけですが、市の副市長が監査役になっているわけですので、今後の対応についてもう少し詳しく市民に知らせるべきだと思いますが、どうでしょうか。市からの出資金もあることですので、閉鎖した後の対応について、市としてはどのように温泉側と話し合いをされているのか、市民に対して説明する義務があると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、閉鎖とは機能を停止して活動を停止することを意味しているのか、市の出資金300万円はどうなるのか。温泉側とどのような話を持たれているのかお聞きしたいと思います。

9月の議会で清水議員が市長に問いただしたのに対し、市長の話は、市民から要望があれば議論を重ねていくとの話ですが、温泉側

とよく話し合っているのかいないのか、ちょっとその辺のところも見えませんが、その点についても話をしていただきたいと思います。市の考えをお聞きしたいと思います。

11月の議会報告会がありましたけれども、各地区で温泉についての質問が、全部の場所でありました。温泉側では万策尽きたと言っていますが、あとは市の決断に委ねられると思います。できれば早急に決断をすべきだと思いますが、どういうふうにしては考えているのか。その点についてもお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお祈りします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、奥山省三市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、道の駅であります。これまで県内の道の駅の調査分析や庁内検討会などによる候補地の選定を行ってまいりました。

今年度に入り、外部機関への委任と有識者から成る外部検討委員会の設置により、基本構想の取りまとめを行っております。その内容といたしましては、立地場所や整備方針、地域振興に関連する導入施設など、道の駅の根幹をなす項目について検討を重ねているところでございます。

御質問の外部機関への委託といたしましては、東北管内の道の駅において基本構想策定に実績のあるコンサルタントに発注し、他の駅の情報も踏まえ、専門的なノウハウをいただきながら作業を進めているところであります。

また、外部検討委員会につきましては、広い分野からの意見聴取を目的として設置したものであり、具体的なメンバーといたしましては、本市に関連深い山形大学の先生を委員長に、農業、商工、観光、金融、建設などの関係者12名

で構成しております。あわせてアドバイザーとして、国県の担当者からも入っていただいております。

活動といたしましては、これまで3回の委員会を開催し、候補予定地であるエコロジーガーデン付近の五日町地内や県立病院の建設予定地域付近であります金沢地内、また高速道路の結節点付近である松本地内や一般国道の結節点付近である鳥越地内について、それぞれ御意見をいただいております。詳細については、本市ホームページへの掲載により周知を図っております。

今後につきましては、基本構想を取りまとめ、整備スケジュールや事業費の算出、運営方法などを検討する基本計画へとステップアップしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、奥羽金沢温泉についてであります。昨日佐藤議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、事業者より、本年12月末をもって閉館するとの御報告をいただき、11月には市民が引き続き温泉浴を楽しめるよう、入浴環境の整備についての要望書をいただきました。

今後、市議会、市民の皆様と議論を積み重ね、対応を協議してまいりたいと考えております。

閉館後の出資金の取り扱いを含めた対応については、事業者より、株主総会を開催し、法人解散の手続を執行すると聞いておりますので、法に基づく適正な財産処理がなされるものと考えております。

今後、市の判断が必要なわけではありますが、これにつきましては、昨日の答弁と同じように、今後議論を積み重ね、本来あるべき入浴環境の整備について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 再質問させていただき
ますけれども、最初にまず、確認の意味で奥羽
金沢温泉のほうからお聞きしたいと思います。

きのう佐藤議員も質問されましたけれども、
別のちょっと視点から質問していく予定ですが
けれども、重複した場合は御容赦願いたいと思
います。

今まで、温泉側と話し合いの中でお互いに腹
を割って真剣に話し合いをしたということはある
のかなのか。また、温泉側または農協側とい
いますか、トップ同士の会談といいますか、
そういう話し合いは今まで一度あったのなか
ったのか、その辺のところをお聞きしたいと思
います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 以前、奥羽金沢温泉株式会社の伊
藤社長とお話したことはございますが、運営
について云々ということではなく、将来的にど
のような形にしたらいのかと本人が悩んでい
るというようなことで、お話したことはござ
います。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 温泉の伊藤社長と話し
合いを持たれたということですが、その
中で運営についてどうこうではなくて、将来的
というか、本当に腹を割って話し合ったとい
うふうには思えませんけれども、1回は話は持
たれたということですね。

あと、以前に山屋のセミナーハウスに源泉を
供給するという点に関しても農協側から同意
をもらっているという話もあったようですが、
そのときも詳細な中身について、今後の
将来についての話し合いは持たれなかったとい
うことでしょうか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 山屋セミナーハウス、きのうも
佐藤議員の御質問にお答えしておりますが、山
屋、奥羽金沢温泉が休止中の間、まるっきり今
後の見通しが立たないという中で、まさしく奥
羽金沢温泉の温泉質がいいということを知って
おりましたし、さらには山屋セミナーハウスの
浴槽が1つしかないということで、機能強化と
いう意味で、源泉を所有しているJA新庄市の
ほうには源泉を使わせていただけることが可能
かどうかという話し合いはさせていただきました。

そういう中で、まさしく奥羽金沢温泉株式会
社の努力によりまして再開ができたとい
う状況になったわけです。

じゃあ、奥羽金沢温泉が営業中は、当然山屋
セミナーハウスということは現実的にはあり得
ないという判断で、その話は中断になってい
るという状況でございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 以前に、山屋セミナー
ハウスに関して補正をとって議論したことがあ
るわけですが、山屋セミナーハウスに関
しては市側としては、今後一切この点に関し
ては、あとはもう触れないというふうに、私は認
識していいということでしょうか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 当時、その源泉を活用し
た部分で山屋セミナーハウスの機能強化とあ
わせてというような話では、今副市長が述べら
れたとおりでございますが、実際問題のいわゆる
山屋セミナーハウスの機能強化については、源
泉を活用する云々とは別として、今早急にしな
ければならない身障者用のスロープであったり、
トイレであったり、そうした部分については早
急にしなければならないということで、9月議
会の答弁と変わらず考えております。以上でご

ざいます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 以前にですけれども、山屋セミナーハウスは風呂が1つしかないわけですが、それでお客さんは男性と女性、両方いるわけですから、風呂が1つでは足りない、またはちょっと都合が悪いと、そういう感じでもう一つ風呂をつくりたいという話もあって、その話は、それは全然なくなったということでしょうか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 浴室が1つしかないというのは今の現状にあります、当然その中で利用者のほうには大変御不便をかけているところではございますが、時間帯をずらした形で男性と女性、分けて御使用していただいているというような部分で、実際に当然御不便はかけていることは御不便かけているわけなんですけれども、ただ利用者側が本当に入れなくなってしまったというような状況にはないものですから、その辺については、将来的にもっともっと宿泊の利用者がふえる中で当然これではまずいということになれば、そこは浴室の2つというような部分は今後考えなければならぬと思いますが、今現状においては御不便をかけますが、時間帯をずらした形で御利用していただきたいというようなことではございます。以上でございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） わかりました。

それから、市民有志の間では、みんなで募金を集めて温泉を継続していくように市をお願いをしていくという話もあるようですけれども、これについては市としてはどのように思うか。その辺のところ、考えをお聞きしたいと思いま

す。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 今の奥山議員の御質問なんです、今の奥羽金沢温泉、御存じのとおり株式会社でございます。そこが経営している施設でございますので、それに対して市民の皆さんが1万円ずつ寄附されるのかどうか、そういう御趣旨なのかどうかはわかりませんが、少なくとも市の施設でないものに対して、市がコメントする立場にないというふうに考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 市民間で、市民有志の間ですけれども、募金を募って温泉が継続されるように市にもお願いしていきたいという話もあるようですけれども、この話には、市としては全く乗らないという考えなんでしょうか。ちょっとその辺のところをお聞きしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 昨日もお答えしましたが、市民から出された要望、あるいは奥羽金沢温泉から出された入浴環境を整えてほしいということについては、重く受けとめているということであり、重くというのは、心でかど、具体的なのかというようなことではございますが、それだけの多くの皆さんが望む施設であれば、どのような形がいいのかということをはきちと出す必要があると思っております。つくらない、つくるとかいうことではなく、必要だということに対して応えていきたいというふうに考えておりますが、今の現状のままでいいのか、あるいは今まで山屋セミナーハウスを2つ改造するというようなことの見積もりもとりましたが、約1億円かかると。やはりこれについては慎重になら

ざるを得ないと。それであれば、新たな形のもので、長く使用できるもの、そうしたことも一つの考え方であろうというふうに思っております。

そうしたことを含めて、重く受けとめているということでもあります。やらないということではありません。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 市長はきのうも佐藤議員の質問の中で、市民と対話を重ねて結論を出していきたいというふうに言っています。今、地域住民の要望が一番盛り上がっているときだと思います。だから、結論をいつごろまでに出されるのか、その点、今すぐ出ませんと思えますけれども、予定として結論を早く出すべきだと私は思いますが、いつごろまでに結論を出せるのかちょっとお聞きしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 結論を決定することは非常に大変難しいところでありますが、株主総会が1月に行われるということで、解散された後の話し合いの場はJA新庄市だというふうに思っております。あくまでも源泉の提供が可能かどうか、あるいは湯量調査、将来にわたってその湯量が確実にあるのかないのかという基本的な調査をきちっとやった上で、その先を考えなければならぬというふうに思っております。

湯量調査の結果、5年あるいは6年でかかってしまうというようなことであっては、何の意味もなくなってしまうということでもありますので、今解散する会社と話すということではなく、源泉を持っているJA新庄市との話し合いに、年度初めから始まるというふうに考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今、市長の話ですと、

まだ結論というか、これは大分結論を出すまでには時間がかかるように感じられます。ちょっと私たちから見ますと、まるで腫れ物にさわると感じるにしか見えませんが、市民の要望に対して応えていくのが行政の役割だというふうに私は思いますけれども、その気持ちがちょっとはっきり見えぬというか、もう少しはっきり答えてほしいというふうに私は思いますけれども、ちょっとその点がないのが残念だというふうに感じられます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 市民の要望に全然応えないような姿に見えるというふうな御意見ではありますが、決してそういうふうなつもりで言っていることはございません。市民の要望に応えるとなると、さらに慎重にならざるを得ないということでもあります。

税金を投入し、これまで民間が経営してきた温泉が赤字になるというような実情を踏まえて、それをどういうふうな形で経営していくかということも慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

しないということではなくて、そういうふうなシミュレーションを立てて、そこでやるのが正解なのか、別のところでやるのが正解なのか、このことについては9月の議会の際にも述べさせていただいたと。そのところを市民の皆さんと議論をさせていただきたい。ということは、ある一定の計画を出した時点で、是非かという判断になるかというふうに思っております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 市長の言うこともわかりますけれども、ただ今、市民の署名運動もありますし、市民の皆さん、例えば私たちのまちの中に行っても、温泉はどうなるんだ、いつす

るんだとかと、そういう話でみんなが言います。

ただ、今のところ、市のほうからは温泉のほうからやめるとははっきり言っていないからできないとか、そういう言い方も私たちもやっていますけれども、12月でやめるとははっきり決まった以上は、市としても早く結論を私は出していきたいと思えます。

これは終わりました、次の道の駅について再質問させていただきます。

まず、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、4カ所ほどありましたけれども、まずどこにつくるか予定の場所は、やっぱりエコロジーガーデンが本命なのか、ちょっとその辺のところもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 いつどこにというような御質問だったかと思えますけれども、答弁にありましたように、現在4カ所について、各種の根拠を踏まえて絞り込みを行っているところがあります。通常言われます道の駅の3要素、それに加えてプラス要素が今必要だというふうに言われております。これらをどのように組み合わせる最もよい道の駅とすべきかということについて、総合的な判断をこれから下してまいりたいというふうに考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） ということは、まだ全然どこにつくるかまだ決まっていないということでしょうか。大体この辺という場所も全然、まだ未定という意味でしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほどの市長の答弁を繰り返すようになるかと思えますけれども、候補地としては4カ所を予定しております。1つが

エコロジーガーデン付近であります五日町地内でございます。それから、県立病院が建設予定となっております金沢地内。それから、高速道路の結節点、中央道路と横軸であります新庄酒田道路の結ばれる結節点ですが、松本地内。それから、一般国道13号、それから47号の結節点であります鳥越地内。この4カ所での検討を進めているということでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） だから、その4カ所で大體いつごろまでにそれを決める予定でいるのか。その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅の進め方としましては、初めに基本構想、構想段階から始まりまして、その後基本計画というふうな形に進んでまいります。現在の構想段階におきましては、先ほどのような形で進めておりますので、基本計画の策定までには、最終的な場所であったりとか、各種の施設について結論を出していければというふうに考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 先ほどの市長の答弁では、12名の方ですか、メンバーがいて、外部の会議が持たれているということですが、この会議は3回やっているようですが、その会議の内容について、もし話ができるならばここで少しお聞かせ願いたいと思えます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 例えば立地場所においては、騒音問題や発生する交通量への対応を十分に考慮してほしい。それから、導入する機能などについては、最上地域の中心施設として、若者が活躍できる場となるようにしてほしい。そ

れから、雪に覆われる時期が非常に多いわけですから、それらを考慮してほしい。また、女性が活躍できる場をサポートするような格好で、例えば保育の機能とかそういうふうなものを加えてほしい等々の意見が出されております。

詳細につきましては、先ほど市長も答弁しましたけれども、ホームページのほうに掲載されておりますので、ごらんいただければと思います。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） この道の駅ですけれども、まだ構想が見えてきませんけれども、いつごろまでに議会の場で示されるのかちょっとわかりませんが、これからの今後の予定としては、指定管理者に任せたりするのか、それとも直営でやるのか、またそういう点もどういうふうに考えているのかもちょっとお聞きしたいと思います。

あと、道の駅は地域の情報を発信することも必要になっていきますけれども、これから本市としてはどういう情報を発信していくのか、その点についてもわかればお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅の経営者の部分でございまして、第三セクターでやる場合とか、指定管理でやる場合、それから地方自治体そのまま経営者になる場合などがあります。それで、全国的には第三セクターでやるというのが非常に多い数値を示しております。ただし、県内で見ますと、そうですね、三セクのほうが多いかなというふうに考えております。

情報発信の件につきましては、道の駅そのものが地域の情報発信、それから地域と外を結ぶ拠点になるというようなことですので、あらゆる意味で観光振興から農業から、多方面においての情報を発信できればなというふうに考えて

おります。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 全国の道の駅、全国で今、1,134カ所というふうに11月末であるようですけれども、本市としては、中には採算がとれないような道の駅もあるようですけれども、採算の面ばかり考えていくと、つくるといことがなかなか難しいというふうに考えられます。その点もありますけれども、売上高の増加とか、利用客をどういうふうに確保するとか、そういうふうに考えていくことも必要だと思いますけれども、本市としてはこの道の駅について何を重点にしていくのか、一番にしていくのか。その点についてどういうふうに考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅整備の本市コンセプトのことになるかと思っております。これらにつきましては、市の総合計画、まちづくり計画、それから各種の上位計画等もございまして、それらと整合をとりながら、どのようなものをつくれば本市にとって一番効果のあるものになるかということについて、現在詰めているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） ということは、まだ具体的には示されないというふうにしか捉えることができないと思いますけれども、ただ新庄市の市民としても、いつごろつくるんだか、場所はしようがないんですが、ただいつごろまでにつくる予定でいるのか。その点のところだけもしわかれば。あと2年後だか、3年後だか。その辺のところ、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅の整備のフローと申しますか、進め方としましては、先ほど申し上げたとおり構想段階から始まりまして、計画段階、それから設計整備の段階ですね。それから、道の駅の登録、そして運営というふうには、ステップとしては5段階ぐらいになるかと思えます。これらをざっくり1年として考えれば、大体四、五年で供用開始というのが一般的だろうというふうに思っております。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) という今の課長の話ですと、大分先の話で、果たしていつごろできるのかちょっとはつきり、私たちも市民から聞かれてもちょっとわからないとしか言いようがないような答弁というふうにしか感じられませんけれども、その点は今後ある程度、もしわかりましたら、議会のほうに示していただきたいと思えます。

それから、ちょっと話が変わりますけれども、全国の道の駅に温泉が併設されているところがたくさんあります。県内でも、みかわ、鳥海、にしかわというふうに3カ所あります。全国1,134カ所のうちに、温泉と併設されているところが全国で120カ所、約1割の数字というふうになってございます。

当市として、まだ場所も決まっていないうし、まだいつだかわからないしというような状況ならば、今後温泉と併設してつくることも、金もかかる話ですけれども、そういうことも視野に入れて、今後十分に検討されて、早急に道の駅をつくられることをお願いして、終わります。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時55分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党の一員として一般質問を申し上げます。

初めに、憲法の第99条に、最近私は衝撃を受けました。読んでみますと、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」。公務員というのは、私たち市議会議員も公務員であります。市長も公務員です。総理大臣も国務大臣であり、この憲法を守る、尊重して擁護する義務を負うと、日本の憲法でうたわれていると。これは、憲法は国民が守るのではなくて、そういった権力の立場に立つ人たちが守らねばならないということが、この憲法の柱としてあったということを知りました。

そして、憲法の第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということで、国民の基本的人権を守り、そしてその一人一人の幸福追求権を大事にしなければいけないんだと、最大尊重が必要なんだというのが、この憲法の柱の一つになっているということを改めて最近知ることになり、認識させられました。

そういう意味で、私たち市議会議員は、市民の一人一人の幸福追求を保障するためにこうした一般質問の場が与えられているんだと、改めて認識させられております。

さて、本題に入ります。

1番として、入札参加者の選定についてお聞きいたします。

9月定例会で石川正志議員もほとんど似たような質問をしてくださって、重複しているかもしれません。その場合があればお許しいただきたいと思います。

消費不況と言われる中、市の発注する仕事は市民の仕事になるよう、地域内循環を強めるべきではないかと考えます。最初の入札にかかわった業者が管理業務につくことも多いようです。そういう意味で、入札参加者の選定は重要だと思います。

そこで、①として、本市の入札参加資格についてですが、地域内循環を強めていただきたいということです。そのために、市の情報などを見ますと、市内に本社または営業所などを有していることを条件にしています。それで、建設業にかかわるという内容が必要なんじゃないかというふうに担当者にお聞きしたところ、担当者は、その内容を含めて書類審査しているということでした。しかし、営業所について、建設業にかかわる専任の技術者などの配置が本当にされているのか。書類だけでなく、抜き打ちの立ち会いをしてみる必要があるのではないかと、お聞きいたします。

②として、金額の大きいものは分離発注で、できるだけ市内に本社のある地元業者に入札参加させるべきではないかと考えます。あるいは、入札の公告において、地元、市内に本社があるという意味です。地元と他市業者との共同事業体方式を条件にして、市内に本社のある地元業者に仕事が回るようにしてはいかがでしょうか。

③として、入札参加者の選定に当たり、地域貢献度などに対する評価は十分でしょうか。例えば、三鷹市では、次の者は一定の配慮をしているとのこと。市内に本店があり、3年以上営業を継続している者。三鷹市発注の工事における工事成績が特に優秀な者。災害時におい

ける支援等に関する協定を締結している者で活動の実績を持つ者。市道維持補修または下水道維持管理にかかわる緊急工事の契約を締結している者。ISO(国際標準化機構)の認証取得者等市長が特に必要であると認める者としております。地域への貢献度を重視して入札参加要件を三鷹市では設定して、地域内循環を強めています。新庄市の考えはいかがでしょうか。

④として、1件当たりの予定価格が1,000万円未満の案件の指名競争入札は、地域貢献度に対する効果を特に強めて、ほかの自治体に学び、市内に本店、本社がある者に限るとしてもよいのではないのでしょうか。なぜかということですが、市に入る営業所の法人市民税は臨時職員では対象にならないと聞いています。営業所にいる本採用職員の人数分しか法人市民税の対象にならないとお聞きしました。そういう意味からも考えてもいいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2つ目の質問です。国民健康保険税の引き下げについてお聞きします。

これは11月7日、産業厚生委員協議会で、担当課課長などから、本市の国保税は13市中、第2位だと。平成30年度の納付金は1人当たりマイナス23%と見込んでいる、引き下げの検討をしているという話があり、さらに市の国保運営協議会も全員賛成の意見だったとお聞きしました。それも踏まえながらお聞きします。

本市の1人当たりの国民健康保険税額は、県内46の団体の比較を見たときに、国保税額は新庄市は県内で第1位でした。所得を見ると、同じ比較で13位でした。医療費もそんなにかかっていなかったと資料で見えております。国保税の高さは市民の限界を超えています。平成27年度の収納率は県内比較で27位と、国保税が一番高かったんですが、収納率はかなり低いほうになっていると。これは市民の限界を超えているからだろうと思います。引き上げは絶対に許され

ません。

市に通知された国からの仮係数によって算出された平成30年度の納付金額と標準保険税額と、それをもとに市が算出した平成30年度の1人当たりの保険税額はいかほどになるのでしょうか。

②として、12月の確定係数が今度出るんですが、その算出結果にかかわらず、保険税の決定に当たっては、平成29年度の保険税との比較で引き下げになるように努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

③として、子育て支援の立場から、子供には課税しないという均等割の改善を図ってはいかがでしょうか。

大きな3つ目の質問は、介護保険料引き下げについてです。

年金の引き下げと介護保険料などの負担増によって、年金だけに頼らざるを得ない高齢者の生活は厳しさを増しています。第7期介護保険事業計画の策定状況と保険料改定の見通しについてお聞きします。保険料の引き下げを図るべきではないのでしょうか。

4つ目の大きな質問として、全ての子供の発達を保障することについてです。

①は、ゼロ歳児から手厚い保育を受けることが人格形成において重要だと皆さん認識していることと思います。働かねばならない親を支援するために、2カ月から認可保育所に受け入れ可能となるようにできないでしょうか。また、入れない親たちのために、認可外が受け入れてくれているわけです。そういう意味で、認可外の運営を認可並みの安定した経営になるよう、年度初めから途中入所児受け入れのための人件費補助が必要ではないのでしょうか。

②の質問として、学校で集団学習についていけず困っている低学力の子供が不登校になっている姿を見ております。学習意欲を失ったりしている姿も見ております。学校でわかる喜びを保障するために、そういった子供のために、個

別学習支援の体制を強化していくべきではないでしょうか。正式採用の先生が60歳で退職しても、年金が受けられません。再就職を希望しているそれらの先生に、経験豊富なベテラン教員として個別学習支援に入っただき、わかる喜びと学習への意欲を全ての子供に持たせることができるようにしていただけないでしょうか。

③の質問として、高校卒業までの子供の医療費無料化の拡大と、また学校給食の無償化が広がっています。これはやはり子供の貧困化、実は親の貧困化なんです。そういったことを解消して子育てを応援する大きな力になっております。本市でも進めるべきだと思います。市長の見解をお聞きしたいと思います。

舟形町、隣の鮭川村、また一番直近の真室川町の町長選での公約などを見ると、こういったことを進めるという方が当選したりして、選挙にも公約、どちらもしていってしまいましたが、そういうふうにもみんなの声が選挙などのときに出て実現が図られるというようなことが見られました。そういう意味では、みんなの声なんだと私は感じております。

以上、1回目の質問をこれで終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

入札参加者の選定についての御質問ですが、初めに建設業に係る専任技術者の配置の立ち会いの必要についてお答えさせていただきます。建設業法において、営業所を設けるには専任技術者を設置することが定められており、国土交通大臣または都道府県知事が許可を行うものとなっておりますので、市が配置状況について確認する必要はないと考えているところであります。

次に、金額の大きいものは分離発注し、地元

業者に入札参加させられないかとの御質問ですが、工事内容によるところが大きく、今年度の発注工事を見ますと、市内業者のみで実施できるものがほとんどでありました。また、工事内容、規模により、共同事業体にする必要がある場合は、御提案のとおり地元業者の参加を導くことは当然のことと考えております。

次に、入札参加者の選定に当たり、地域貢献度に対する評価は十分かとの御質問ですが、当市の入札参加者の選定は新庄市建設工事指名競争入札参加者の格付等に関する規程に基づき作成した名簿から指名しております。名簿は、市内業者のうち、土木、建築、管工事を格付しており、市道除雪や消防団への協力など地域貢献度を考慮しておりますが、今後も他市の格付基準や社会情勢を踏まえた見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、指名競争入札について、市内に本店のある者に限定できないかとの御質問ですが、競争入札には機会均等、公平性、透明性、経済性を確保することが求められており、当市においては市内業者の育成、活性化などを目的に指名条件としておりますが、これをさらに区別し排除することは、市の裁量権の濫用とも指摘されかねないので、入札参加条件の見直しは考えておりません。

最後に、法人市民税は新庄市内に事務所または事業所等を置いている法人が納税義務者となります。課税の内訳は、法人の資本金等の額及び従業員者数に応じて税率が定められている均等割額と、本社、各営業所等を含む法人全体の課税標準額をおおのこの市町村の従業員者数で案分した額に税率を乗じて算出される法人税割額を合算した額が課税されております。以上のことで、機会均等、公明性、透明性、経済性を確保するという観点から、現状の入札制度を今後とも採用していきたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険制度についての御質問ですが、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険制度の県単位化が平成30年度より開始されます。保険税率の決定に当たっては、県から示される納付金額をもとに税率を試算し、決定することになりますが、納付金額は仮納付金と標準税額が11月に提示され、来年1月に納付金が確定いたします。

11月に提示された仮納付金は8億3,204万6,027円、標準保険税額は5億9,558万4,546円となっておりますが、1人当たりの税額については示されておらないところであります。

平成30年度の保険税については、仮納付金の提示を受け、現行税率を勘案し、税率の引き下げを検討しております。今後、新庄市国保運営協議会、産業厚生委員会へお諮りし、御協議いただくよう進めてまいります。

子供の均等割課税の免除については、現段階では検討しておりませんが、全国市長会の要望事項として、国においても現行制度の趣旨や国保財政に与える影響を考慮しながら引き続き議論するようになっており、国の動向を注視してまいります。

続きまして、第7期の介護保険事業計画と保険料の見通しについてお答えします。

平成30年度から3カ年の第7期計画につきましては、国の指針を受け、地域包括ケアシステムの深化、自立支援策の充実を中心に、第6期の状況を分析しながら、具体的な目標設定の作業に入っているところであります。

介護保険料につきましては、試算を繰り返しているところですが、最終的には新しい介護報酬が示された段階で確定する見込みであります。新庄市の高齢化率は、今年度初めて30%を超え、介護保険のサービスを利用する方もふえ続けており、第8期、第9期計画までは今まで以上に急激に給付額が伸びる見込みとなっております。

また、給付に必要な財源構成についても、65

歳以上の1号被保険者に求める割合が計画期ごとにふえてきております。第7期の保険料につきましては、将来の急激な保険料上昇による市民の負担軽減を視野に入れ、現在3億円ある基金残高のうち、1億円を7期中に取り崩し、残り2億円については、8期、9期の計画に活用する形で保険料を設定したいと考えております。

次に、全ての子供の発達保障に関する御質問ですが、このうち学校の個別学習支援に関する御質問と学校給食の無償化についての御質問は、後ほど教育長より答弁させます。

初めに、産休明けからの認可保育所における受け入れについてお答えさせていただきます。

本件につきましては、6月議会の際の御質問にお答えしたところですが、ゼロ歳から2歳までの児童の保育を行っている小規模保育施設5所におきましては、産休明けである2カ月から受け入れを行っております。一方、公立保育所2所、民間立保育所5所においては、生後8カ月からの保育を行っておりますが、国の待機児童対策としての支援制度により、保育施設の新制度への移行が進んでいることや、企業主導型保育事業所開設の動きもあり、調整が必要な段階に来ております。

現在、既に来年4月入所の申し込みが12月1日から始まっているところであるため、今後小規模保育施設の受け入れとの兼ね合いや保護者の要望、また民間立保育所については生後2カ月からの受け入れが可能かどうかなど、各保育所の実情も踏まえて、施設全体の整合性がとれるよう、あるべき保育の方向性を検討してまいります。

次に、認可外保育施設への途中入所児童受け入れのための人件費補助についてですが、認可外保育施設も一定の基準を満たした保育施設となっております。面積や受け入れる児童数によって保育士の人数も定められており、その上限の定員まで年度途中における児童の受け入れを

行っております。

また、入所児童数、ゼロ歳児、または1歳児の数など基本要件を満たしている認可外保育所に対しては、基本要件補助金、延長保育加算金、待機児童受け入れ加算金などの補助金を県及び市より交付しております。平成28年度におきましては、市単独補助事業による第3子以降児童に係る保育料補助、待機児童解消のための受け入れ補助を含めて、4施設におよそ1,900万円の補助金を交付し、認可外保育施設においても適切な保育環境を確保できるよう配慮しております。

今後も、国が幼児教育・保育の無償化に取り組んでいることを踏まえ、国の動向に合わせて適切に対応してまいりたいと考えております。

個別支援と学校給食には、先ほど申しましたとおり教育長より答弁させますので、高校までの子供の医療無料化についてお答えさせていただきます。

子育て支援医療につきましては、平成24年度に外来分助成を小学校3年生まで、平成25年度に入院分を中学校3年生までと、対象範囲を順次拡大し、平成26年度から中学3年生まで医療費を完全無料化しております。

子育て支援医療の基本は県の制度で、県に対する制度拡充の要請も行っておりますので、現時点では市独自のさらなる拡充の考えはございませんが、今後の県の制度の動向を注視するとともに、他の子育て支援施策とのバランスを考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 まず、集団学習についていけない子への個別学習支援体制の強化についてお答えします。

学校ではさまざまな観点から授業改善に取り

組み、子供たちがわかる授業、意欲的に取り組める授業を行っております。しかしながら、佐藤議員がおっしゃるように、中には授業内容がよく理解できずにいる児童生徒もおります。そういったことも課題として捉えており、教育委員会も学校とともに課題を共有し、取り組んでまいりたいと考えています。

新庄市内では、全ての学校で探求型学習を取り入れ、主体的、対話的で深い学びになるよう、課題設定を工夫したり、グループ学習を取り入れ、課題解決に向けてお互いに教え合ったり、説明し合ったりしながら学習を進めています。今後も主体的に学ぶ力を育てながら、わかる喜びと学習意欲を育ててまいりたいと考えています。

また、新庄市では今年度、個別学習指導員23名を配置し、各学校を支援しているところです。学校では児童生徒の安全確保はもちろんのこと、一人一人にきめ細やかに指導をし、児童生徒が意欲的に取り組めるよう工夫しながら取り組んでいるところです。しかし、学習についていけない子への対応の工夫の仕方やさまざまなやり方などについて情報提供をし、その部分を強化してまいりたいと思います。

個別学習指導員の配置についてですが、退職教員の方々にもお声がけをさせていただくなどして、できるだけそういった方を配置できるよう今後も考えてまいります。

次に、学校給食の無償化についてお答えします。

市では、自校炊飯等の設備等も整備し、給食に係る環境も整えながら、経費については相当額の負担をしてきています。小中学生全員に給食提供など、市としても考えながら行っています。

また、新庄市ではこれまでさまざまな形で教育環境を整え、予算を計上してきているところで、給食の無償化についてはさまざまな教育政

策の中で総合的に考えていくべきものと考えています。そして、このことは全国に広がっていることも認識しておりますので、今後国の動向等も見ながら考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） いろいろ答弁ありがとうございました。

まず、入札参加者の選定について、最初に市長のほうから営業所について、建設業にかかわる専任の技術者の配置については市が確認する必要がないんだというお話でありました。本年度の競争入札参加資格者業種別格付一覧表には、AからDまで格付されています。そこには本市に本社がない、本店がない営業所や出張所も載っています。それらの中のあるところについてですけれども、見たところほとんど倉庫とか車庫になっているような感じで、建設業にかかわる専任の技術者が配置されているのかわからないなという感じのところもあるように私は感じました。そういう意味で、書類だけでなく立入調査も必要でないかなと思うんですが、もう一度お願いします。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 配置しているかどうかの立ち会いというような御質問だと思いますが、先ほど市長が述べましたとおりなんですけれども、建設業法におきまして、営業所を設置する場合については専任技術者を当該営業所に配置することが義務づけられております。その事業所が複数県にまたがる場合については国土交通大臣の許可、それから単一の県にとどまる場合については都道府県知事が許可を行うというようなことになってございます。その許可を行う場合には、それぞれの機関におきまして審査を行っているということでもあります。ですので、

市から重ねて配置状況を確認するというふうな必要はないと考えてございますし、また営業所の許認可権というふうなことから考えますと、いわゆる調査を行う法的な権限もないというふうに考えてございます。

ただ、仮に専任技術者が配置されていないというような営業所があった場合でございますけれども、その場合につきましては当然建設業法違反ということになりますし、営業所の許可の取り消し、またさらには指名停止の処分など、そういった罰則が科せられるというふうになるかと思えます。

さらにですが、実際の入札参加の申し込みの際につきましては、主任技術者、それから管理技術者、そういった調書もあわせて提出いただいておりますので、発注に係る部分につきましては事前の確認はとれているのかなというふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。発注に当たって確認ということですので、立入検査、そのときにできると思いますので、義務がなくてもやっていただきたいということを要望申し上げます。

次に、金額の多いものは分離発注ということについてですが、市内ではやっているような気がいたしますが、それでも大きなところ、建物だけでも3つに分けることができるのか、建物であっても分離発注できるかもしれないし、そういったことは考えられないか。

また、萩野学園の入札を見たときに、機械設備、電気設備、再生可能エネルギーの工事では、市内に本社のある業者が入れませんでした。その後の管理業務も入札にかかわった業者がつくことが多いと思いますが、その点はどうなんでしょうか。だとしたら、地元業者を共同事業体方式に参加させるという入札の公告にしていけ

ば、必ず管理業務も地元業者が、地元にも本店のある業者がつけるようになるのではないかと考えていると思いますが、どうですか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 金額の大きいものが分離発注できないかというような御質問だと思うんですが、単に金額が大きいというようなところから分離発注が可能かというふうなことは、直接には言えないかと考えております。それについては、工事の内容について判断すべきだというふうに考えてございます。

市長が申しましたとおり、最近の発注工事につきましては、市内業者がほぼ施工可能だということで、おおむね市内業者が受注しているというようになってございます。

ただ、ここで先ほどの佐藤議員の発言の内容にあるんですが、市内業者と、それから地元業者というような使い分けをされております。私どもが言っている市内業者というのは、あくまでもいわゆる規則等に基づいた市内業者のことでありまして、市内に本店もしくは主たる営業所を持っているところを市内業者と言っているわけですし、ちょっとそのあたりが地元業者というようなところとは直接重ならないかとは思っています。

それから、工事の内容におきまして、同一の工事内容の場合ですけれども、明確かつ合理的な理由等がなければ分離発注というのはあり得ないんじゃないかなというふうに考えてございます。仮に分離発注をした場合、スケールメリットですとかそういったものが失われますし、それによって通常の発注よりも工事費がかさむというようなことも考えられます。そこは経済性に反するのかなというふうに考えてございます。

また、施工管理の面におきましても、分けることによってそのデメリットが生じる場合もあ

るのではないかというように考えられます。

もう一つ、工事内容とかその規模に応じて共同事業体というようなことにする場合でございますけれども、当然ながら入札参加の条件におきまして、いわゆる市内業者の参加を条件としてございますし、先ほど佐藤議員おっしゃったとおり、例えば萩野学園の場合につきましては、本体の工事、それから機械設備工事、もう一つ電気設備工事と大きな3つの分離発注というようなことになってございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 地元、新庄市内に本店がある業者と、それとそのほかの市内に本店がない営業所、あるいは事業所、出張所、このことについての違いについてなんです、先ほど私のほうから、法人市民税は臨時職員では対象にならず営業所にいる本採用職員の人数分しか対象にならないということについては、お答えがなかったように思いますが、この点についてはどうですか、税務課長。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 法人市民税についてでございます。市内に事務所または営業所を有する法人に対して均等割及び法人税割で法人市民税を課すものでございます。いわゆる今議員のおっしゃいました均等割につきましては、資本金及び従業員数による区分ということで、もう一つ法人税割については制限税率というふうな形でございます。

ただし、法人市民税についてですけれども、いわゆる例えば新庄市外のところで本店がある、あとそれから営業所が新庄市にある、ほかの市町村にもあるというふうな形の場合については、従業員の案分によりまして法人市民税が課せられるというふうなことでございますので、それ

につきましてはやはり法にのっとってやっておりますので、今の段階ではそういうふうな状況で進めてまいりたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私がお聞きしているのは、ただの従業員数ではないんです。これは均等割の従業員数に当たるのは、臨時職員では対象にならないのではないかということを知っているんです。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 従業員数そのものにつきましては、やはり所属している人数というふうな形になります。そのために、いわゆる上位法に基づきまして定められたものでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 従業員数で出てくる均等割については、本採用職員の人数分でしか対象にならないんじゃないですか。臨時職員であれば、パート職員、臨時職員、いろいろ言い方がありますが、それでは対象になっていない、均等割の対象になっていないということはどうなんですか。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 従業員に対しましては、臨時職員については対象にならないというふうな形でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） というふうにはっきりお答えいただきました。市にある営業所、出張所に臨時職員で置かれている場合は、その法人市民税の従業員数分が新庄市に入らないということが、この場ではっきりしたと私は思いま

す。

そこで、例えば東根市は入札の公告で、B等級は市内に本店を有している者であることとしています。また、酒田市は入札の公告で、入札参加者の資格として、酒田市内に本社を有することとしています。本市もこれらに学ぶべきではないかと考えますが、どうですか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 市内に本社がある事業所に入札参加の資格を限定できないかというような御質問かと思えます。いわゆる入札の本来の目的でございますけれども、入札の目的というのは、まず最初にその競争性ということがございます。先ほど市長からもお話がありました、例えばの話なんですけれども、市内に限定をした場合というようなことで考えますと、なかなか何と申しますか、いわゆる法の基準としての一般入札、競争入札の定義から外れる部分が出てくるというようなことが考えられると思えます。

それで、競争入札の参加資格について、地元業者だけに絞った公告が可能かというようなことを言われますと、今の規定上は問題があるんだろうなというふうに考えてございます。

それで、さらに申しますと、なぜ入札をするかというようなことを考えますればですが、その工事、発注した工事が適正に施工されるかというふうなところが一番大事なところではないかと。さらには、その経済性でありますとか、そういったところも加味されるわけでございますが、まず第一は工事が適正に行われるのかどうかというようなところに力点を置いて入札参加資格を決めているというようなことでございます。

ですので、まず新庄市の場合は、いわゆる国土交通大臣のほうで審査をした経営事項審査、そちらのほうの基準をもとにしまして、さらには主観点というようなところで格付をしておる

わけなんです、それにあわせて、先ほども申しましたが、建設業法の規定に基づきまして専任技術者を配置している事業所につきましては、営業所であっても請負契約が可能なのです。ですから、新庄市の場合、本社と何ら区別することなく入札参加資格を与えているというようなことになろうかと思えます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) つい最近、尾花沢市で大きな発注がありまして、そのときに技術力、地域性ということで、総合評価落札方式ということでやっているということで資料を見せていただきました。

そうしたところ、技術ということで、新庄市の場合は前年においてというのが参加のいろいろな資格に必要なようですが、前年においてはなくて、尾花沢市は過去15年間において企業の能力がどうだったか、あるいは5年でどうだったかという大きな長いスパンでやっています。

また、配置される技術者の能力についても、過去15年間どうだったかということ。技術力で、過去5年間どうだったかというような形で、これで技術力を見ておられるようです。

さらに、地域貢献度ということでは、市内に本店あり、これが加点になっています。これはいいと思えますし、さらに市内業者の活用計画というのをい出して、市内業者の活用割合が80%以上の場合も加点もされております。50%以上の場合も、ちょっと半分くらいあります。そして、地域貢献度ということで、これは新庄市と同じようにボランティア活動的な消防車、市の出しているものもそうだと思いますし、さらに災害時対応に係る活動実績、災害協定の締結及び活動実績があるかと、これも大きな加点になっています。

このように、三鷹市だけでなく、近場のところで、本店が市内にあるかとか、それから災害

対策がどうか、こういったところが入札において、技術力についても去年、前年だけでなく、15年とか5年とかという、そこまで実力がどうだったかというところまで見て、安定してその地域に頑張っているかということが見られたりしております。それは大いに参考になるところだと思うんですが、どうですか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 先ほどのお答えにも重なるところがあるんですが、いわゆる主観的審査事項に関しましては、国が登録した審査機関、専門機関で行います経営事項審査、そちらのほうがまず一番大きな点数を占める部分になるわけなんですが、主観的、いわゆる各市町村が独自に定める点数におきましては、9月議会で石川議員の御質問にもお答えしたとおりなんですけれども、最近、工事発注が減っていたり何したりというようなことで、経営件数ですとか、受注金額、そういったところの見直しですとか、それから社会貢献度、地域貢献度、佐藤議員おっしゃるようなさまざまな市への協力、そういったところにつきましては、今後の検討の課題として、今後あわせて研究してまいりたいなというように考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひお願いしたいと思います。

最初のときに、共同事業体という中に、単に営業所があるだけでなく、市内に地元で本社があり頑張っているところも一緒に必ず入れて共同事業として入札参加するという条件をつけることについては、どうですか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 いわゆる共同事業体の入札参加資格の要件のことだと思いますが、主体工事、

それから機械設備、それから電気設備というような大きな項目に分かれるかと思うんですけども、それぞれで市内の事業者でできるもの、市内の事業者ではできないものというようなことが考えられるかと思います。

それで、佐藤議員おっしゃるように、地域循環というようなことを考えた場合に、市内の、失礼しました。地元業者に参加をしていただくということは、確かに大変いいことなんですが、特に大きな工事の場合ですが、その規模の内容において工事の適正な施工が可能なのかどうか、そういったところがJVをする上で、例えば1者で担保できないような大きな工事だというようなところでの観点からJVを組んでいただいているというようなことでございますので、やはりその工事の内容において、その事業者で、例えば地元事業者で可能なのかどうかというような判断はどうしても必要なのかなというように考えてございます。そのあたりもあわせて、いわゆる入札参加資格の要件づけ、条件づけに関して検討することは可能なのかなと考えてございます。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 先ほどの臨時職員の件について、ここでちょっと訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、臨時職員については含まれないというふうに答弁申し上げましたけれども、分割基準とされる従業員としましては、報酬、俸給です。あと給料、賃金、賞与、その他の性質を有する給与の支払いを受けるべき者というものでございますので、臨時職員についても含まれるというふうなことでございます。

大変申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

小野周一議長 いいですか、佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。

今、財政課長のほうから、検討は可能だと。地元の業者の方は、やはり地元の本社を置いて、できればずっとこの新庄市で働いていきたいと考える生きて、子供を産み育てていくということの可能性が非常に大きい人たちです。そういう意味で、そういう人たちが必ず仕事をとるということをとっていただかなければ生きていけないわけですから、考えたら、管理業務にもつけるようにさせたいわけです。そうしたときに、最初の発注の段階で、地元が共同事業体に入り、入札参加できて入ることができれば、そこで管理業務もつくことができ、次々と仕事が、次の年も少しずつあるだろうということが見えますので、ぜひそういう方向に考えていただきたい。地元企業を共同体の中に入れて入札公告をする、もう一度これについてお願いします。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 J V、共同企業体の場合のお話ですが、必ずできるということではなく、先ほど申し上げましたとおり、その工事の規模ですとか内容、その施工の方法、そういったところによって地元業者でも可能であればというようなことであるかと思えます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 地元の業者に勉強していただきながら、その技術を身につけていただくということも含めて、やはり単独ではできないかもしれないけれども、共同ならできるといことが可能性として大きいと思うので、ぜひ入れてやることを市のほうで導いていただきたいということをお願いします。

次に、子供の発達を保障することにかかわってなんですが、民間立を2カ月から受け入れ可

能にできるかという話もありましたが、これについて検討するというような感じがしますが、もう一度お願いします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 お答えさせていただきます。

先ほど市長の答弁にもありましたように……（ブザー音あり）

小野周一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議をあす12月8日から12月14日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月8日から12月14日まで休会し、12月15日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集をお願いいたします。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時13分 散会

平成29年12月定例会会議録（第4号）

平成29年12月15日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長 秘書職員室	小関孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長

浅沼玲子

農業委員会
会長職務代理

今田則雄

農業事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長 井上章

総務主査 三原恵

主査 沼澤和也

主事 小田桐まなみ

議事日程（第4号）

平成29年12月15日 金曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第1 議案第80号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第2 議案第81号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 請願第6号憲法9条を守ることを求める請願

（産業厚生常任委員長報告）

日程第4 議案第82号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第84号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第85号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第86号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第87号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第88号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第89号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第90号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

日程第14 議案第92号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定につ

いて

- 日程第15 議案第93号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第94号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第95号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第96号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第97号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議会案第4号地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書の提出について

開 議

小野周一議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、総務課長が欠席のため、秘書職員室長
小関 孝君が出席しておりますので、御了承願
います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議
事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

小野周一議長 日程第1議案第80号新庄市市税条
例等の一部を改正する条例の設定についてから
日程第3請願第6号憲法9条を守ることを求め
る請願までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求
めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

（奥山省三総務文教常任委員長登壇）

奥山省三総務文教常任委員長 おはようございま
す。

それでは、私から、総務文教常任委員会の審
査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、
請願1件であります。

審査のため、12月8日午前10時より議員協議
会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

議案第80号と議案第81号は税務課の議案とな
りますので、税務課の職員の出席を求め審査を
行いました。

初めに、議案第80号新庄市市税条例等の一部
を改正する条例の設定について、税務課から説
明を受けてから審査を行いました。

税務課からは、地方税法が改正されたことと、
都市計画課税区域の見直しを行うことから必要
な改正を行うとの説明がありました。

また、主な改正内容については、軽自動車税
については、現在、軽自動車購入時に消費税と
自動車取得税が課税されることになっているが、
消費税10%への引き上げ時に自動車取得税が廃
止されることに伴い、新たに環境性能割が創設
されるとの説明がありました。

また、現行の名称を軽自動車税から種別割に
変更する。名称の変更のみで、その内容につい
ては変更はないとの説明がありました。

法人市民税については、現在法人市民税につ
いては12.1%の制限税率を使用しているが、
8.4%に引き下げる改正を行うとの説明があり
ました。

そのほか、個人市民税に係る控除対象配偶者
の定義の変更、住宅ローン控除の適用期限の延
長の改正を行うとの説明がありました。

都市計画税については、公共下水道の整備の
拡大が行われていることから、税の公平性の確
保を図るため、新たに課税区域を追加し、西町、
木栄町、円満寺町、五日町宮内、松本3区の一
部を追加するといった説明がありました。

審査に入り、委員より、今回公共下水道の整
備の拡大に伴い都市計画税が賦課される地域が
ふえたということだが、今都市計画の用途区域
の住民は都市計画税を納めているわけだが、用
途区域内でも下水道など整備されていない区域
があるのかといった質疑があり、税務課からは、
例えば私道とか埋設について同意が得られない
場所については、用途区域の中でも下水道が入
れられない状況となっており、そのような箇所
が若干あるとの説明がありました。

委員から、課税区域の対象者数についての質

疑や軽自動車税の改正の確認の質疑がありましたが、委員よりほかに質疑はなく、採決の結果、議案第80号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、税務課から説明を受けてから審査に入りました。

税務課からは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行うとの説明がありました。

改正の内容として、法律の名称の変更により条例の題名を変更するというので、法律名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことに伴い、条例の題名を新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例に改め、条例の目的を地域経済牽引事業の促進に改めるとの説明がありました。

審査に入り、委員より、前にあった農工法、低工法のかわりと受けとめていいのかといった質疑があり、税務課からは、農工法、低工法は平成21年3月で終了し、その後今回の改正前の条例に変わった。以前は土地家屋償却資産が減免の対象となっていたが、その後の産業集積においては土地と家屋が減免の対象となっている。産業集積から、法律名がこのたび地域経済牽引事業に変わった。内容には変更がなく、土地、家屋の減免である。供用開始してから3年度分について免除になるといった説明がありました。

委員より、前からあったものについては対象とならないのかといった質疑があり、税務課からは、対象とはならないといった説明がありました。

委員からほかに質疑はなく、採決の結果、議案第81号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号憲法9条を守ることを求める請願についてであります。

審査を行い、委員より、請願項目の2で「憲法の平和、人権、民主主義が活かされる政治を実現してください」とあるが、今まで生かされていないことがあったのかと思うといった意見が出されました。

別の委員より、9条の基本的な考えを守りつつ、平和、そして戦争をしない国という日本のスタンスを守ることは、国民全てが思っていることではないか。趣旨はわかるが、請願を見ると、9条を守ることが全てのように感じる。今現在、憲法改正をするような状況にはないように思うが、憲法を改正していくといったことは日本国民にとって必要な流れではないかといった意見が出されました。

別の委員からは、憲法改正については、手順的には最終的には国民投票という形になり、国民の判断ではないかと思う。憲法を改正することは、9条をないがしろにするということではなく、時代に即した憲法のあり方、日本国民のためにある大事な憲法はどういうものなのかを考えるきっかけになると思っている。一方的に9条を守るといのはいかがなものかと思うし、テーブルにのせることも必要ではないかといった意見が出されるなど、慎重な審査を行いました。

その他委員から意見はなく、採決の結果、請願第6号については賛成者がなく、不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

小野周一議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第80号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第80号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長

報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号憲法9条を守ることを求める請願について質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 先ほどの委員長の報告では、全員で不採択だというお話でした。とても残念なことだと思います。私は、話し合いがもう少しされてもよかったのではないかなと思います。というのは、まず委員会のあり方として、紹介議員や請願者の意見を聞く場を設けるべきだったと思うんです。そういう点がなかったということが非常に残念だったなと思います。なぜ紹介議員の意見や請願者の意見を聞こうとしなかったのかという点をお聞きしたいなと思います。

それから、もう一つは、人権、民主主義が生かされなかったという、生かされない政治はなかったんじゃないかとか、改憲は国民にとって必要な流れだというような御意見があって、そのとおりだとなったというお話ではありましたが、請願の中でも、NHKの世論調査で、憲法改正は、9条改正は必要がないというのが多かったというのが、請願の中でNHKの世論調査のことが載っております。

また、読売新聞の2017年の3月から4月の調査では、憲法に対して評価していると、日本社会に果たしてきた役割を評価しているという人は89%に達したというふうに報道しておりました。こういった点などは、どう話し合われたのかということなどについて、まずお聞きしたいと思います。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 まず、1番目の質問ですけれども、請願の紹介者の説明を聞かなかったということでございますけれども、これにつきましては委員会の決まりがありまして、紹介議員を呼びますか、呼びませんかと皆さんに一応かけていますので、それで皆さんが呼ばなくてもいいという結論を下したわけですので、これは私が勝手に決めたことではありませんので、それはそういうような流れで呼ばなかった、紹介議員の説明は要らなかったということになります。

それから、2番目のことについては、これは委員会の中の、佐藤悦子議員も最初から最後までずっと傍聴していたわけですので、流れも話も全部聞いていたわけですので、それは私から別に説明しなくてもわかると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私は傍聴しておりました。しかし、ここで聞く権利もあるわけです。そういう意味で、改憲は国民にとって必要な流れという意見が多数を占めたようですが、読売新聞では、先ほど述べたように憲法の果たしている役割を89%が評価していると、よいと、大変に日本社会に対していい役割を發揮してきたんだというふうに、読売新聞の調査では、ことしの3月から4月の調査で発表されております。そういう意味では、読売新聞の読者を見ても、NHKの世論調査を見ても、憲法改正は必要ではないと、今の問題になっている9条、特に9条については守るべきだという声が国民に広くあるのではないかなと思ひわけで、そういうお話にならなかったのか。

また、NHKの世論調査は、請願のほうにはこういうふうに書いてありますが、また別の資料では、NHKの世論調査は別の時期だと思ひんですが、2017年、ことしの3月11日から28日

にかけて、憲法9条改正は必要ないというのが57%を占めておりました。必要だというのが25%という意味で、日本国民から、非常に日本国憲法、特に9条は高く評価されていると。日本の平和と安全に役に立っているし、今の国民にとって暮らしを守るために大きく役に立っているのが憲法9条だというふうに支持されているわけなんです。そういったところを調べたり、吟味したりした議員の御意見がなかったのかあったのか。教えてください。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 先ほど私が申し上げました委員会の中の話の中では、委員の中にはやっぱり、今現在憲法を改正するような状況にはないように思うが、憲法を改正していくといったことは日本国民にとっては必要な流れではないかといった意見が出されて、それに関して皆さんが同意をされたということですので。ただ、委員会では読売新聞がどうのこうのと言いましたけれども、私は山形新聞ですけれども、その辺はちょっとよくわかりませんが、ただ、委員会の流れとしてはそういう意見に皆さんが同意されたということでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私は、委員会としては、やはりはっきり申し上げて調査不足ではないかと思ひんです。そして、紹介議員の意見も言わせない、話も聞かないでいいと、そして客観的な新聞や世論調査なども調べていない。そういう委員会のあり方では、私は問題だと思ひるので、もう一度審議をやり直してもいいんじゃないか、最低でもちょっと待てということ、ゆっくり調べていこうということで、継続でもよかったんじゃないかなと思ひんですが、そういう考えはないのか、お願ひします。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 これはあくまでも
手続上の流れですので、私個人どうこうじゃな
くて、皆さんの意見がそういうふうになったの
ですので、それ以上、私はあとは言うことはあ
りません。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ
て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君、反対、賛成、どちら
ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 請願に賛成です。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 憲法9条を守ることを
求める請願に賛成の立場から討論を行いたいと
思います。

私は、今こそ生かそう憲法9条、そして日本
と世界の平和に生かすべきだと考えております。
ですから、この憲法9条を守ることを求める請
願は当然採択すべきだと思っています。その理
由を述べさせていただきます。

核兵器禁止条約が2017年、ことしの7月7日、
国連で採択されました。122カ国が賛成でした。
核兵器を保有する大国の圧力をはねのけて、核
兵器が違法化されたんです。核兵器の違法化が、
今世界で進んでいます。

そして、憲法9条は戦争違法化、戦争はだめ
だと、なくさなきゃいけない、そういう国連の
立場に立って、日本国憲法の中に書き込まれた
中身です。

それで、憲法9条は、委員会の中では憲法9
条も含めて改憲するべきだという声があったよ
うですが、実は世界からも、国民からも高く評

価され、先進性や先見性がはっきりしております。

先ほども述べました読売新聞でことしの3月
から4月の世論調査をした結果では、施行から
70年を超える憲法が日本社会で果たしてきた役
割を評価している人が89%に達したと報道され
ておりました。

1945年に日本国民は310万人、戦争の犠牲に
なりました。アジアでは2,000万人以上が命を
奪われました。そして、戦争が終わりました。
そのとき、戦争だけは嫌だという国民の思いを
集めた憲法9条です。これは今も変わらず国民
の希望であり、世界の宝だと思います。

人権条項については、世界188カ国の全ての
憲法を比較したアメリカの法学者によって、世
界で今、主流の人権上位19目を全て満たす先進
ぶりが日本国憲法にはあると証明してあり
ます。平和条項でも人権条項でも世界トップ
レベルの日本国憲法となっています。

また、北朝鮮問題が心配で、9条で本当に平
和を守れるのかと心配な声が聞かれます。
これについてですが、はっきり申し上げて、軍
事力では緊張を高めるだけであり、憲法9条を
生かした対話こそ解決の道です。それは、これ
は朝日新聞ですが、「どうする北朝鮮問題」、11
月29日、アメリカのウィリアム・ペリーさん
という人が朝日新聞に載っておりました。ここ
で何を言っているのかといいますと、「戦火の甚
大さに目を向けなければ。そして、相手に耳を
傾けて」という題でついています。「日本の指
導者は、外交の失敗がもたらす帰結を理解する
必要があります。外交の不在や見境のない発言
は、戦争に、非常に壊滅的な核戦争に突入する
条件を醸成してしまいます。実行可能な軍事オ
プションがあるなら、私もそれを進めるかもし
れませんが、そんな解決策はないのです。私が
驚くのは、実に多くの人が戦争がもたらす甚大
な結果に目を向けていないことです。戦争は日

本にも波及し、核戦争になれば、その被害は韓国にとっては朝鮮戦争の10倍に、日本にとっては第2次世界大戦での犠牲者数に匹敵する大きさになります。我々は外交を真剣に検討すべきです。私は安倍首相に、トランプ大統領との議論でこうしたことを促すことを期待しています」と述べています。アメリカの元国防長官です。

そして、そういう意味では、北朝鮮問題の解決のためには、話し合いしかない。9条を守った立場でしか解決できないんだということです。そして、テロも戦争もない世界をつくるにはどうするのか。それは、はっきり言って憲法9条に基づく平和外交でということです。

テロの恐怖が広がっています。テロは武力では根絶できません。民族の対立や侵略国への憎しみを増大させ、戦争はテロを活発化させてしまいます。話し合いを進める以外に、解決の道はありません。武力行使などを、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄した9条は、テロも戦争もない世界を開く最も現実的な道なのです。対話を進め、テロや戦争の原因となっている差別や貧困をなくすために力を合わせるべきだと私は思います。

そして、もしも9条が変えられて、自衛隊条項などが追加されるとどうなるのか。これは2017年の6月22日、沖縄タイムスにその改憲案が載っております。9条の2項にこのように追加されるかと言われております。「前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない」、そして「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する」このように追加案が、今案がつくられてきているという話です。

これが、今の戦争をしない、そして軍隊を持

たないと書かれた憲法9条に書き込まれれば、法律は後につくられたものが優先されるということになっておりますので、今までの9条は空文化、あるいは死文化、死んでしまうということになります。今までの平和主義は、事実上意味を失ってしまいます。

そして、これがこのように改憲されれば、海外で戦争ができる軍隊に自衛隊が変わるということなのです。

そして、問題の3つ目は、軍事費が大幅にアップすることになり、税金も大幅に上げざるを得ないだろうということが言われております。今でも社会保障のお金が削られています。これが軍事費アップでますます削られていく、国民の暮らしが守れなくなっていく、そういうふうになっていくことが目に見えています。

ですから、憲法9条を変えられ、自衛隊の条項が加えられるようになれば、今ある自衛隊が書き加わるだけではないんです。日本に今まであった平和主義が一変してしまい、お金の使い方も変えられてしまうということでもあります。そういう意味で、憲法9条は絶対に変えてはならない、守ってほしい。こういうことを書いた請願は、私は採択して、関係機関に上げてやるべきだと思うのです。

そしてまた、題目は憲法9条を守ることに、請願項目で9条以外のことも書いているわけですが、確かに題目と項目がちょっと違うような感じもしますが、そういった点が疑問であれば、一番の趣旨である憲法9条を守るという、その点だけで部分採択ということもあったかもしれません。そういうことも私は委員会として考えて、憲法9条は守らなければいけないという立場に立っていただきつつあります。そういう意味で、私は憲法9条を守ることを求める請願に賛成討論を終わります。

小野周一議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第6号憲法9条を守ることがを求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第6号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 それでは締め切ります。

表決の結果は、賛成が3票、反対が14票で、賛成少数でございます。よって、請願第6号は不採択と決しました。

産業厚生常任委員長報告

小野周一議長 日程第4議案第82号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

(佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇)

佐藤卓也産業厚生常任委員長 それでは、私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案2件です。

審査のため、12月11日午前10時より議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第82号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、商工観光課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

商工観光課の説明では、新庄市エコロジーガーデンに宿泊交流施設を新たに設置するため、エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正するため提案するものと説明がありました。

審査に入り、委員からは、宿泊の際の利用可能な時間は何時からかなどの質疑がありました。

商工観光課からは、宿泊の場合は、午後3時から翌日の10時までと設定しているとの説明がありました。

また、別の委員からは、管理は商工観光課ということで、指定管理とかは考えていないのかという質疑がございました。

商工観光課からは、今回市の直営でスタートさせていただきたいと考えているが、現在エコロジーガーデンの第4期利用計画を策定している中で、施設全般の運営管理、宿泊交流施設の運営も含めた形で、平成32年以降、民間委託でできるような形で今後検討していくと第4期利用計画案のほうには掲載しているとの回答がありました。

採決の結果、議案第82号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

都市整備課からは、公営住宅法が改正されたことにより、新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを提案するものと説明がありました。

審査に入り、委員からは、認知症患者等の収入申告免除ということだが、今まで認知症だと思われる方で申告しなかったため家賃が上がってしまったという事例はあったのかなどの質疑がありました。

都市整備課からは、家族の方とかから申告をいただいておりますので、今までこういった事例はありませんでしたとの説明がありました。

また、別の委員からは、市営住宅に入居する際は警察との協定により暴力団照会をかけ確認するとあるが、入居後暴力団員になった場合はどうなるのかという質疑がありました。

都市整備課からは、入居している周りの方から苦情等があった場合は、再度警察に照会をかけ、暴力団と確認された場合は退去勧告を行うとの回答がありました。

その他、質疑等がありましたが、採択の結果、議案第83号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

小野周一議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第82号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

日程第6議案第84号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

小野周一議長 日程第6議案第84号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件に関しては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 2つです。

14ページの3の1の灯油助成事業ですが、300万円というふうに上げられていますが、この内容はどうか。

それから、2つ目は、18ページの7の2に中心市街地活性化推進事業費補助金がマイナス36万円になっていますが、どういうことで、どういう内容で、どうして減額になったのかということをお願いします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 灯油購入助成費に関する御質問でございますけれども、灯油の購入助成に当たりまして、住民税非課税世帯のうち70歳以上のみの世帯、あとひとり親世帯、重度障害者世帯、これらの世帯に対しまして1世帯3,000円を助成するというような内容でございます。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 中心市街地活性化推進事業費補助金の減額部分でございますが、こちらにつきましては、株式会社TCMが主体となって実施していた空き店舗を活用した活性化事業、機織り長屋というものがあつたんですが、そちらが移転したということで、その後TCMのほうでこちらの活用のほうを検討していたところですが、新たにその空き店舗を活用した事業は今年度できないということでありましたので、その部分を減額させていただきました。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） この灯油助成事業は、市民にとってありがたいというか、低所得の方々で暮らしておられるの方々にとって非常にありがたいものだと思います。これについては、3,000円ということでしたが、申告を待たずに該当者はほぼわかるわけですので、送付してもいいのではないかなと思うんです。そうしないと、わざわざタクシーに乗ってやってこなきゃいけないのかなんていうことで、かえってお金がかかったりしてつらい、いいわいいわ、なんてなってしまうかもしれませんので、該当だと市でわかるわけですから送付してはどうかと思うんですが、どうでしょうか。

また、灯油は使わないけれども、収入基準やその該当になっているんだという方が、市民がおられます。そういう方には、灯油は使わないんだけど電気は使うわけですから、お金で支援という形にしてあげれば、収入もその家庭の状況も、非課税世帯で低所得だということありますので、市として応援するんだという姿勢をそういう形でも示してもいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

それから次に、中心市街地活性化推進事業費補助金が空き店舗活用のみの話になっているようです。しかし、中心市街地を見れば、そこに商業を構えて頑張っておられる方がいるんで

す。その方々に対して、金融支援とか、そういうことが私は必要だと思うんです。そういう考えも必要でないかなと思うんです。

例えば、信金に、このたびわかったのは9,900万円ほど市のお金を預託しているわけです。そのお金で本当は金融の応援ができるはずなのに、使えないでいる中心商店街の商店の方々がおられます。そういう方々にこそ、その信金に預託しているお金などを使って、利子を非常に安くして融資されれば頑張れると、続けられると。この新庄市の顔である商店街で頑張っている人たちがいるわけですから、そこを応援するやり方を市独自でやるべきだと。このぐらいのお金でもできるかもしれないし、考えていただけないかなと思うんですが、どうですか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 1点目の該当者の方に送付できないのかというふうな御質問でございますけれども、該当者の方の中には、必ずしも御自宅で過ごしている方だけではございません。特別養護老人ホーム、病院に入院中、あるいは有料老人ホームというふうなことで、長期間にわたって入居されている方もいらっしゃるというふうなことになりますので、確実に在宅でお過ごしされている方々に対する助成というふうなことで考えております。

あと、2点目の電気を使って暖をとっている方への支援というふうな部分でございますけれども、こちらの灯油購入の助成につきましては、灯油価格の高騰による県の補助事業ということで、市としましてもその部分の助成というふうなことで考えております。以上です。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 中心市街地商店街の活性

化ということで、まず1点、今回減額になった補助金は、家賃部分でございますが、TCMのほうにはその他中心市街地を使った活性化事業として、まちなかひなめぐりやまちなか楽校等、各商店街と連携した事業をしていただくために、別に20万円ほど補助をしているということ、まず1点お知らせしたいと思います。今回は、あくまで減額したのはそういった空き店舗が使われないということで減額したと。

あともう1点、金融支援につきましては、一例ですけれども、我々のほうでも、例えば小売商業振興資金融資制度、預託金制度、先ほど議員からありましたようにそういった制度がありまして、原資預託額の5倍以上の融資を願いますというような制度的なものはつくっておりますし、そのほか県と連携して信用保証制度を使う商工業振興資金制度、さまざまなことの窓口を行っております。

さまざまな金融の部分での貸し出しというのは、やはり金融機関のいろいろな審査に基づくものであると思いますし、行政といたしましては、より金融機関に貸し出ししていただけるようなそういう制度支援を行っているということで、御理解お願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 灯油助成について、確実に在宅の方へということでありました。それは、そのことはそうだなと思います。そういう意味で、でも申請者が低所得者だと、しかも弱い方々だと考えたら、なるだけ本人の負担が少ないように、御苦労ではあります、民生委員に行き来してもらおうとか、そういう形でなるだけ本人が余り御苦労にならないようにやれる方法は、申請できる方法など、どのように考えておられるかも一度お願いします。

それから、金融のことで、小売商業振興資金融資制度があるというお話でしたが、残念ながら

ら食堂、レストランがこれに該当しないと聞きました。そんなことでは、この中心商店街で頑張っておられる食堂やレストラン関係の方が使えないんです。そこには、市独自で続けていただくと。お客さんが結局、せっかく中心商店街にいらしても、食べたり飲んだりする場所がないというようなことになっては困りますので、頑張っている、今頑張っている方に、金融支援で続けていただけるように応援するのが市じゃないかな、中心市街地活性化の大きな狙いじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 申請者の方に御負担をかけない方法でというふうな御質問でございましたけれども、市のほうでは皆さんに対する周知としまして、広報のほうと、あと全戸回覧、あともう一つが民生児童委員の方々に対して個別に事業の開始をお知らせする予定でございます。その民生委員の方に対しては、申請書のほうもあわせて同封しまして、民生委員の方々のそれぞれのかわり方、さまざまですけれども、個別に申請書を受け取って窓口にお持ちいただいて、なおその対象になった場合、助成券をさらに自宅までお届けしてというふうな手厚い対応をさせていただいているところもございますので、申請者の方々がそれぞれ窓口まで来て申請しないと助成が受けられないというふうな状況になってございませぬので、その辺の点について御理解いただければなというふうに思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 金融制度につきましては、金融機関、また商工会議所、商工会、また信用保証協会等さまざまな機関と連携して制度設計

というものをしていかなければいけない部分かなと思いますので、研究させていただければと思います。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 20ページの8款6項2目の雪総合対策費、ここについて質問いたします。

説明欄のほうに金沢地区ほかの流雪溝の用水導入事業費の減額が4,236万5,000円というふうに記載しています。それで、この工事が縮小したというふうになるわけでございますが、その理由を、どういうふうな理由でこれを減額せざるを得なかったかと。それから、今の状況、進捗状況はどういうふうになっているかということお伺いしたいと思います。

先般、11月20日から3日間、私ども全員で議会報告会、市内9カ所で行ってまいりましたが、どこの会場でも漏らさず、特に冬季、降雪期を迎えると雪の問題が間違いなく毎回出てきます。今回も相当な要望要求を受けたわけですけれども、やはり新庄市にとっては雪の問題は第一に解決していかないと、いろんなことが尾を引いてくるというふうになるかと思うので、答弁を聞いてからにしますけれども、減額するというのはどうも私は納得がいかないんですけれども、その辺どういうふうになっているか教えてくださいたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 減額につきましては、補助事業なものですから、国から内示を受けまして、それに基づいて事業を進めておりました。それで、金沢地区につきましては、事業費が今般確定したものですから、それに合わせて精算する形で減額をさせていただいたということでございます。

それで、事業の進捗状況はどうかというお話があわせてありましたが、この金沢地区については、県と共同でやっております、約半分くらいの進捗だろうというふうに思っております。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） この水を一刻も早く、一日も早くというふうな要望は、計画当初から要望が、影響を及ぼすような受益地の皆さんが首を長くして待っているというのは御承知かと思えます。

それで、どういうふうな状況で減額されたか子細はちょっとわかりませんが、これはやっぱり万難を排して、早期にこれが完成するような努力を続けねばならないと思っております。今回はもちろん、いつ来るんだというふうなことは、報告会の中で言われているわけですから、こちらはやっぱり答弁のしようがなくなって、理由がどうであろうととにかく早期の完成をとということで、やっぱり都市整備課の関係者の方は県とともに努力していかなければならないということだろうというふうに思えます。

それで、一番大事なことは、雪の問題、どうやってこれを毎年クリアしていくかというふうになるわけですが、この辺はしっかりと我々議会のほうに、都市整備課はことしの計画ということをしつかりと我々に教えていただかなければならない。あたりなかつたり、体制がどうも市民のほうに届いていない。まだ届いていないんですね、その受け付けの窓口。大分なれてきたんですが、まだ質問が相当出てくるんですね。ですから、もう少し詳しく我々に教えていただきたい。今度はこういうふうな計画で、ここを改善してこういうふうにするというようなことを、やっぱり降雪前に説明をしてもらいたい。我々が質問してからでなくて、都市整備課は率先して我々のほうに情報を確実に提供するというふうにしてもらいたいと思えます。

以上です。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 2点ほど質問させていただきます。

最初に、今回の補正で5ページの臨時財政対策債を補正前の5億1,000万円から補正後5億3,792万円に補正をした理由と、次に10ページの商工費寄附金、観光費寄附金について、これはいつどちらからどのような形で寄附があったのかと、あわせて、歳出の18ページの観光振興対策事業費、こちらの新庄まつり実行委員会負担金、あとは印刷製本費、こちらはどのように使われるのかということをお聞かせいたします。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 初めに、臨時財政対策債の補正ということで御質問ですので、お答えしたいと思います。

臨時財政対策債につきましては、財政の財源不足の補填の措置というようなことで発行が許可されているいわゆる起債なわけですが、今年度当初予算で5億1,000万円、最初に予算措置をしているところだったんですが、今回12月補正として、さまざまな事業の執行に財源が不足するというようなことで、2,792万円を補正させていただいたというようなことでございます。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 まず初めに、10ページの観光費寄附金のほうを御説明申し上げます。

総額で230万円ですが、寄附金の種類といたしましては2種類ございます。1点、そのうちの200万円分が、新庄信用金庫より8月21日に寄附がございましたけれども、ユネスコ無形文化遺産登録記念定期預金寄附金という制度をつくっていただきまして、そちらのほうをいただいたものでございます。

もう1点、30万円のほうですが、こちらは実は埼玉県に御在住の方でございまして、こちらに来られたんですが、実は奥様がお亡くなりになったんですが、新庄市の御出身だったということで、ぜひ新庄市のほうで今力を入れていらっしゃるインバウンド事業、いわゆる外国からの誘客事業、そうしたものに使ってくださいということで、わざわざ来られまして、妻の出生地である新庄市へということで30万円御寄附いただきました。

18ページの観光振興対策事業費でございしますが、この寄附金を活用しまして、新庄まつり実行委員会負担金200万円、こちらは山車若連のほうにそのまま補助金というような形で実行委員会を通じてお渡ししたいと考えております。

それで、印刷製本費は、先ほど申しましたように、埼玉の方からいただいた寄附金をもとに、その趣旨に合ったような形で、マップ等をおつくりしてはどうですかということでしたので、そちらのほうをつくる予定でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 臨時財政対策債なんですけれども、補正前の5億1,000万円から2,792万円の増額、これは発行可能額マックスの金額であると思うんですが、この増額をどうしてもしないと運営が難しいということなんですかということと、お祭りの寄附金については、30万円の内容はわかりました。これが、インバ

ウンドのマップ、どのようなマップを今考えているのかということと、200万円の寄附金については、信金からということで、8月21日に寄附を受けたものがこの12月補正になったということの理由を伺いたいと思います。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 臨時財政対策債をこの段階で使う必要があったのかと、いわゆる起債する必要があったのかというふうなことかと思うんですけれども、議員御存じのとおり、市のいわゆる財政の基本としては、いわゆる税収というのがございます。また、税収については、平成29年度まだ途中でございますので、どの程度最終的な歳入が見込めるかまだはつきりはしない。ですから、そこを延ばすというのは非常に危険があるということが一つあるかと思えます。

また、例えば財政調整基金の取り崩しというようなことも考えられるということはあるんですけれども、また今回土地の売り払い収入を財政調整基金に積み立てるといような予算措置も案として示してございますので、それを充ててはどうかというふうな御意見もあるのかとは思います。

ただ、いわゆる予算措置といいますのは、バランスを持ってやらなければいけないというようにもございまして、それで特に財政調整基金に関しましては、今後さまざまな事業に対して充てていけないといけないという部分がかかなり大きくあるというようにもございまして、極力財政運営としては残していきたいというのが1点ございます。

それで、臨時財政対策債につきましては、そのよしあしは別にして、いわゆる交付税措置100%というように非常に有利なものでございますので、まずそれを充てられるものは充てようというように、今回補正をさせていた

だいたところでございます。以上です。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 マップ等につきましては、寄附をいただいた方とも御相談したんですけども、市内の観光スポット的なものを入れた市内マップ等を、外国語の入ったそういったマップをつくっていただければ、御自身もかなりいろんな方を知っているということで、奥様の生まれた新庄のほうを御紹介したいということで、そういったものをつくりたいと思っております。

もう1点、寄附金が12月補正になった理由というのが、8月の下旬に入ったということでございまして、納入になってからの予算化をするということで、9月議会には間に合わなかったと、そういうことでございます。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) 臨時財政対策債、9月の議会でも質問させていただいたんですが、起債をする利率の部分で有利だという考え方もあるのかと思うんですが、累積をやっぱり考えていくと、本当に政府が100%後年措置をするんだろうかというような、自分はとても懸念があるんですね。それで、結局累積していったものが将来の市民のほうにやっばりのしかかってくるということを考えると、この取り扱いということをもっと議論しなければいけないのではないかなと思っております。

それで、よく後年措置をされるから大丈夫だとか、あとは基準財政需要額へ相当額を算入されているというんですが、実際本当に実額でどの程度、実額でどのくらい交付税措置をされているのか、そんなところを示していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうかということ。

あと観光費寄附金のお祭りのところ、200万

円についてだったんですが、若連の方々がやっぱりその寄附金の内容を聞いていて、十分声も聞いていると思うんですが、やっぱり町内によっては大変苦しい台所事情だということなんですね。それで、いろんな20町内ある中で、それぞれ町内ごとによって持っている問題、課題がやっぱり違って、そういった声をちゃんと聞いていらっしゃるのかどうかということもお伺いしたいなと思って質問しましたが、若連の方々から、今後、現在ユネスコになったんだけど、それは喜ばしいことなんだけれども、長く先を考えていくと、本当に維持できていくんだろうかという不安の声もやっぱり聞こえるんですね。それで、今回を機会に、ユネスコを過ぎて1年目を終えたわけなんですけど、若連の方たちからどんなような声を聞かれているかなども伺いたいなと思いました。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 臨時財政対策債に関する御懸念については、やはり議員おっしゃることも一理あるのかなというように思います。ただ、今の制度では、もともと臨時財政対策債の成り立ちとして、いわゆる交付税措置が減額されてきたものを補填するというような意味もあつての制度でございます。

それで、新庄市の状況を申しますと、平成26年あたりからずっと減らしてきたことは減らしてきたというような経過がございます。今年度、当初予算より若干増額はさせていただいたんですが、やはり今後も減らしていく努力は続けていかないといけないんだろうなというふうには思います。

ただ、そこでいわゆる基準財政需要額に算入されるというようなことでどの程度かということもございまして、基準財政需要額の考え方としては、その数値がそれに算入されるというようなことでございまして、その補填が幾らか

というようなどころまではなかなか出ないのかなと思います。

また、いわゆる対策債でございますが、この対策債以外の地方債を全て含めまして、これを例えば減らすことは財政調整基金の取り崩し等で当然可能だというようなことはあります。そうすると何につながっていくかという、やはり基準財政需要額の減と、いい面でいけば例えば硬直化を抑えるというような働きも実際には出てくるわけなんですけれども、やはりそこは先ほど申しましたとおり、どういった歳入、収入をどのように充てていくかということは、やはりバランスを持ってやっていかないとはいえないだろうと。

例えば、ここで財政調整基金を全て取り崩して起債の償還に充てるというようなことであれば、一時的には非常にいわゆる借金が少なくなると財政の硬直化は、数値は下がるというようなこともあるんですけれども、やっぱり今後さまざまな事業を展開していく上で必要な資金としては残しておく必要もやはりあるだろうというようなところで、はっきりとは申し上げられないところはあるんですけれども、やはり全て税収であったり基金であったり、そういったものはバランスの上でやっていく必要があるんだろうなというふうに考えてございます。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 この寄附金につきましては、本日議会のほうで御承認いただければ、まずなるべく早いうちに実行委員会のほうにお渡しして、若連のほうに助成できるような形でやっていきたいと我々のほうでも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、若連の声の吸い上げ方ということでは、何度か申し上げておりますけれども、新庄まつりにつきましては、まつり実行委員会という形で、祭りの若連が主体となってさまざまなこと

を御意見いただく場としてつくりまして、その中に祭りの振興部会、祭りの運営部会、祭り行事部会という3つの部会を入れて、それぞれ若連の代表者の方に入っておりますので、まだまだ始まったばかりでございますけれども、ユネスコにもなったということでもありますので、そうしたまつり実行委員会を通じていろんな声をお聞かせしていただきながら、一緒に新庄まつりの振興を考えていきたいと思ひます。

小野周一議長 ほかに質問ありませんか。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) 私から1点だけ質問させていただきます。ページ数になります。10ページ、17、1、6教育費寄附金、ここにスポーツ振興費寄附金がございます。それに関連しまして、ページ数23ページ、10款5項ハーフマラソン実行委員会負担金について質問させていただきます。

こちらは、新庄市で初めて行われたハーフマラソン大会で寄附金をいただいたことは非常にいいことだと思いますし、寄附なされた方に感謝を申し上げたいと思ひます。それにおきまして、この実行委員会のほうでどのような扱い方をしたのか、1点お伺ひいたします。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 実行委員会を立ち上げて以降、9月に入りまして、協賛金という形で各企業のほうを訪問させていただいたところでございます。その中で、沼田建設のほうにお伺ひしたときに、ぜひ地域貢献事業としても考えていた部分もあるというようなことで、100万円ほど寄附させていただけないかということで、実際に9月に入っていましたので、いわゆる地域貢献事業というようなことでもありましたので、一旦市のほうに寄附金というような形で頂戴させていただきまして、それで実際にはハー

フマラソンのほうでということだったものですから100万円のほうを頂戴しながら、またほかの協賛金の関係では40企業ほど、36万円ほどいただいておりますが、実際の使われ方としましては、振る舞い関係と、あとはのぼり旗のほうに使わせていただいたということになってございます。以上でございます。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。振る舞いのほうとのぼり旗ということだったので、のぼり旗をつくったということは、来年度もするのかなと考えておりますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 ことし第1回というようなことで、まだまだ不十分なところもありますが、ぜひそういった課題を解消しながら、もっと全国に周知させていただきながら、もっと拡大しながら第2回、第3回と継続してやっていきたいというように思っております。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第84号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第7議案第85号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

小野周一議長 日程第7議案第85号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第85号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第8議案第86号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計

補正予算（第4号）

小野周一議長 日程第8議案第86号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件につきましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第86号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第9議案第87号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

小野周一議長 日程第9議案第87号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、既に説明が終わってお

りますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第87号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第10議案第88号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）

小野周一議長 日程第10議案第88号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第88号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第11議案第89号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

小野周一議長 日程第11議案第89号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 57ページの2の5で施設介護サービスの給付費が大幅に減額になっています。新しい特別養護老人ホームのことで、前に、働く方が少ない、不足しているために、80人入れるようにつくったけれども60人しか今のところ入れていないんだ、入れられないんだという話を聞いていたのですが、それはその後どうなったのか。人員不足、人手不足は解消になったのか、お願いします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、

加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 特別養護老人ホーム定員の件に関してでございますけれども、今のところ80床定員のところ60床というふうなことで、前回御説明した以降、定員のほうは変化ございません。その背景としまして、やはり介護人材の不足というふうなところは依然解消されていないというふうな状況になってございます。以上です。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 市民からは、入りたいというふうに希望したけれども、入れないと言われて断られたというような声も聞きました。これは、家族にとって、市民にとって、介護保険料を払っているのに入りたいといっても入れないというのは、我慢できないというか、ちょっといかがなものか、ひどいことだなと思いますので、市としては人材不足をどのようにして解消するおつもりなのか、施策などをお願いします。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開します。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 特養のほうに入所申し込みをしても入れないというふうな声があるというふうなことのように思いますが、現在、新庄市のほうに在宅での待機者が32名ということで把握しております。新庄市内

の特養に関しては満床というふうな状況でございますけれども、管内の町村のほうは新たな申込者がなく審査会も開いていないというふうな状況の声もお聞きしておりますので、緊急というふうなことであれば、介護保険、できれば市内の施設にというふうな御希望もあるかと思うんですけれども、そういった家族状況を勘案しまして、近くの特養にということでお勧めを私どものほうでしたいなというふうなことで考えておりますので、そういった案件がございましたら成人福祉課のほうに御紹介いただいて、私どものほうで相談にお邪魔したいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、介護人材の不足に向けて、市が具体的にどういうふうな解消に向けて考えがあるかという点でございますけれども、介護職場での介護職、看護職も含めてそうですけれども、人材不足というふうなところはやはり深刻な状況にあるなということで、ハローワークの求人情報なんかを見ましても、毎掲載しているような状況で、解消されていないなということで把握してございます。

この7月に県のほうと合同で最上介護人材ネットワークという協議会を立ち上げてございます。介護職を求めるサービス提供事業者、あるいはその当事者、介護福祉士、ケアマネなど福祉現場で働く職能団体、または生徒の進路指導に当たる先生方も含めまして、あと介護人材の育成教育機関である新庄のコアカレッジも含めまして、最上地域全体で今後の介護職不足の解消に向けて、今協議しているようなところで、市としましてもそういったところに御意見をいただきながら検討していきたいというふうなことで考えてございます。以上です。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第89号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第12議案第90号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

小野周一議長 日程第12議案第90号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第90号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

小野周一議長 日程第13議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第91号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時53分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、農業委員会より会長職務代理者今田則雄君が出席しておりますので、よろしくお願いたします。

日程の追加

小野周一議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

（佐藤義一議会運営委員長登壇）

佐藤義一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の結果と経過について報告いたします。

本日午前11時45分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部からは副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第92号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の

設定についての議案1件及び議案第93号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第6号）から議案第97号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算5件並びに議案第4号地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書の提出についての議案を1件、本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願ひします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、補正予算5件、議案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件、補正予算5件、議案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時03分 休憩

午後1時05分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第14 議案第92号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

小野周一議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第14議案第92号新庄市一般職の職員の給

与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第92号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告に鑑み、職員及び特別職の給与について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、勤勉手当を0.1月引き上げることが主な内容となっております。あわせて、子に係る扶養手当について400円の引き上げを行うものであります。

また、本市一般職の職員の勤勉手当の改定に鑑み、議会の議員、市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当につきましても、支給月数を0.05月引き上げるものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行することとし、一部を平成30年4月1日から施行とします。期末勤勉手当及び扶養手当については、本年4月1日から遡及適用するものであります。

以上、御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第92号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 人事院勧告にのっつてということですが、市職員、一般職員は1人当たり幾らぐらい年額にして上がるのか。それから、市三役及び議員は1人当たりそれぞれのぐらい上がるのか、お願いしたいと思います。

それから、もう一つは、人事院勧告というのは、特別職に当たる市三役や議員は人事院勧告に該当するものなのかどうなのか、お願いします。

小関 孝総務課秘書職員室長 議長、小関 孝。

小野周一議長 総務課秘書職員室長小関 孝君。

小関 孝総務課秘書職員室長 私からお答え申し上げます。

まず、最初の御質問の職員1人当たり幾ら上がるのかというふうな御質問でございますけれども、市の一般職において3万5,000円ほどと計算しております。また、市三役につきましては、市長、副市長、教育長、1人当たり5万1,000円アップ、それから議員の皆さんでございますけれども、議員の皆さん16名の平均にしまして2万5,900円アップ、議長、副議長を含めると平均で2万6,300円のアップということになってございます。

それから、後段の御質問でございますけれども、特別職の手当については、県の人事委員会勧告でなされた内容ではございません。ただし、山形県において、一般職の手当の動向を鑑みまして特別職の引き上げを行うと12月に議会初日に提案申し上げているところでございまして、この対応に準じた形で市でも引き上げという形で検討しておるところでございます。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 特別職は人勧にはのっていないというお答えでした。人事院勧告というのは、なぜ人事院勧告がされるようになった

のかということで見ますと、働く労働者はストライキ権なども保障されておりまして、そして待遇改善を要求する権利があるわけです。しかし、公務員からこのストライキ権を違法なものとして奪ったというか、そういう法律ができたことから、ストライキにかわる人事院勧告という形で、民間に比べて上がっている、民間が上がってればどうなのかということを出されてきた働く人たちの一般労働者のための待遇改善、賃金アップのためのものだと思います。

そういう意味で、特別職については、上げなくても何も人事院勧告に反するわけではないんじゃないですか。

小関 孝総務課秘書職員室長 議長、小関 孝。

小野周一議長 総務課秘書職員室長小関 孝君。

小関 孝総務課秘書職員室長 お答えさせていただきます。

今回、特別職の手当につきましては、県内のほかの12市でも県と同じ対応をとるということで提案中ということでございます。新庄市においても、このような動向を鑑みまして、同様の対応でまいりたいと考えており、その根本のもとにありますのは、山形県で一般職の手当の動向に配慮して特別職の引き上げを行うとした、この対応に準拠するものでございます。これまでも県準拠で勧告どおりに進めてきたと、この考え方に変わるものではございません。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 県がやったから市もやるし、ほかの市もやったからやるんだというお答えだったようです。しかし、人事院勧告というのは働く人たちのスト権にかかわる問題なんです。特別職は、スト権というのは全くかかわりのないことでありまして、人事院勧告、一般職が上がったから特別職も上げるというのは、私は間違っているんじゃないかなと思うんです。

そういう意味でやめてもいいんじゃないかなと。特別職についてはやる必要はないと私は思いますが、どうでしょうか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 佐藤議員から特別職の引き上げはどうかという御質問ですが、まず誤解されているようですが、新庄市の職員については山形県人事委員会の勧告に基づき、それに準拠して引き上げを行うと。国は国で、国のまさしく国家公務員の人事院という制度がありまして、今佐藤議員おっしゃったとおり、本来人事院の役割として、我々一般職の争議権がないかわりに人事院という制度があるのはそのとおりでございます。

その中で、今回新庄市が県の人事委員会の勧告に基づきまして、一般職員につきましては勤勉手当0.1月分を引き上げることとなりますが、それに準じて特別職につきましては、期末手当になります。特別職は勤勉手当という概念がございませんので期末手当になるわけですが、それについては0.05月分を引き上げを行うという引き上げの内容で、一般職に準じた引き上げを行うということでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っています。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ただいま副市長のお答えで、県の人事委員会勧告によって今回見直すということだったんですが、そうであったとしても、地方自治体、各自治体では必ずしもそれに従うことはないというふうに聞いております。それで、地方公共団体が給料を引き上げする場合の根拠となるのが、地方公務員法の中に記されている24条3項になるかと思えます。その中で民間事業者の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないというふうにな

っていると思います。そうすると、その民間事業者というのは、県全体ではないのではないかなと。新庄市の中の、この中で民間事業者がどういうふうな動向でどのような給料をもらっていて、どのくらいベースアップしていたのかというのをちゃんと調査をして、その段階で答えを出して、上げる上げないという話になっていくのじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 叶内議員からは、山形県人事委員会の勧告というよりも、むしろ新庄市独自のいろんな調査を行って、引き上げするのであればするような形が本来ではないかということだと思います。まさしくおっしゃるとおりだと思います。

ただ、県の人事委員会という組織、御存じかと思えますけれども、いろんな仕事を行っています。給与の勧告だけじゃなく、例えば我々いわゆる一般職員の不服申し立て、あるいは勤務時間、勤務条件等、措置要求等いろいろあるわけですが、そういう中で極めて専門的な一つの行政委員会という組織を持っているわけです。それで、残念ながら、13市どこでもそうですが、独自の人事委員会というのは持っていないという状況で、その業務については基本的には県のほうに、県人事委員会に委託をしているという状況にあるわけです。

実際、そういう状況の中で、新庄市が独自にいわゆる民間の給与等の調査をきちんとした形で行えるかということ、それは現実的にはなかなか難しいという状況の中で、先ほど佐藤議員にもお答えしましたが、国家公務員の人事院の勧告よりも、もっと身近な山形県人事委員会の勧告に基づいた対応を行っているということでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 人事委員会のその勧告に従うということも、行政の立場からすれば正当なものであるというふうに理解はできるのですが、やはり類似団体の比較カードなどを比較すると、一般職に関しては大変やっぱり比べてもまだまだ低いなど、賃金体系がですね。でも、特別職に対しては十分なんじゃないかなと思うところが私もありまして、それで今回の期末手当の見直しについて、一般職についてはむしろ上げていただいているかなと思うんですが、特別職も一緒に上げるということに対してはどうかかなというふうに思っております。

小野周一議長 自分の意見ですか。（「いいえ」の声あり）答弁。（「はい」「質問の内容、もう一度。御質問であれば、質問の内容をもうちょっと」の声あり）叶内議員、質問を整理して、再度お願いします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 一般職の方の期末手当が上がることにしては、ぜひ上げていただきたいと考えるんですが、特別職に対しては上げなくてもいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 先ほど佐藤議員にもお答えしておりますが、一般職が上がる、一般職は期末勤勉手当のうちの勤勉手当ですが、特別職、私を含めて市長、副市長、教育長、あと議員の皆さんも含めて勤勉手当というのが支給されていません。期末手当ということになるわけですが、それに今、一般職が0.1月上がるということの中で、一緒に特別職も期末手当として0.05月分アップするという考え方です。

それで、叶内議員おっしゃっている特別職というのは、我々執行部三役を指しているのか、

あるいは議員を指しているのかちょっとわからない部分ですが、決して13市の中でも新庄市の特別職、執行部三役を含め、議員の皆さんも含めて、高いランクにあるという認識はしておりません。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第92号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第92号について、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 表決の結果は、賛成15票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案5件一括上程

小野周一議長 次に、日程第15議案第93号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第6号）から日程第19議案第97号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算5件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第93号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第6号）から議案第97号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算5件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第93号から議案第97号までの平成29年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正内容につきましては、議案第93号から議案第97号までの一般会計と3つの特別会計及び水道事業会計において、議案第92号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に合わせまして所要額を補正するものがあります。

議案第93号一般会計補正予算におきましては、歳入歳出それぞれ1,312万3,000円を追加し、補正後の総額を166億5,055万9,000円とするものでございます。

補正の財源といたしましては、前年度繰越金を充てるものでございます。

また、歳出につきましては、各款ごとの職員給与費のほか、特別会計への繰出金を補正しております。

議案第94号公共下水道事業特別会計から議案

第96号介護保険事業特別会計までの3つの特別会計につきましては、3会計合計で76万3,000円を追加するものでございます。財源といたしましては、一般会計繰入金などを充てておりません。

次に、議案第97号水道事業会計補正予算でございますが、収益的支出に32万6,000円、資本的支出に5万2,000円を追加し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費において、職員給与費として37万8,000円を増額するものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第93号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第6号）から議案第97号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第93号から議案第97号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第93号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第6号）について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 8ページの1の議会費で、議員報酬等で47万4,000円、それから2の総務費で、一般管理費で市長、副市長の給与費11万3,000円、ここに教育長が入るといわけです。これらが特別職の今回の人事委員会勧告に準じて上げられる給与費だということですね。

小関 孝総務課秘書職員室長 議長、小関 孝。

小野周一議長 総務課秘書職員室長小関 孝君。

小関 孝総務課秘書職員室長 お答えいたします。

ただいま佐藤議員がおっしゃられたとおり、今回特別職のこの内容につきましては、一般職の人事委員会勧告に準じた形での対応ということでの予算であります。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第93号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第93号について、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 それでは締め切ります。

表決の結果、賛成15票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成29年度新庄市公共下水

道事業特別会計補正予算(第5号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第94号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第95号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第96号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第97号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第20議会案第4号地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書の提出について

小野周一議長 次に、日程第20議会案第4号地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

(佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇)

佐藤卓也産業厚生常任委員長 今回提出いたします議会案第4号は、地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書の提出を求める要望書が石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会会長名で新庄市議会議長宛てに提出され、11月11日、委員全員出席のもと、当委員会と慎重に協議した結果、委員会として意見書を出すべきという意見が出され、採決の結果、採択すべきものと決し、委員会として意見書を提出することとしたものでございます。

それでは、私のほうから説明させていただきます。

議会案第4号地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成29年12月15日。新庄市議会議長小野周一殿。提出者は私、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長佐藤卓也でご

ざいます。

それでは、次のページをお開きください。

地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書。

「石巻新庄道路」は、宮城県石巻市から大崎市を経て、山形県新庄市に至る地域高規格道路であり、事業中の「新庄酒田道路」とあわせて、東北中央部における東西交通軸「みちのくウェストライン」として、広域的な地域連携の強化を図る重要な役割を担っている。

また、本道路は、石巻、大崎、新庄最上、庄内各沿線地域の産業経済活動の活性化はもとより、地域間連携による観光ネットワーク形成など、新たな可能性を生み出し、大きな効果をもたらす重要なツールとして期待されており、太平洋、日本海地域を結ぶ大動脈として、災害時には、救援活動や物流面で、まさに「いのちの道」として、地域住民の生命と生活を守るための重要な横軸の道路となるものである。

しかし、自動車交通への依存度が顕著な社会環境にありながら、高規格幹線道路を軸とした道路網の整備が立ち遅れており、県道や市町道を含めた体系的な道路の早期整備が最重要課題となっている。

地域にとっては、真に必要な道路は未だ整備が進んでおらず、都市と地方の地域格差は広がる一方であり、政府の推し進める「地方創生」の実現にも大きく影響を与えるもので、重大な危機感を持たざるを得ない状況にある。

よって、地方の道路整備の必要性を十分認識され、関係地域住民の熱い要望に応えるため、次の事項について強く要望する。

記

1. 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた三陸沿岸地域の復興と社会資本のストック効果を早期に発揮させる地域高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。また、その起点となる「国道108号石巻河南道路」の早期計

画段階評価に向けた調査・検討の推進及び山形・宮城県境付近の狭隘・視距不良を解消し、冬期間を含め、安全・安心な通行を確保するため「国道47号県境バイパス整備」の早期実現を図ること。

2. 国の公共事業関係費の長期的・安定的な確保、復興関連予算の復興事業完了までの継続的な確保、並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する国の負担割合特例の継続と制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は以下のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第4号地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第4号地域高規格道路石巻新庄道路の

早期実現等に関する意見書の提出については、
原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決
システムにより採決を行います。

議会案第4号について、原案のとおり決する
ことに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸
君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票、賛成多
数であります。よって、議会案第4号は原案の
とおり可決されました。

閉 会

小野周一議長 ここで、市長より御挨拶がありま
す。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 12月議会、慎重審議まことにあり
がとうございました。

思い起こしますと、昨年12月議会、ユネス
コ指定に湧いて、心躍るような12月議会。そし
て、来年にはぜひユネスコ元年としてのさまざ
まな事業に取り組むというようなことをお話し
して終了したような気がしております。おかげ
さまで、ことし指定書を、富山県の南砺市の城
端祭に参加させていただきまして、しっかりと
ユネスコの指定書をいただきました。市民の皆
さんの力のたまもの、歴史と文化のたまものだ
ということを改めて感じさせていただいたとこ
ろであります。

本祭りは奇跡的な宵祭りをできたことにより、
本当に素晴らしいお祭りだったなというふうに
思っております。

また、そのほか大垣市ではそれをもとにした
観光協議ネットワークを開催しようというよう
なことで、来年度は新庄まつりの24日にその会
議を行うというようなことも決定したところで
あります。最後は、新庄まつり in 巣鴨という
ようなことで、雨の中でありましたけれども、
関東地区の多くの皆さんが駆け寄っていただい
て新庄まつりに応援していただいたこと、本当
に心から感謝申し上げているところであります。

さらには、ことし春から新庄藩の火消しを題
材にした小説、羽州ぼろ鳶組火喰鳥、そして夜
哭鳥、九紋龍というような3巻、今村翔吾先生
による小説が出版されましたが、これは重版を
重ねておりまして、いろいろな書評においても
高い評価を得ていると。国元の中での先日の講
演会の中でも、市民の皆さんから映画化を望む
声が大変多く上がりました。近江先生も、文字
から場面が想定できるというような素晴らしい
小説だというようなことを、書評をいただいた
わけですが、こうしたことが重なり、さらには
8月には水田竜子さんの新庄恋しやという歌も
発表されるなど、多く新庄という情報発信がで
きたのかなと、この1年そんな思いであります。

来年に向けましては、今後看護師養成機関の
準備段階に入ることも含め、地域ふるさと創生
というような大きな課題に向かっていかなけれ
ばならないというふうに思っております。

市民の皆さんが、ことし、来年と安寧な生活
を送れるよう、心から祈念したいと思います。

議員の各位におかれましても、年末年始、十
二分に体調に留意されまして、新年またしっか
りと来年以降のことについて議論できる機会を
持っていただければ大変ありがたいというふ
うに思っております。

12月議会、本当に重ねて慎重審議いただいた

ことに御礼申し上げます、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

小野周一議長 以上をもちまして、平成29年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後1時46分 閉会

新庄市議会議長 小野周一

会議録署名議員 清水清秋

〃 〃 山科正仁